原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

関原発第123号
2024年6月24日

原子力規制委員会　殿

届出者
住所　大阪市北区中之島３丁目６番１６号
氏名　関西電力株式会社
執行役社長　　森　　望

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第７条第３項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	美浜発電所 福井県三方郡美浜町丹生 ６６号川坂山５番地３
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和４１年１２月１日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	２０２４年6月２４日
協議した都道府県知事及び市町村長	福井県知事　　杉　本　達　治 美浜町長　　戸　嶋　秀　樹 滋賀県知事　　三　日　月　大　造 岐阜県知事　　古　田　　肇
予定される要旨の公表方法	報道機関への公表 美浜原子力ＰＲセンターでの閲覧 関西電力原子力情報センター（大阪市北区）での閲覧

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

美浜発電所
原子力事業者防災業務計画

２０２４年６月

関西電力株式会社

修正履歴

番　号	年　月　日	内　　容
―	平成１２年６月１６日	新規作成
１	平成１３年９月　７日	・中央省庁等改革に伴う名称変更 ・平成１２年度原子力総合防災訓練の実績を反映 ・その他
２	平成１４年８月２６日	・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・平成１３年度原子力総合防災訓練の実績を反映 ・その他
３	平成１５年９月１９日	・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・社内組織改正に伴う反映 ・その他
４	平成１６年９月１７日	・国、地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・緊急被ばく医療活動の充実強化に伴う反映 ・平成１５年度原子力総合防災訓練の実績を反映 ・その他
５	平成１７年１０月７日	・国、地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・社内組織改正に伴う反映 ・その他
６	平成１８年９月２９日	・記載の適正化
７	平成１９年９月２８日	・地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・社内組織改正に伴う反映 ・その他
８	平成２０年９月１９日	・原子力災害対策特別措置法施行規則の改正に伴う反映 ・地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・その他
９	平成２１年９月１８日	・設備保守管理体制の見直しに伴う反映 ・その他
１０	平成２２年９月１７日	・原子力防災関連資機材名称の変更に伴う反映 ・その他
１１	平成２５年３月１８日	・原子力災害対策特別措置法および関係政省令の改正に伴う反映 ・その他
１２	平成２５年１２月１９日	・原子力災害対策特別措置法および関係政省令等の改正、原子力災害対策指針改正に伴う反映 ・その他

修正履歴

番　号	年　月　日	内　　容
１３	平成２７年　３月２７日	・国の組織見直し等に伴う反映 ・社内組織改正に伴う反映 ・原子力事業者間協力協定等の改正に伴う反映 ・その他
１４	平成２８年　３月２８日	・社内組織改正に伴う反映 ・原子力防災要員の対象範囲の見直しに伴う反映 ・その他
１５	平成２９年　３月２８日	・社内組織改正に伴う反映 ・美浜原子力緊急事態支援センター本格運用に伴う反映 ・その他
１６	平成２９年１１月１０日	・国、社内の組織改正に伴う反映 ・原子力災害対策指針改正に伴うＥＡＬ見直し等の反映 ・美浜１，２号機廃止措置に伴う反映 ・その他
１７	平成３１年　１月１８日	・社内の組織改正に伴う反映 ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則に基づく冷却告示の一部改正および美浜３号機使用済燃料ピットラック取替に伴うＥＡＬ見直し等の反映 ・その他
１８	２０２０年　３月２７日	・発送電分離（分社化）に伴う反映 ・ＥＲＳＳ伝送パラメータ項目見直しに伴う反映 ・原子力災害対策特別措置法関連法令等改正に伴う反映 ・その他
１９	２０２０年　８月２１日	・原子力災害対策指針等改正に伴うＥＡＬ見直し等の反映 ・ＥＲＳＳ伝送パラメータ項目見直しに伴う反映 ・その他
２０	２０２１年　８月２７日	・社内組織改正に伴う反映 ・原子力災害対策指針等改正に伴うＥＡＬ見直し等の反映 ・原子力事業者間協力協定見直しの反映 ・その他
２１	２０２２年　６月２４日	・社内組織改正に伴う反映 ・原子力災害医療に係る体制等の反映 ・その他
２２	２０２３年　８月２５日	・原子力災害医療充実に伴う反映 ・ＥＡＬ判断基準に係る解釈の明確化の反映 ・その他

修正履歴

番　号	年　月　日	内　　容
２３	２０２４年　６月２４日	・社内組織改正に伴う反映 ・福井県緊急時モニタリング実施要領改正の反映 ・その他

目　　　次

第１章　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第１節　原子力事業者防災業務計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２節　定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第３節　原子力事業者防災業務計画の基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第４節　原子力事業者防災業務計画の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第５節　原子力事業者防災業務計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第２章　原子力災害予防対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第１節　原子力防災体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
１．体制の区分および連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
２．原子力防災組織、原子力防災要員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
３．原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務・・・・・・・・・・・・・ 8
第２節　原子力防災組織の運営方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
１．体制の発令および解除の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
２．権限の行使・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３．要員の非常招集の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
４．通報連絡先の一覧表の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第３節　放射線測定設備および原子力防災資機材の整備・・・・・・・・・・・・・１２
１．敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査・・・・・・・・・・・・・・１２
２．原子力防災資機材の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
３．その他原子力防災関連資機材等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
４．本店におけるその他原子力防災関連資機材等の整備・・・・・・・・・・・１３
第４節　緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備・・・・・・・・・・・・１３
１．緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・１３
２．発電所対策本部に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
３．本店対策本部に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
４．原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料・・・・１４
５．原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料・・・・・・・・・・・１４
第５節　緊急事態応急対策等の活動で使用する施設および設備の整備、点検・・・１４
１．緊急時対策所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
２．集合・退避場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
３．緊急医療処置室等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
４．気象観測設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
５．安全パラメータ表示システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
６．安全パラメータ伝送システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
７．事故一斉放送装置および所内放送装置等・・・・・・・・・・・・・・・・１５

８．原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室・・・・・・・・・・１５
９．原子力事業所災害対策支援拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第６節　原子力防災教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
１．発電所における原子力防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
２．本店における原子力防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第７節　原子力防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
１．発電所における訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２．国または地方公共団体が主催する訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第８節　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
１．国との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２．地方公共団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
３．防災関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
４．原子力緊急事態支援組織の体制および運用・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
第９節　周辺住民に対する平常時の広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

第３章　緊急事態応急対策の実施等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
第１節　通報、報告等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
１．警戒体制および原子力防災体制の発令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
２．施設等の立上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
３．通報の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
４．情報の収集と報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
５．通話制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
６．原子力事業所災害対策支援拠点の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
７．他の原子力事業者等への支援の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
第２節　応急措置の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
１．応急措置の実施および概要の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
２．退避誘導および発電所内入域制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
３．放出放射能量の推定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
４．消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
５．原子力災害医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
６．二次災害防止に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
７．汚染拡大の防止および防護措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
８．線量評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
９．要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
１０．美浜地域の緊急時対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
１１．広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
１２．応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
１３．原子力災害の拡大防止を図るための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

１４．被災者相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
１５．運搬に係る応急措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第３節　緊急事態応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
１．原子力緊急事態の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
２．応急措置の継続実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
３．要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

第４章　原子力災害事後対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
第１節　原子力災害事後対策の計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
１．原子力災害事後対策の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
２．原子炉施設の復旧対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
３．原子力防災体制および警戒体制の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
４．原因究明および再発防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
５．汚染の除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
６．被災者への生活再建等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
第２節　要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

第５章　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
第１節　福井県内の他原子力事業者への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
第２節　福井県外の原子力事業者等への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
第３節　附則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

第１章　総則

第１節　原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）第７条第１項の規定に基づき、美浜発電所(以下「発電所」という。)における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とする。

第２節　定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）原子力災害

原子力緊急事態により国民の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。

（２）原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和３６年法律第１４７号）第２条第１項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質または放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

（３）原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等を含む。）をいう。

（４）原子力緊急事態宣言

原災法第１５条第２項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

（５）原子力緊急事態解除宣言

原災法第１５条第４項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

（６）緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

（７）原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第２条第２項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

（８）原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成１２年政令第１９５号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「規制法」という。）第１３条第１項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）を受けた者

ロ　規制法第２３条第１項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者

ハ　規制法第４３条の３の５第１項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可を受けた者

ニ　規制法第４３条の４第１項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ホ　規制法第４４条第１項の規定に基づく再処理の事業の指定を受けた者

ヘ　規制法第５１条の２第１項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ト　規制法第５２条第１項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第５７条第１項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

（９）原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場または事業所をいう。

(10) 原子力防災管理者

原災法第９条第２項の規定に基づき、発電所を統括管理する美浜発電所長をいう。

(11) 指定行政機関

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第２条第３号に規定する機関をいう。

(12) 指定地方行政機関

災対法第２条第４号に規定する機関をいう。

(13) 緊急事態応急対策等

原災法第１６条に規定する原子力緊急事態に係る原子力緊急事態応急対策および原子力災害事後対策をいう。

(14) 所在都道府県

美浜発電所が所在する福井県をいう。

(15) 所在市町村

美浜発電所が所在する美浜町をいう。

(16) 関係周辺都道府県

美浜発電所から３０ｋｍの区域内にあり、同発電所に関する地域防災計画を有する滋賀県および岐阜県をいう。

(17) 関係周辺市町村

美浜発電所から概ね３０ｋｍの区域内にあり、美浜発電所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき美浜発電所の原子力災害の発生または拡大防止を図ることが必要であると所在都道府県知事または関係周辺都道府県知事が認めた福井県の敦賀市、若狭町、南越前町、越前町、小浜市、越前市、および滋賀県の高島市、長浜市ならびに岐阜県の揖斐川町をいう。

(18) 緊急時対策所

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原災法命令」という。）第２条第２項１号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

(19) 原子力事業本部緊急時対策室

原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための原子力事業本部の緊急時対策室をいい、原災法命令第２条第２項３号に定める原子力施設事態即応センターをいう。

(20) 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設、関係機関および原子力事業者の緊急時対策所等を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワークおよび衛星系ネットワーク）をいう。

(21) テレビ会議システム

統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムをいう。

(22) 原子力事業所災害対策支援拠点

原災法命令第２条第２項２号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

(23) 原子力緊急事態支援組織

原災法命令第２条第２項７号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材または機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

(24) シビアアクシデント

設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事象を

いう。

(25) 緊急時活動レベル（ＥＡＬ：Emergency Action Level）

国や地方公共団体が防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。原子力事業者が観測可能な原子力施設等の状況（プラントの状態等）で表される。

(26) 警戒事象

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象または緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。

第３節　原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力発電所の設計、建設、運転の各段階および事業所外運搬においては、規制法等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質または放射線が異常な水準で原子力発電所外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、またはそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法、その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止および復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策（原災法第１０条第１項に規定する通報、原災法第２５条に規定する応急措置を含む。以下同じ。）、原子力災害事後対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段　　階	施　　策
原子力災害予防対策	周到かつ十分な予防対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育および原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣および資機材の貸与等
原子力災害事後対策	適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣および資機材の貸与等

第４節　原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用にあたっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策の各段階において、災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

（１）防災基本計画　第１２編　原子力災害対策編

（２）所在都道府県、所在市町村および関係周辺都道府県の原子力災害に関する地域防災計画

（３）関係周辺市町村の原子力災害に関する地域防災計画

第５節　原子力事業者防災業務計画の修正

（１）原子力防災管理者は、この計画が前節（２）の地域防災計画と抵触しないことについて、所在都道府県、所在市町村および関係周辺都道府県の意見も聴いた上で、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは次の手順によりこれを修正する。

なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨を意見を聴いた地方公共団体および原子力防災専門官に報告する。

ａ．修正案の作成にあたっては、この計画の修正案が地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。

なお、環境放射線モニタリングに関する事項については、上席放射線防災専門官の指導および助言を受ける。

ｂ．所定の手続きにより所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に、この計画を修正しようとする日の６０日前までに修正案を提出し協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。

ｃ．この計画を修正した場合、所定の手続きにより様式１－５－１を用いて、速やかに内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

（２）原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に対し、この計画の作成または修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存する。

第２章　原子力災害予防対策の実施

第１節　原子力防災体制等の整備

１．体制の区分および連携

（１）警戒体制

警戒事象が発生したとき、または原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは、要員招集、情報収集および連絡体制の構築を図ることにより初期対応を確実かつ円滑に行うため、警戒体制を設ける。

（２）原子力防災体制

原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、下表のとおり原子力防災体制を定める。

（３）体制の区分に応じた関西電力送配電株式会 社との連携

原子力防災体制等発令時は、この計画のとおり関西電力送配電株式会社と一体になって対応する。

原子力防災体制の内容

発生事象	体制の名称
原災法第１０条第１項に該当する特定事象が発生した場合	原子力防災体制

２．原子力防災組織、原子力防災要員等

（１）発電所

ａ．原子力防災管理者は、発電所に別図２－１－１に定める原子力防災組織を設置する。

ｂ．原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な業務を行う。

ｃ．原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員を置くものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表２－１－１に定める業務を行う。

ｄ．原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたときまたは変更したときは、所定の手続きにより様式２－１－２を用いて、配置または変更した日から７日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に届け出る。

ｅ．原子力防災管理者は、原子力防災要員のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めるとともに、本店からの派遣要員を確認する。

（ａ）指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力

（ｂ）指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力

（ｃ）他の原子力事業者および事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力

（２）本店

ａ．社長および原子力事業本部長は、本店に別図２－２－２に定める本店原子力緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）の組織を整備する。

ｂ．本店対策本部の組織は、この計画に従い、本店における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生または拡大等を防止するために発電所が行う対策活動を支援する。

ｃ．社長は、原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関および指定地方行政機関ならびに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。

なお、本項（１）から（２）に記載する各対策本部の組織全体図を別図２－２－３に示す。

３．原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務

（１）原子力防災管理者は、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

ａ．原災法第１０条第１項の規定による通報

ｂ．原災法第２５条第１項の規定による応急措置

ｃ．第２章に規定する原子力災害予防対策の実施、第３章に規定する緊急事態応急対策の実施等および第４章に規定する原子力災害事後対策の実施（ａ．およびｂ．の職務を除く。）

ｄ．第５章に規定する他原子力事業者等への協力

ｅ．その他法令で原子力防災管理者の職務として定める事項

（２）この計画において原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。

（３）副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が指名した課（室）長を含め、７名以上選任する。また、別表２－１－２に定める代行順位により原子力防災管理者を補佐するとともに、原子力防災管理者が発電所に不在のときは原子力防災組織を統括する。

（４）副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が発電所に不在のとき、または疾病その他の事故のためその職務を行うことができないときは、別表２－１－２の順位に従って原子力防災管理者の職務を代行する。

（５）原子力防災管理者、副原子力防災管理者を選任または解任したときは、原子力防災管理者は、所定の手続きにより様式２－１－３を用いて、選任または解任した日から７日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に届け出る。

（６）原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価および事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じて再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。

第２節　原子力防災組織の運営方法

１．体制の発令および解除の方法

（１）警戒体制の発令

ａ．発電所

（ａ）第２章第１節１．（１）に基づく警戒体制の発令は、原子力防災管理者が行う。

（ｂ）原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、直ちに別図２－１－１に記載する発電所警戒本部を設置し、自ら本部長として発電所警戒本部を統括管理するとともに、別図２－２－７により原子力事業本部原子力発電部門統括に報告する。ただし、原子力防災管理者は、必要に応じて社長または原子力事業本部長に直接報告することができる。

ｂ．本店

（ａ）原子力事業本部原子力発電部門統括は、原子力防災管理者から発電所における警戒体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力事業本部長に報告するとともに、別図２－２－７により社内外関係箇所に伝達する。また、報告を受けた原子力事業本部長は本店における警戒体制を発令するとともに、直ちに別図２－２－２に記載する本店警戒本部を設置し、自ら本部長として本店警戒本部を統括管理する。

（２）警戒体制の解除

ａ．発電所

発電所警戒本部長は、次の場合、本店警戒本部長の了承を得て発電所における警戒体制を解除することができる。

（ａ）発生した事象が収束し、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されている場合にあっては、当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体の警戒本部が廃止された後、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合

（ｂ）原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されていない場合にあっては、発生した事象が収束し、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合

ｂ．本店

本店警戒本部長は、発電所警戒本部長から警戒体制の解除について上申があった場合、本項（２）ａ．（ａ）または（ｂ）の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、本店における警戒体制を解除することができる。

（３）原子力防災体制の発令

ａ．発電所

（ａ）第２章第１節１．（２）に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。

（ｂ）原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図２－１－１の原子力防災組織による発電所原子力緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、自ら発電所対策本部長として発電所対策本部を統括管理するとともに、別

図２－２－７により原子力事業本部原子力発電部門統括に報告する。ただし、原子力防災管理者は、必要に応じて社長または原子力事業本部長に直接報告することができる。

（ｃ）原子力防災管理者は、複数号機で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示するとともに、副本部長または本部附から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。また、不測の事態が発生した場合、発電所対策本部の要員の中から必要に応じて特命班を編成させるとともに、副本部長または本部附から特命班を指揮する者を指名して必要な対応にあたらせる。

ｂ．本店

（ａ）原子力事業本部原子力発電部門統括は、原子力防災管理者から発電所における防災体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力事業本部長に報告するとともに、別図２－２－７により社内外関係箇所に伝達する。また、報告を受けた社長は、本店における原子力防災体制を発令するとともに、直ちに別図２－２－２に定める本店対策本部を設置し、自ら本店対策本部長として本店対策本部を統括管理する。

（ｂ）原子力事業本部長は、本店対策本部長を補佐し、本店対策本部長が不在のときは、その職務を代行する。

（４）原子力防災体制の解除

ａ．発電所

発電所対策本部長は、次の場合、本店対策本部長の了承を得て発電所における原子力防災体制を解除することができる。

（ａ）原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第２２条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合

（ｂ）原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去および被害の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第１章第４節（２）の地方公共団体の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断した場合

ｂ．本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から防災体制の解除について上申があった場合、本項（４）ａ．（ａ）または（ｂ）の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、本店における原子力防災体制を解除することができる。

２．権限の行使

（１）発電所の緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、原子力防災体制が発令された場合、発電所対策本部のもとで行う。

（２）発電所対策本部長は、職制上の権限を行使して活発にこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるも

のについては、臨機の措置を講じることとする。

なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。

（３）発電所対策本部の要員は発電所対策本部長および班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。

３．要員の非常招集の方法

（１）原子力防災管理者は、発電所における警戒体制発令時または原子力防災体制発令時に、別図２－１－１に定める発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図２－２－４に定める招集連絡経路を整備する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災要員に周知する。

（２）原子力事業本部原子力安全・技術部門統括は、発電所から警戒体制発令の連絡があった場合、別図２－２－２に定める本店警戒本部の組織から発生事象に応じ、必要な要員を非常招集するため、別図２－２－５に定める招集連絡経路を整備する。

なお、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括は、あらかじめ本店警戒本部の要員の動員計画を策定し、これを本店警戒本部組織の構成員に周知する。

（３）原子力事業本部原子力安全・技術部門統括および本店総務室長は、発電所から原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図２－２－２に定める本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図２－２－５に定める非常招集連絡経路を整備する。また、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括および本店総務室長は、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。

４．通報連絡先の一覧表の整備

原子力防災管理者は、原子力事業本部の各部門統括の協力を得て、通報連絡に万全を期すため以下の通報連絡先の一覧表を整備する。

（１）別図２－２－６に定める警戒事象に基づく連絡

（２）別図２－２－７に定める警戒体制および原子力防災体制発令時の連絡

（３）別図２－２－８に定める発電所対策本部が設置された後の連絡

（４）別図２－２－９および別図２－２－１０に定める原災法第１０条第１項に基づく通報連絡

（５）別図２－２－１１および別図２－２－１２に定める原災法第１０条第１項の通報後の報告連絡

第３節　放射線測定設備および原子力防災資機材の整備

１．敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査

（１）原子力防災管理者は、原災法第１１条第１項に基づき別表２－３－３および別図２－３－１３に示す放射線測定設備を設置する。また、放射線管理課長は、あらかじめ定めるところにより次の措置を講じる。

ａ．検出部、表示および記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。

ｂ．設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。

ｃ．年１回以上校正を行う。

ｄ．故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、必要に応じて代替手段での測定を実施する。

（２）原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したときまたは変更したときは、所定の手続きにより様式２－３－４を用いて、設置または変更した日から７日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に届け出る。

（３）原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したときまたは変更したときは、所定の手続きにより原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。

（４）発電室長は、放射線測定設備により測定した放射線量の数値を記録計により記録し、１年間保存する。また、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。

２．原子力防災資機材の整備

（１）原子力防災管理者は、原災法に定められた原子力防災資機材として別表２－３－４に定める資機材を確保する。また、各課（室）長は、次の措置を講じる。

ａ．定期的に保守点検を行う。なお、点検内容等はあらかじめ定めるところによる。

ｂ．不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

　なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。

ｃ．関係機関等へ迅速かつ的確な通報連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。

（２）原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、所定の手続きにより様式２－３－５を用いて、備え付けた日から７日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は、毎年９月３０日現在における備え付けの現況について翌月７日までに同様に届け出る。

３．その他原子力防災関連資機材等の整備

原子力防災管理者は、前項に加え別表２－３－５に定める原子力防災関連資機材および別表２－３－６に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材を確保するとともに、シビアアクシデント対策等に関する資機材については、別図２－３－１４を目安に配置する。また、各課（室）長は、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。

４．本店におけるその他原子力防災関連資機材等の整備

原子力事業本部各グループチーフマネジャー等は、あらかじめ定めるところにより別表２－３－７に定める本店対策本部の原子力防災関連資機材および別表２－３－８で定める原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材を整備するとともに定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。

第４節　緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

１．緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原災法第１２条第１項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（福井県美浜原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。）に備え付けるため、別表２－４－９に定める資料のうち、同条第４項の規定に基づくものを所定の手続きにより内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを所在都道府県、所在市町村および関係周辺都道府県に提出する。提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。

２．発電所対策本部に備え付ける資料

原子力防災管理者は、発電所対策本部が設置される場所（以下「緊急時対策所」という。）に、別表２－４－９に定める資料を備え付ける。また、各課（室）長は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

３．本店対策本部に備え付ける資料

原子力事業本部各グループチーフマネジャー等は、別表２－４－１０に定める資料を本店対策本部に備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

４．原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表２－４－１１に定める資料を所定の保管場所に備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

５．原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表２－４－１２に定める資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

第５節　緊急事態応急対策等の活動で使用する施設および設備の整備、点検

１．緊急時対策所

（１）原子力防災管理者は、発電所に別図２－５－１６に示す場所に設置した緊急時対策所を整備し、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設および設備とするため、別表２－５－１３に記載する仕様が維持されていることを確認する。

（２）原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所に供給可能なように整備・点検する。

（３）原子力防災管理者は、別表２－３－５に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。

ａ．ファクシミリ、電話

ｂ．テレビ会議システム

ｃ．安全パラメータ伝送システム

２．集合・退避場所

総務課長は、別図２－５－１５に示す場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、総務課長は、集合・退避場所を指定もしくは変更したときは、関係者に周知する。

３．緊急医療処置室等

総務課長は、別図２－５－１６に示す場所に緊急医療処置室および健康管理室を整備する。

４．気象観測設備

電気保修課長は、別図２－５－１６に示す場所に設置した別表２－５－１４の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。また、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。

５．安全パラメータ表示システム

電気保修課長は、発電所における安全パラメータ表示システム（以下「ＳＰＤＳ」という。）を整備し、定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。

６．安全パラメータ伝送システム

（１）電気保修課長は、安全パラメータ伝送システムを地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる設備とする。

（２）電気保修課長は、非常用電源を安全パラメータ伝送システムに供給できるように整備・点検する。

（３）原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーおよび安全・防災室長は、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「ＥＲＳＳ」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。

なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分および伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。

（４）電気保修課長は、別表２－５－１６に定めるデータをＥＲＳＳに伝送するための安全パラメータ伝送システムを整備し、定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。

（５）原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーおよび安全・防災室長は、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、ＥＲＳＳへ伝送しているパラメータがＥＡＬを判断するために必要かつ十分であるかを検討し、必要に応じ見直しする。

７．事故一斉放送装置および所内放送装置等

電気保修課長および土木建築課長は、発電所における事故一斉放送装置、運転指令装置、所内放送装置を整備し、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。

８．原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室

（１）原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設として、原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室を別表２－５－１５により維持する。

（２）原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設および設備とするため、別表２－５－１５に記載する仕様が維持されてい

ることを確認する。

（３）原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、非常用電源を原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室に供給可能なように整備・点検する。

（４）原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、別表２－３－７に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（ａ．およびｂ．は衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。

ａ．ファクシミリ、電話

ｂ．テレビ会議システム

ｃ．安全パラメータ伝送システム

９．原子力事業所災害対策支援拠点

原子力事業本部原子力安全・技術部門統括は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、別表２－５－１７のとおりあらかじめ選定しておく。

ａ．被ばく線量・入退域管理

ｂ．汚染検査（サーベイ）・除染

ｃ．車両や重機等の除染・汚染検査

ｄ．更衣および使用済の防護服等の仮保管

ｅ．サイト等立入車両の駐車

ｆ．物資輸送体制の準備

なお、発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を、別図２－５－１７に示す。

第６節　原子力防災教育の実施

１．発電所における原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表２－６－１８に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後にはあらかじめ定めるところにより有効性等について評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

（１）原子力防災体制および組織に関する知識

（２）発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識

（３）放射線防護に関する知識

（４）放射線および放射性物質の測定機器ならびに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識

（５）シビアアクシデントに関する知識

２．本店における原子力防災教育

原子力事業本部安全・防災グループチーフマネージャーは、あらかじめ定めるところによ

り本店の原子力緊急時対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表２－６－１９に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

第７節　原子力防災訓練の実施

１．発電所における訓練

（１）原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対し、別表２－７－２０に定める原子力防災訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、あらかじめ社内および社外の評価の実施体制等を明確にし、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにする。また、必要に応じてこの計画または原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。

（２）原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定する訓練計画等について、あらかじめ原子力防災専門官の指導・助言を受ける。

（３）原子力防災管理者は、原子力防災訓練を実施した場合、あらかじめ定めるところによりその結果を評価し、様式２－７－６により原子力規制委員会に報告（地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除く）するとともに、その要旨を公表する。

２．国または地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国または地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて要員の派遣、資機材の貸与等も含め訓練実施に参画する。

第８節　関係機関との連携

１．国との連携

（１）原子力防災管理者は、本店と平常時から協調し、原子力防災専門官および国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。

（２）原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第３１条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。

（３）原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第３２条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

（４）原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画および原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導および助言があった場合は、速やかにその対応を行う。

（５）原子力防災管理者は、原子力規制委員会または国土交通大臣から規制法第６４条第３

項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

２．地方公共団体との連携

（１）原子力防災管理者は、本店および関係支社と平常時から協調し、所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県および関係周辺市町村との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。

（２）原子力防災管理者は、所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県および関係周辺市町村から放射線防護に関する教育講師の派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。

（３）原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事から原災法第３１条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。

（４）原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事から原災法第３２条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

３．防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（消防本部、消防署、警察本部、警察署、海上保安部、その他関係機関）と発電所における応急対策等について連携を図るため、平常時から地域レベルの会議体等に参画し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。

また、原子力防災管理者は、発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、原子力事業本部原子力企画部長と連携して、平常時から別表２－８－２１に示す資機材を維持管理するとともに別表２－８－２２に定める公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図る。

４．原子力緊急事態支援組織の体制および運用

（１）原子力事業本部原子力安全・技術部長は、別表２－８－２３に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図っておく。

（２）原子力事業本部原子力安全・技術部長は、別表２－８－２３に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と都度必要な協議を行う。

（３）原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成する。

第９節　周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時から発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調し

て次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

（１）放射性物質および放射線の特性

（２）原子力発電所の概要

（３）原子力災害とその特殊性

（４）原子力災害発生時における防災対策の内容

（５）原子力発電所の状況に応じた緊急事態の区分の考え方

第３章　緊急事態応急対策の実施等

第１節　通報、報告等の実施

１．警戒体制および原子力防災体制の発令等

（１）警戒体制

ａ．原子力防災管理者は、別表３－１－２４に定める警戒事象の発生について通報を受け、または自ら発見したとき、もしくは原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは警戒体制を発令し、直ちに必要な要員の招集および別図２－２－７に定める関係機関への連絡ならびに様式３－１－７を用いて別図２－２－６に定める関係機関に連絡を行う。また、当該事象発生の経過については、様式３－１－８を用いて別図２－２－６に定める関係機関へ適切な間隔で継続して連絡を行う。

なお、第２章第１節１．（１）に基づく警戒体制において、別表３－１－２４に定める「その他」の項目のうち、気象庁の情報等により情報入手可能な項目については、この限りではない。

ｂ．原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、発電所警戒本部長として、発電所警戒本部の指揮を行う。

（２）原子力防災体制

ａ．原子力防災管理者は、別表３－１－２４に定める特定事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、原子力防災体制を発令し、直ちに発電所対策本部の要員の非常招集および別図２－２－７に定める関係機関に連絡を行うとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

なお、原子力防災体制の発令の連絡は本節３．の通報をもって行う。

ｂ．原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、発電所対策本部長として、発電所対策本部の指揮を行う。

２．施設等の立上げ

（１）発電所警戒本部長は、警戒体制を発令した場合、総務班長に警戒本部およびテレビ会議システムの立上げを指示する。

（２）本店警戒本部長は、発電所における警戒体制発令の連絡を受け、本店における警戒体制を発令した場合、共通班長（総務担当）に本店警戒本部およびテレビ会議システムの立上げを指示する。また、本店警戒本部長は、原子力規制庁緊急時対応センターへの要員派遣の準備開始を指示し、速やかに派遣する。

（３）発電所対策本部長は、原子力防災体制を発令した場合、総務班長に緊急時対策所の立上げを指示する。

（４）本店対策本部長は、発電所における原子力防災体制発令の連絡を受け、本店における原子力防災体制を発令した場合、共通班長（総務担当）に本店緊急時対策本部の立上げを指示する。また、本店対策本部長は、共通班長（総務担当）に原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬およびその他必要な措置を指示する。

３．通報の実施

（１）原子力防災管理者（発電所対策本部を設置したときは発電所対策本部長。以下本章において同じ。）は、原災法第１０条第１項に規定する別表３－１－２４の特定事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、様式３－１－９に必要事項を記入し、１５分以内を目途として、別図２－２－９に定める通報（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関にファクシミリ装置を用いて同時に送信する。さらに、その着信を確認する。また、原子力防災管理者は、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行うとともに、原子力緊急事態支援組織による支援が必要と認めたときは、あらかじめ定めるところにより当該支援組織への派遣要請を行う。

（２）原子力防災管理者は、別表３－１－２６に掲げるものの事業所外運搬（以下この章および第４章において単に「運搬」という。）における別表３－１－２４の特定事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、様式３－１－１０に必要事項を記入し、１５分以内を目途として、別図２－２－１０に定める通報（連絡）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長、原子力防災専門官ならびに各関係機関にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。

４．情報の収集と報告

（１）発電所対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。

ａ．事故の発生時刻および場所

ｂ．事故原因、状況および事故の拡大防止措置

ｃ．被ばくおよび障害等人身災害に関わる状況

ｄ．発電所敷地周辺における放射線および放射能の測定結果

ｅ．放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況

ｆ．気象状況

ｇ．収束の見通し

ｈ．その他必要と認める事項

（２）発電所対策本部情報班長は、前号により収集した事故状況を様式３－１－１１にまとめ、別図２－２－１１に定める報告（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関（原子力防災体制時にあっては、別図２－２－８）に報告（運搬にあっては、様式３－１－１２に必要事項を記入し、別図２－２－１２に定める報告（連絡）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

（３）発電所対策本部情報班長は、本章第１節から第３節に掲げる通報および報告を行った

場合、その内容を記録として保存する。

５．通話制限

発電所対策本部総務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

６．原子力事業所災害対策支援拠点の活動

本店対策本部長は、事態に応じ第３章第１節２．（４）で設置した原子力事業所災害対策支援拠点について、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、発電所における事故復旧作業の支援を指示する。

７．他の原子力事業者等への支援の要請

本店対策本部原子力設備班長は、第３章第１節３．の通報を実施した場合、以下の他の原子力事業者等へ別表３－１－２７に定める要員の派遣、資機材の貸与に係る支援を要請する。

（１）日本原子力発電株式会社、日本原子力研究開発機構および当社で定める「若狭地域原子力事業者における原子力災害発生時等の連携に関する確認書」に基づく支援

（２）原子力事業者で締結した「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づく支援

第２節　応急措置の実施

１．応急措置の実施および概要の報告

発電所対策本部長は、本節２．から１３．（運搬にあっては、本節１５．）に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置内容および実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

（１）施設や設備の整備および点検

（２）故障した設備等の応急の復旧

（３）その他応急措置の実施に必要な事項

また、発電所対策本部情報班長は、様式３－１－１１にその概要を記入し、別図２－２－１１に定める報告（連絡）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関（原子力防災体制時にあっては、別図２－２－８）に適切な間隔で定期的に報告（運搬にあっては、様式３－１－１２にその概要を記入し、別図２－２－１２に定める報告（連絡）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

２．退避誘導および発電所内入域制限

（１）発電所対策本部総務班長、広報班長および保修班長は、発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者および来訪者等（以下「発電所退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。

（２）発電所対策本部総務班長は、発電所退避者に対して所内放送装置または運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ退避することおよびその際の防護措置を周知する。

（３）発電所対策本部長は、必要と認めたときは発電所退避者を発電所外に退避させるよう指示する。また、この際、発電所対策本部総務班長は、退避誘導員に発電所外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。

なお、発電所退避者を発電所外に退避させる場合には、発電所対策本部総務班長はその旨を直ちに所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関に連絡する。

（４）発電所対策本部安全管理班長は、原子力防災体制発令中においては、発電所内への入域を制限する。また、発電所対策本部総務班長は、発電所内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

３．放出放射能量の推定

（１）発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定（以下「発電所緊急時モニタリング」という。）を行う。

（２）発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。

４．消火活動

発電所対策本部総務班長、発電班長および保修班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消火活動を行うとともに消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。

５．原子力災害医療

（１）発電所対策本部総務班長、放射線管理班長および保修班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者またはそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じ別図２－５－１６に定める緊急医療処置室に搬送する。

（２）本店対策本部共通班長（保健担当）は、公益財団法人原子力安全研究協会の協力を得て医師派遣等の体制を構築し、発電所内で発生した負傷者等に対する医療活動を実施する。

（３）発電所対策本部総務班長および放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に応急処置および除染等の措置を講じる。また、発電所対策本部総務班長は、医療機関への移送および治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。

（４）発電所対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。

なお、随行者は、搬送機関および医療機関に必要な情報を伝達するとともに、負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果を発電所対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けた発電所対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。

（５）発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部の要員に対し心身の健康管理に関わる適切な措置を講じる。

６．二次災害防止に関する措置

発電所対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するときおよび救急隊、消防隊等が到着したときに、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達するなどの措置を講じる。

７．汚染拡大の防止および防護措置

（１）発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置または運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止および放射性物質の除去に努める。

（２）発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を講じる。

なお、発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表３－２－２８に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

８．線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所退避者および緊急事態応急対策等の活動を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。

９．要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本店対策本部長の協力を得て、別表３－２－２９に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

１０．美浜地域の緊急時対応（令和３年１月８日　原子力防災会議にて了承）

本店対策本部長は、地方公共団体からの要請に応じ、次に掲げる事項等を実施する。

（１）施設敷地緊急事態要避難者等の退避または避難で輸送手段として使用する福祉車両、バス、船舶およびヘリコプターの提供。

（２）避難退域時検査および除染に係る要員の派遣、資機材の提供ならびに本活動で発生する汚染水・汚染付着物等の処理。

１１．広報活動

（１）本店対策本部共通班長（広報担当）は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関から取材要請を受けた場合または当社から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合、発電所対策本部広報班長と連携を取りながら、その状況に応じて緊急のプレス発表を行う。

（２）発電所対策本部広報班長は、別図３－２－１８に定める連絡経路により公表する内容を取りまとめるとともに、別図２－２－１１（原子力防災体制時にあっては、別図２－２－８）に定める経路により関係箇所に連絡する。また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

（３）本店対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センター内の活動に必要な要員を派遣し、発電所の状況および実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、同センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。

（４）発電所対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、本店対策本部長の協力を得て住民広報窓口を設置する。

１２．応急復旧

（１）発電所対策本部発電班長は、中央制御室の計器等による監視および巡視点検の実施により発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

（２）本店対策本部長は、プラントメーカーおよび協力会社へ協力を要請するとともに、発

電所が作成する応急復旧計画作成の支援を実施する。また、必要な資機材の確保、および応急復旧要員の派遣等を行う。

（３）発電所対策本部長は、プラントメーカーおよび協力会社と連携して別表３－２－３０の業務を含め、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

１３．原子力災害の拡大防止を図るための措置

発電所対策本部長は、以下に示すとおり、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。

（１）原子炉の運転状態、工学的安全施設等の動作状況の把握を行い、その結果に基づき、災害の拡大防止に必要な機械、電気設備の応急補修措置および原子炉の運転停止等の運転上の措置を講じる。

（２）事故の拡大の可能性、放射性物質等が外部へ放出される可能性を評価し、汚染、被ばく拡大防止対策のための放射線に関する影響範囲および拡大性の把握を行う。

（３）上記（２）の結果に基づき、立入制限区域の設定を行う。

（４）上記（２）の結果に基づき、危険物施設の防護措置を講じる。

１４．被災者相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

１５．運搬に係る応急措置

（１）発電所対策本部長は、運搬に係る応急措置を講じる場合、本店対策本部長の協力を得て、直ちに別表３－２－２９に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

（２）現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察および海上保安部と協力して事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を講じ、原子力災害の発生および拡大の防止を図る。

ａ．立入制限区域の設定および退避等の実施

ｂ．環境放射線モニタリングの実施

ｃ．消火、延焼防止措置の実施

ｄ．負傷者等の救出

ｅ．輸送物の安全な場所への移動

ｆ．漏えいの拡大防止措置の実施および汚染の除去、遮へい対策の実施

ｇ．その他必要な措置の実施

なお、上記の要員が到着するまでの間、運搬に携わっている社員および当社が運搬を委託した者は、携行している資機材を用いて、以下の措置を講じる。

ｈ．立入制限区域の設定および退避等の実施

ｉ．環境放射線モニタリングの実施
ｊ．消火、延焼防止措置の実施
ｋ．負傷者等の搬出
ｌ．その他必要な措置の実施

第３節　緊急事態応急対策

１．原子力緊急事態の通報

発電所対策本部長は、原災法第１５条第１項に関する別表３－１－２４に定める通報基準に至った場合は、本章第１節３．に基づき通報を行うとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

２．応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、本章第２節「応急措置の実施」に定める措置（前節９．の要員の派遣、資機材の貸与を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続して講じる。

なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節３．のとおりとする。

３．要員の派遣、資機材の貸与

（１）発電所対策本部長は、本店対策本部長の協力を得て、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する発電所外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため別表３－３－３１に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

（２）派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表３－３－３１に定める業務を行う。また、その業務内容について、発電所対策本部長に報告する。

なお、運搬の場合は、現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指揮に基づき、災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。

（３）発電所対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、本店対策本部からの支援を必要とするときは、要員の派遣および資機材の貸与について、本店対策本部長に要請する。

第４章　原子力災害事後対策の実施

第１節　原子力災害事後対策の計画等

１．原子力災害事後対策の計画

発電所対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について本店対策本部長の協力を得て、原子力災害事後対策計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける現地事後対策連絡会議等にて、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関に送付する。

（１）原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節２．参照）
（２）環境放射線モニタリングに関する事項
（３）汚染検査、汚染除去に関する事項
（４）広報活動に関する事項
（５）被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項
（６）原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者および工程に関する事項

２．原子炉施設の復旧対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

（１）原子炉施設の損傷状況および汚染状況の把握
（２）原子炉施設の除染の実施
（３）原子炉施設損傷部の修理、改造の実施
（４）放射性物質の追加放出の防止

３．原子力防災体制および警戒体制の解除

（１）原子力防災体制の解除

ａ．発電所対策本部長は、第２章第２節１．（４）ａ．により原子力防災体制を解除する。また、原子力防災管理者は、原子力防災体制を解除し発電所対策本部を解散したときは、原子力事業本部原子力発電部門統括に報告し、別図２－２－１１（運搬の場合にあっては、別図２－２－１２）に定める報告（連絡）経路に基づき関係機関に連絡するとともに、あらかじめ定める関係機関に連絡する。

ｂ．本店対策本部長は、第２章第２節１．（４）ｂ．により原子力防災体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

（２）警戒体制の解除

ａ．発電所警戒本部長は、第２章第２節１．（２）ａ．により発電所の警戒体制を解除する。また、原子力防災管理者は、警戒体制を解除し発電所警戒本部を解散したときは、原子力事業本部原子力発電部門統括に報告し、別図２－２－６に定める連絡経路に基

づき関係機関に連絡するとともに、あらかじめ定める関係機関に連絡する。

ｂ．本店警戒本部長は、第２章第２節１．（２）ｂ．により本店の警戒体制を解除する。

４．原因究明および再発防止対策

発電所対策本部長は、本店対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を検討、実施する。

５．汚染の除去

本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染および廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

６．被災者への生活再建等の支援

本店対策本部長は、国および地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

第２節　要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、本店対策本部長の協力を得て、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本章第１節１．の原子力災害事後対策計画に基づき、別表４－２－３２に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

第５章　その他

第１節　福井県内の他原子力事業者への協力

原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括の協力を得て、次の措置を講じる。

（１）別表５－１－３３に定める要員の派遣および資機材の貸与

（２）若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力

（３）上記（１）および（２）による協力を円滑に進めるための別図５－１－１９に定める発電所支援会議の設置

第２節　福井県外の原子力事業者等への協力

原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括の協力を得て、次の措置を講じる。

（１）別表５－２－３４に定める要員の派遣および資機材の貸与

第３節 附則

１．本計画のうち、発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る保安規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。

第２章第５節２．集合・退避場所のうち、「総務課長」は、「所長室長」と読み替える。

第２章第５節３．緊急医療処置室等のうち、「総務課長」は、「所長室長」と読み替える。

第２章第２節３．要員の非常招集の方法のうち、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括」は、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」と読み替える。

第２章第５節９．原子力事業所災害対策支援拠点のうち、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括」は、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」と読み替える。

第５章第１節 福井県内の他原子力事業者への協力のうち、「原子力事業本部原子力安

全・技術部門統括」は、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」と読み替える。

第５章第２節 福井県外の原子力事業者等への協力のうち、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括」は、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」と読み替える。

美浜発電所
原子力事業者防災業務計画別冊

２０２４年６月

関西電力株式会社

目　　次

別表２－１－１　原子力防災要員の職務と配置・・・・・・・・・・・・・・・・・１
別表２－１－２　副原子力防災管理者および原子力防災管理者の代行順位・・・２
別表２－３－３　発電所敷地周辺の放射線測定設備の種類・・・・・・・・・・・３
別表２－３－４　原子力防災資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
別表２－３－５　原子力防災関連資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
別表２－３－６　シビアアクシデント対策等に関する資機材・・・・・・・・・・６
別表２－３－７　本店原子力緊急時対策本部の原子力防災関連資機材・・・・１１
別表２－３－８　原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材・・１３
別表２－４－９　発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料・・・・１４
別表２－４－10　本店原子力緊急時対策本部の緊急事態応急対策等の
活動で使用する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
別表２－４－11　原子力事業所災害対策支援拠点の緊急事態応急対策
等の活動で使用する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
別表２－４－12　原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料・・１７
別表２－５－13　発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設・・・・１８
別表２－５－14　発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する設備・・・・１９
別表２－５－15　本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設・・・・・２０
別表２－５－16　ＥＲＳＳ伝送データ項目・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
別表２－５－17　原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所・・・・・・・・・２５
別表２－６－18　発電所の原子力防災教育の内容・・・・・・・・・・・・・・２６
別表２－６－19　本店の原子力防災教育の内容・・・・・・・・・・・・・・・２７
別表２－７－20　原子力防災訓練の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
別表２－８－21　医療関連資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
別表２－８－22　原子力安全研究協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

別表２－８－23　電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織・・・・・・・・３１
別表３－１－24　原災法に基づく通報基準およびＥＡＬを判断する基準の解釈・３３
別表３－１－25　安全上重要な構築物、系統または機器一覧・・・・・・・・・７１
別表３－１－26　発電所が輸送物の安全に責任を有するもの・・・・・・・・・７２
別表３－１－27　原子力災害時における原子力事業者間協定等に基づく
要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
別表３－２－28　原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤
服用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
別表３－２－29　原子力防災体制等発令後における要員の派遣、資機材
の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
別表３－２－30　原子力防災組織業務の一部を委託するもの・・・・・・・・・７６
別表３－３－31　緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸
与（原災法第１５条第２項の原子力緊急事態宣言発
出以降）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
別表４－２－32　原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材
の貸与（原災法第１５条第４項の原子力緊急事態解
除宣言以降）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９
別表５－１－33　福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等におけ
る要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・・・・・・８０
別表５－２－34　福井県外の原子力事業所または他の原子力事業者が
輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生
した原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材
の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２
別図２－１－１　発電所原子力防災組織（発電所警戒本部および発電所
原子力緊急時対策本部の組織）・・・・・・・・・・・・・・８３

別図２－２－２　本店警戒本部および本店原子力緊急時対策本部の組織・・・８４
別図２－２－３　防災組織全体図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
別図２－２－４　発電所原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路・・・８７
別図２－２－５　本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路・・・・８８
別図２－２－６　警戒事象に基づく連絡経路・・・・・・・・・・・・・・・・９１
別図２－２－７　警戒体制および原子力防災体制発令時の連絡経路・・・・・９２
別図２－２－８　発電所原子力緊急時対策本部設置以降の報告連絡経路
（原子力防災体制発令後の報告連絡経路）・・・・・・・・・９３
別図２－２－９　原災法第１０条第１項に基づく通報（連絡）経路
（発電所内での事象発生）・・・・・・・・・・・・・・・・・９４
別図２－２－10　原災法第１０条第１項に基づく通報（連絡）経路
（事業所外運搬での事象発生）・・・・・・・・・・・・・・・９５
別図２－２－11　原災法第１０条第１項の通報後の報告（連絡）経路
（発電所内での事象発生）・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
別図２－２－12　原災法第１０条第１項の通報後の報告（連絡）経路
（事業所外運搬での事象発生）・・・・・・・・・・・・・・・９７
別図２－３－13　発電所敷地周辺の放射線測定設備・・・・・・・・・・・・・９８
別図２－３－14　シビアアクシデント対策等に関する資機材配置・・・・・・９９
別図２－５－15　発電所内の集合・退避場所・・・・・・・・・・・・・・・１００
別図２－５－16　発電所内の緊急時対策所および緊急医療処置施設等・・・１０１
別図２－５－17　美浜発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置・・・１０２
別図３－２－18　公表内容の連絡経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３
別図５－１－19　他発電所支援会議の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４
様式１－５－１　原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書・・・・・１０５
様式２－１－２　原子力防災要員現況届出書・・・・・・・・・・・・・・・１０６

様式２－１－３　原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
様式２－３－４　放射線測定設備現況届出書・・・・・・・・・・・・・・・・１０８
様式２－３－５　原子力防災資機材現況届出書・・・・・・・・・・・・・・・１０９
様式２－７－６　防災訓練実施結果報告様式・・・・・・・・・・・・・・・・１１０
様式３－１－７　警戒事態該当事象発生連絡様式・・・・・・・・・・・・・・１１１
様式３－１－８　警戒事態該当事象発生後の経過連絡様式・・・・・・・・・１１２
様式３－１－９　特定事象発生通報様式（原子炉施設）・・・・・・・・・・１１３
様式３－１－10　特定事象発生通報様式（事業所外運搬）・・・・・・・・・１１４
様式３－１－11　応急措置の概要連絡様式（原子炉施設）・・・・・・・・・１１５
様式３－１－12　応急措置の概要連絡様式（事業所外運搬）・・・・・・・・１１７
参考１　原子力災害対策特別措置法および原子力災害対策指針に基づく標準ＥＡＬマトリックス表・・・・・・・・・・・・・１１９

別表２－１－１　原子力防災要員の職務と配置

職　　務	配　　置	要　　員	要　員　数
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	３名以上
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員	４名以上
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力防災センター	本部附 広報班員	３名以上
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員	５名以上
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	３９名※以上
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員	１６名※以上
放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	放射線管理班員 保修班員	３名以上
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班員 保修班員	３名以上
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	３名以上
原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	安全管理班員 保修班員	３名以上

※：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員等を含む

別表２－１－２　副原子力防災管理者および原子力防災管理者の代行順位

順位	副原子力防災管理者
1	原子力安全統括
2	副所長（技術）
3	安全・防災室長
4	運営統括長（１・２号機）
5	運営統括長（３号機）
6	品質保証室長
7	原子力防災管理者が指名した課（室）長（※）

（※）：副原子力防災管理者を複数名選任している場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

別表２－３－３　　発電所敷地周辺の放射線測定設備の種類

名　称	測定対象	検出器種類、計測範囲
No.1 モニタポスト※	空間線量率	NaI（10nGy/h～10^4nGy/h）、電離箱（10^2nGy/h～10^8nGy/h）
No.2 モニタポスト※	空間線量率	NaI（10nGy/h～10^4nGy/h）、電離箱（10^2nGy/h～10^8nGy/h）
No.3 モニタポスト	空間線量率	NaI（10nGy/h～10^4nGy/h）、電離箱（10^2nGy/h～10^8nGy/h）
No.4 モニタポスト	空間線量率	NaI（10nGy/h～10^4nGy/h）、電離箱（10^2nGy/h～10^8nGy/h）
No.5 モニタポスト※	空間線量率	NaI（10nGy/h～10^4nGy/h）、電離箱（10^2nGy/h～10^8nGy/h）
モニタステーション	空間線量率	NaI（10nGy/h～10^4nGy/h）、電離箱（10^2nGy/h～10^8nGy/h）
	空気中ダスト	プラスチックシンチレーション（0.1～10^5cps）
	空気中ヨウ素	ＮａＩ（0.1～10^5cps）

※：原災法第１１条第１項に基づく放射線測定設備

別表２－３－４　　原子力防災資機材

分　　類	原子力防災資機材現況届出書の名称		発電所該当名称		数　　量	点検内容※1	点検頻度	保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服		汚染防護服		１４５組	外観点検	１回／年	緊急時対策所 Ａ中央制御室 Ｂ中央制御室 モニタリングカー その他発電所敷地内
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		自給式呼吸器		３９個	機能確認	１回／年	Ａ中央制御室 Ｂ中央制御室 出入管理室 モニタリングカー その他発電所敷地内
	フィルター付防護マスク		ガス・ダスト両用マスク		１４５個	機能確認	１回／年	緊急時対策所 Ａ中央制御室 Ｂ中央制御室 モニタリングカー その他発電所敷地内
非常用通信機器	緊急時電話回線		ＮＴＴ電話回線		１回線	機能確認	１回／年	緊急時対策所
	ファクシミリ		ファクシミリ装置		１台	機能確認	２回／年	緊急時対策所
	携帯電話等		携帯電話		７台	－	－	－
計装器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器		排気筒モニタ ・格納容器排気筒モニタ ・補助建屋排気筒モニタ		１台／ﾕﾆｯﾄ １台／ﾕﾆｯﾄ	機能確認	定期事業者検査毎	１，２号機補助建屋 ３号機補助建屋
			排水モニタ ・放水口モニタ		２台/３ﾕﾆｯﾄ	機能確認	定期事業者検査毎	１，２号機放水口 ３号機放水口
	ガンマ線測定用サーベイメータ		高線量当量率サーベイメータ		２台	機能確認	１回／年	Ａ中央制御室 Ｂ中央制御室
			電離箱サーベイメータ		１台	機能確認	１回／年	モニタリングカー
			ＮａＩシンチレーションサーベイメータ		１台	機能確認	１回／年	モニタリングカー
	中性子線測定用サーベイメータ		中性子線サーベイメータ		２台	機能確認	１回／年	Ａ中央制御室 モニタ校正室
	空間放射線積算線量計		蛍光ｶﾞﾗｽ線量計(RPLD)または 電子積算線量計		４個	機能確認	１回／年	モニタ校正室
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		α線用汚染サーベイメータ		１台	機能確認	１回／年	モニタ校正室
			β線用汚染サーベイメータ		１台	機能確認	１回／年	モニタリングカー
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	可搬式ダストサンプラ		４台	機能確認	１回／年	モニタ校正室 モニタリングカー 事務所５Ｆ
		測 定 器	ゲルマニウム波高分析装置		１台	機能確認	１回／年	１，２号機ホットカウント室
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	可搬式ヨウ素サンプラ		２台	機能確認	１回／年	モニタリングカー 事務所５Ｆ
		測 定 器	ゲルマニウム波高分析装置		１台	機能確認	１回／年	１，２号機ホットカウント室
	個人用外部被ばく線量測定器		個人被ばく線量測定器		９５台	機能確認	１回／年	緊急時対策所 その他発電所敷地内
	その他	エリアモニタリング設備	エリアモニタ ・格納容器内高レンジエリアモニタ ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ		８台	機能確認	定期事業者検査毎※2	３ 号機格納容器 １～３号機使用済燃料ピット
		モニタリングカー	ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ	移動式モニタリング設備	１台	機能確認	定期事業者検査毎	モニタリングカー
				車両	１台	機能確認	道路運送車両法による	発電所敷地内駐車場
その他資機材	ヨウ素剤		ヨウ素剤		１０００錠	外観点検	１回／年	健康管理室 その他発電所敷地内
	担架		担架		１台	外観点検	１回／年	健康管理室
	除染用具		除染キット		１式	外観点検	１回／年	緊急時対策所
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		救急急患輸送車		１台	機能確認	道路運送車両法による	発電所敷地内駐車場
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		屋外消火栓		１式	機能確認	消防法による	屋外
			動力消防ポンプ設備		１台	機能確認	１回／年	原水ポンプ室

※１：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。
※２：使用済燃料ピット区域エリアモニタのうち可搬式については１回／年

別表２－３－５　原子力防災関連資機材

分　　類	名　　称	数　　量	点検内容※1	点検頻度	保管場所
放射線障害防護用器具	ダストマスク	３１個	機能確認	１回／年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー
	自給式呼吸器	５個	機能確認	１回／年	A中央制御室
	高線量対応防護服	１０着	外観点検	１回／年	緊急時対策所
非常用通信機器	社内ホットライン	１回線	機能確認	１回／年	緊急時対策所
	ＮＴＴ電話回線	１７回線	機能確認	１回／年	発電所敷地内
	社内電話（原子力事業本部間／各発電所間）	１４／８回線	機能確認	１回／年	発電所敷地内
	衛星回線社内電話	１回線	機能確認	１回／年	緊急時対策所
	無線装置	４台	機能確認	２回／年	緊急時対策所 事務所 モニタリングカー
	衛星電話	１２台	機能確認	１回／年	緊急時対策所 B中央制御室 その他発電所敷地内
	衛星携帯電話	１０台	機能確認	１回／年	緊急時対策所 事務所
	緊急時衛星通報システム（ファクシミリ）	１台	機能確認	２回／年	緊急時対策所
統合原子力防災ネットワークに接続する通信機器（衛星系／地上系）	テレビ会議システム	２台	機能確認	１回／年	緊急時対策所 免震事務棟
	ファクシミリ	５台	機能確認	１回／年	緊急時対策所 免震事務棟
	電話	９台	機能確認	１回／年	緊急時対策所 免震事務棟
	安全パラメータ伝送システム※2	１式	機能確認	１回／年	３号機メタクラ室
計測器等	可搬型モニタリングポスト	１台	機能確認	１回／年	事務所別館
	ホールボディカウンタ	１台	機能確認	１回／年	ホールボディカウンタ室
その他資機材	緊急時車両（ライトバン）	１台	機能確認	道路運送車両法による	発電所敷地内駐車場
	非常用食糧	３，４６５食	数量確認	１回／年	発電所敷地内
	サーマルカメラ	１台	機能確認	１回／年	緊急時対策所

※１：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。
※２：ＥＲＳＳへの伝送項目は、別表２－５－１６のとおり。

別表２－３―６　シビアアクシデント対策等に関する資機材（１／５）

１．保安規定に定める資機材

美浜３号機

名　　称	数　量	点検内容※1	点検頻度	保管場所
可搬式代替低圧注水ポンプ	２台	機能確認	１回／３ヶ月	あご越えエリア 1，2 号機背面道路エリア
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	２台	機能確認	１回／３ヶ月	あご越えエリア 1，2 号機背面道路エリア
送水車	２台	機能確認	１回／３ヶ月	あご越えエリア 3 号機放水口付近エリア
窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）	４本	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機中間建屋
可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）	２台	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機中間建屋
可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）	１個	機能確認	１回／３ヶ月	B 中央制御室
窒素ボンベ（１次系冷却水タンク加圧用）	１本	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋
大容量ポンプ	２台	機能確認	１回／３ヶ月	西道路交差点エリア 3 号機放水口付近エリア
可搬型格納容器内水素濃度計測装置	１個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋 B 中央制御室
可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	１台	外観点検	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋
可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	１台	外観点検	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋
窒素ボンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）	１本	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋
可搬型アニュラス内水素濃度計測装置	１個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋 B 中央制御室
スプレイヘッダ※2	２個	外観点検	１回／３ヶ月	西道路交差点エリア 奥浦エリア
使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置	１個	機能確認	１回／１ヶ月	3 号機補助建屋
可搬型使用済燃料ピット水位	１個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機燃料取扱建屋
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	２個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋 3 号機制御建屋
大容量ポンプ（放水砲用）※3	２台	機能確認	１回／３ヶ月	西道路交差点エリア 奥浦エリア
放水砲※3	２台	外観点検	１回／３ヶ月	西道路交差点エリア 3 号機放水口付近エリア

※１：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

※２：予備機１個を含む。

※３：予備機１台を含む

別表２－３―６　シビアアクシデント対策等に関する資機材（２／５）

名　　称	数　量	点検内容※1	点検頻度	保管場所
泡混合器	１台	外観点検	１回／３ヶ月	西道路交差点エリア
シルトフェンス	２組	外観点検	１回／３ヶ月	あご越えエリア 1，2 号機背面道路エリア
電源車	２台	機能確認	１回／３ヶ月	あご越えエリア 1，2 号機背面道路エリア
可搬式整流器	２個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機中間建屋 3 号機制御建屋
可搬式オイルポンプ※2	２台	機能確認	１回／３ヶ月	奥浦エリア 西道路交差点エリア
タンクローリー※2	３台	機能確認	１回／３ヶ月	西道路交差点エリア 1，2 号機背面道路エリア 奥浦エリア
可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）	３個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋 3 号機中間建屋 B 中央制御室
可搬型計測器	４０個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機計算機室
可搬型照明（ＳＡ）	６個	機能確認	１回／３ヶ月	B 中央制御室 B 中央制御室前チェンジングエリア
酸素濃度計	２個	機能確認	１回／３ヶ月	B 中央制御室 緊急時対策所
二酸化炭素濃度計	２個	機能確認	１回／３ヶ月	B 中央制御室 緊急時対策所
可搬式モニタリングポスト	１０個	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
電離箱サーベイメータ	２個	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
可搬型放射線計測装置	一式	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
小型船舶	１台	外観点検	１回／３ヶ月	緊急時対策所
可搬型気象観測装置	１個	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
電源車（緊急時対策所用）	２台	機能確認	１回／３ヶ月	あご越えエリア 1，2 号機背面道路エリア
緊急時対策所非常用空気浄化ファン	１台	機能確認	１回／３ヶ月	あご越えエリア
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	１基	機能確認	１回／３ヶ月	あご越えエリア

※１：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

※２：予備機１台を含む。

別表２－３―６　シビアアクシデント対策等に関する資機材（３／５）

名　　称	数　量	点検内容※1	点検頻度	保管場所
空気供給装置	３６０本	機能確認	１回／３ヶ月	あご越えエリア
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	１個	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	１個	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
衛星電話（携帯）	５台	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
衛星電話（可搬）	１台	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
トランシーバー	１５台	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
携行型通話装置	１２台	機能確認	１回／３ヶ月	B 中央制御室 緊急時対策所
ブルドーザ	２台	機能確認	１回／３ヶ月	あご越えエリア 1,2 号機背面道路エリア
油圧ショベル	１台	機能確認	１回／３ヶ月	あご越えエリア
軽油用ドラム缶	6,180 ﾘｯﾄﾙ	数量確認	１回／１ヶ月	あご越えエリア 1,2 号機背面道路エリア
化学消防自動車	１台	機能確認	車両：1回／3ヶ月 艤装部：1回／年	1,2 号機背面道路エリア

※１：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

別表２－３―６　シビアアクシデント対策等に関する資機材（４／５）

２．予備資機材※2

美浜３号機

名　　称	数　量	点検内容※1	点検頻度	保管場所
可搬式代替低圧注水ポンプ	１台	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機高台エリア
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	１台	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機高台エリア
送水車	１台	機能確認	１回／３ヶ月	奥浦エリア
窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）	２本	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機中間建屋
可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）	１台	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機中間建屋
可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）	１個	機能確認	１回／３ヶ月	B 中央制御室
窒素ボンベ（１次系冷却水タンク加圧用）	１本	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋
可搬型格納容器内水素濃度計測装置	１個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋 B 中央制御室
可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	１台	外観点検	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋
可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	１台	外観点検	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋
窒素ボンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）	１本	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋
可搬型アニュラス内水素濃度計測装置	１個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋 B 中央制御室
使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置	１個	機能確認	１回／１ヶ月	3 号機補助建屋
可搬型使用済燃料ピット水位	１個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	１個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機補助建屋 3 号機制御建屋
泡混合器	１台	外観点検	１回／３ヶ月	3号機放水口付近エリア
シルトフェンス	１組	外観点検	１回／３ヶ月	あご越えエリア 1, 2号機背面道路エリア
電源車	１台	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機高台エリア
可搬式整流器	１個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機制御建屋

※１：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

※２：予備資機材とは、許認可上に設置要求があるものの、保安規定において必ずしも発電所構内に常設することを要求されない資機材のことを言う。

別表２－３―６　シビアアクシデント対策等に関する資機材（５／５）

名　　称	数　量	点検内容※1	点検頻度	保管場所
可搬型温度計測装置（格納容器循環冷暖房ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）	１個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機中間建屋
可搬型計測器	４０個	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
可搬型照明（ＳＡ）	１個	機能確認	１回／３ヶ月	B 中央制御室
酸素濃度計	4 個	機能確認	１回／３ヶ月	B 中央制御室 緊急時対策所
二酸化炭素濃度計	4 個	機能確認	１回／３ヶ月	B 中央制御室 緊急時対策所
可搬式モニタリングポスト	１個	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
電離箱サーベイメータ	１個	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
可搬型放射線計測装置	一式	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
小型船舶	１台	外観点検	１回／３ヶ月	緊急時対策所
可搬型気象観測装置	１個	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機制御建屋 3 号機中間建屋
電源車（緊急時対策所用）	１台	機能確認	１回／３ヶ月	3 号機高台エリア
緊急時対策所非常用空気浄化ファン	２台	機能確認	１回／３ヶ月※2	あご越えエリア 1,2 号機背面道路エリア
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	２基	機能確認	１回／３ヶ月※3	あご越えエリア 1,2 号機背面道路エリア
空気供給装置	１本	機能確認	１回／３ヶ月	あご越えエリア
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	１個	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	１個	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
衛星電話（携帯）	３台	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
衛星電話（可搬）	１台	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
トランシーバー	５台	機能確認	１回／３ヶ月	緊急時対策所
携行型通話装置	３台	機能確認	１回／３ヶ月	B 中央制御室 緊急時対策所
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）	２台	機能確認	1回／年	3 号機補助建屋南側
ブルドーザ	１台	機能確認	１回／３ヶ月	奥浦エリア
油圧ショベル	１台	機能確認	１回／３ヶ月	1,2 号機背面道路エリア
軽油用ドラム缶	約 200 ﾘｯﾄﾙ （１缶）	数量確認	１回／１ヶ月	あご越えエリア
小型動力ポンプ付水槽車	１台	機能確認	車両：1回／3ヶ月 艤装部：1回／年	第１廃棄物庫横

※１：機能確認には　外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

※２：１台については使用する前に実施する。

※３：１基については使用する前に実施する。

別表２－３－７　本店原子力緊急時対策本部の原子力防災関連資機材（１／２）

（原子力事業本部）

分　　類	名　　称	数　　量	点検内容※3	点検頻度	保管場所
放射線障害防護用器具	ガス・ダスト両用マスク	１２個	外観点検	１回／年	緊急時対策室
非常用通信機器	社内ホットライン	１回線	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	ＮＴＴ電話回線	１１回線	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	社内電話（ＰＨＳ含む）	３７回線	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	衛星電話	５台	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	衛星携帯電話	１１台	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	緊急時衛星通報システム（ファクシミリ）	１台	機能確認	２回／年	緊急時対策室
統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系／地上系）	テレビ会議システム	１台	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	ファクシミリ	４台	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	電話	８台	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	安全パラメータ伝送システム※1	１式	機能確認	１回／年	原子力事業本部社屋２階
計測器等	個人被ばく線量測定器	１０台	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	ＮａＩシンチレーションサーベイメータ	１台	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	１台	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	電離箱サーベイメータ	１台	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	可搬型ダスト・ヨウ素サンプラ	１台	機能確認	１回／年	緊急時対策室
その他資機材	ヨウ素剤	５０錠	外観点検	１回／年	健康管理室
	非常用食糧※2	3,420食	数量確認	１回／年	原子力事業本部社屋１階
	非常用発電機	１台	機能確認	１回／年	原子力事業本部社屋地下１階
	燃料（重油）※2	約 9.5m^3	数量確認	１回／月	原子力事業本部社屋地下１階
	サーマルカメラ	５台	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	非接触型検温計	２０台	機能確認	１回／年	緊急時対策室
	フェイスシールド	800枚	外観点検	１回／年	緊急時対策室
	消毒液	100本（500ml）	外観点検	１回／年	原子力事業本部社屋地下１階
	サージカルマスク	10,000枚	外観点検	１回／年	原子力事業本部社屋地下１階

※１：ＥＲＳＳへの伝送項目は、別表２－５－１６のとおり。
※２：記載数量の他、最寄の小売店より調達する。
※３：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

別表２－３－７　本店原子力緊急時対策本部の原子力防災関連資機材（２／２）

（中之島）

分　　類	名　　称	数　　量	点検内容※1	点検頻度	保管場所
非常用通信機器	社内ホットライン	１回線	機能確認	１回／年	非常災害対策室
	ＮＴＴ電話回線	３回線	機能確認	１回／年	非常災害対策室
	社内電話	９回線	機能確認	１回／年	非常災害対策室
	衛星電話	２台	機能確認	１回／年	非常災害対策室
統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系／地上系）	テレビ会議システム	１台	機能確認	１回／年	非常災害対策室
	ファクシミリ	４台	機能確認	１回／年	非常災害対策室
	電話	８台	機能確認	１回／年	非常災害対策室
その他資機材	非常用発電機	２台	機能確認	１回／年	発電機室
	燃料（重油）※2	約 45m^3	数量確認	１回／月	オイルタンク室

※１：機能確認には外観点検、数量確認を含む。
※２：記載数量の他、最寄の小売店より調達する。

別表２－３－８　原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

分　　類	名　　称	数　　量	点検内容※5	点検頻度	保管場所※4
出入管理	入構管理証発行機	１式	外観点検	１回／年	美浜整備センター
	作業者証発行機	１式	外観点検	１回／年	美浜整備センター
	放射線防護教育資料	１００部	数量確認	１回／年	美浜整備センター
計測器類	表面汚染密度測定用サーベイメータ	６台	機能確認	１回／年	美浜整備センター
	ＮａＩシンチレーションサーベイメータ	１台	機能確認	１回／年	美浜整備センター
	電離箱サーベイメータ	１台	機能確認	１回／年	美浜整備センター
	個人被ばく線量測定器	１５０台	機能確認	１回／年	美浜整備センター
	ホールボディカウンタ※1	１台	機能確認	１回／年	非発災発電所
放射線障害防護用器具	汚染防護服	１，０００組	外観点検	１回／年	美浜整備センター
	全面マスク	２５０個	外観点検	１回／年	美浜整備センター
	チャコールカートリッジ	２，０００個	外観点検	１回／年	美浜整備センター
非常用通信機器	衛星電話	２回線	機能確認	１回／年	美浜整備センター
	携帯電話	５回線	機能確認	１回／年	緊急時対策室
その他資機材	ヨウ素剤	２，０００錠	外観点検	１回／年	原子力事業本部健康管理室
	除染用機材（シャワー設備等）	２台	外観点検	１回／年	美浜整備センター
	除染キット	１式	外観点検	１回／年	美浜整備センター
	養生資材	１式	外観点検	１回／年	美浜整備センター
	非常用食糧※2	－	－	－	－
	小型発電機（2.6ｋVA）	４台	機能確認	１回／年	美浜整備センター
	資機材輸送車両※3	２台	－	－	－
	燃料（ガソリン）※2	－	－	－	－

※１：発災後に拠点へ搬入する。
※２：最寄の小売店から調達する。
※３：協力会社との輸送車両調達の覚書を締結する。
※４：保管場所からの輸送については陸路を基本とし、確実に輸送できる経路をもって行う。
※５：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

別表２－４－９　発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料

区　　分	資　　料　　名	保管場所
１.組織および体制に関する資料	（１）緊急時対応組織資料 ※①　美浜発電所原子力事業者防災業務計画 ※②　美浜発電所原子炉施設保安規定 ③　原子力防災規程 ④　非常時の措置通達 ⑤　原子力防災業務要綱 ⑥　美浜発電所事故時操作所則 ⑦　美浜発電所３号機重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する対応所達 ⑧　美浜発電所３号機大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する対応所達 ⑨　美浜発電所（１・２号機）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動に係る対応所達 （２）緊急時通信連絡体制資料 ①　原子力防災組織要員名簿等	緊急時対策所
２.社会環境に関する資料	（１）美浜発電所周辺人口関連資料 ①　方位別人口分布図 ②　集落別人口分布図 ③　市町村人口表 （２）美浜発電所周辺環境資料 ①　発電所周辺航空写真 ②　発電所周辺地図（２万５千分の１） ③　発電所周辺地図（５万分の１） ④　市町村市街図	緊急時対策所
３.放射能影響推定に関する資料	（１）美浜発電所気象関係資料 ①　気象観測データ （２）緊急モニタリング資料 ①　空間線量モニタリング配置図 ②　環境試料サンプリング位置図 ③　環境モニタリング測定データ （３）美浜発電所設備資料 ①　主要系統模式図 ※②　１～３号機　原子炉設置（変更）許可申請書 ③　１～３号機　系統図 ※④　プラント配置図 ⑤　１～３号機　プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 ⑥　プラント主要設備概要 ⑦　１～３号機　原子炉安全保護系ロジック一覧表	緊急時対策所
４.事業所外運搬に関する資料	①　全国道路地図 ②　海図（日本領海部分） ③　核燃料輸送物安全解析書	緊急時対策所

※：原災法第１２条第４項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料

別表２－４－１０　本店原子力緊急時対策本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料

区　　分	資　　料　　名	保管場所
１．組織および体制に関する資料	（１）緊急時対応組織資料 ※①　美浜発電所原子力事業者防災業務計画 ※②　美浜発電所原子炉施設保安規定 ③　原子力防災規程 ④　非常時の措置通達 ⑤　原子力防災業務要綱 ⑥　美浜発電所事故時操作所則 ⑦　美浜発電所３号機重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する対応所達 ⑧　美浜発電所３号機大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する対応所達 ⑨　美浜発電所（１・２号機）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動に係る対応所達 （２）緊急時通信連絡体制資料 ①　原子力防災組織要員名簿等	原子力事業本部緊急時対策室
２．社会環境に関する資料	（１）美浜発電所周辺人口関連資料 ①　方位別人口分布図 ②　集落別人口分布図 ③　市町村人口表 （２）美浜発電所周辺環境資料 ①　発電所周辺航空写真 ②　発電所周辺地図（２万５千分の１） ③　発電所周辺地図（５万分の１） ④　市町村市街図	原子力事業本部緊急時対策室
３．放射能影響推定に関する資料	（１）美浜発電所気象関係資料 ①　気象観測データ （２）緊急モニタリング資料 ①　空間線量モニタリング配置図 ②　環境試料サンプリング位置図 ③　環境モニタリング測定データ （３）美浜発電所設備資料 ①　主要系統模式図 ※②　１～３号機　原子炉設置（変更）許可申請書 ③　１～３号機　系統図 ※④　プラント配置図 ⑤　１～３号機　プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 ⑥　プラント主要設備概要 ⑦　１～３号機　原子炉安全保護系ロジック一覧表	原子力事業本部緊急時対策室
４．事業所外運搬に関する資料	①　全国道路地図 ②　海図（日本領海部分） ③　核燃料輸送物安全解析書	原子力事業本部緊急時対策室

※：原災法第１２条第４項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料

別表２－４－１１　原子力事業所災害対策支援拠点の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料

区　　分	資　　料　　名	保管場所
１．組織および体制に関する資料	（１）緊急時対応組織資料 ①　美浜発電所原子力事業者防災業務計画 ②　美浜発電所原子炉施設保安規定 ③　原子力防災規程 ④　非常時の措置通達 ⑤　原子力防災業務要綱 （２）緊急時通信連絡体制資料 ①　原子力防災組織要員名簿等	原子力事業本部 緊急時対策室
２．社会環境に関する資料	（１）美浜発電所周辺環境資料 ①　発電所周辺航空写真 ②　発電所周辺地図（２万５千分の１） ③　発電所周辺地図（５万分の１） ④　市町村市街図	原子力事業本部 緊急時対策室
３．その他資料	（１）美浜発電所設備資料 ①　１～３号機　原子炉設置（変更）許可申請書 ②　プラント配置図	原子力事業本部 緊急時対策室

※：保管場所からの輸送については陸路を基本とし、確実に輸送できる経路をもって行う。

別表２－４－１２　原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料

区　　分	資　　料　　名	保管場所
１．組織および体制に関する資料	（１）緊急時対応組織資料 ※①　美浜発電所原子力事業者防災業務計画 ※②　美浜発電所原子炉施設保安規定 ③　美浜発電所事故時操作所則	緊急時対応センター（ＥＲＣ）
２．放射能影響推定に関する資料	（２）美浜発電所設備資料 ※①　１～３号機　原子炉設置（変更）許可申請書 ②　１～３号機　系統図 ※③　プラント配置図 ④　１～３号機　プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 ⑤　１～３号機　原子炉安全保護系ロジック一覧表	緊急時対応センター（ＥＲＣ）

※：原災法第１２条第４項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料

別表２－５－１３　発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

緊急時対策所

項　　目	仕　　様	点検頻度
広さ	・面積　約 300m^2	１回／年
耐地震・耐台風	・耐震構造	１回／年
耐津波	・EL.約 6m に設置	１回／年
耐放射線	・よう素除去フィルターを備えた空気浄化設備 ・コンクリート構造の建屋内に設置 ・希ガス等の流入を防止する空気供給装置	１回／年
非常用電源	・３号機非常用ディーゼル発電機 ・空冷式非常用発電装置 ・電源車（緊急時対策所用）（２台）	１回／年
燃料	・備蓄燃料　約 360m^3（７日以上）※	１回／年
通信機器	・別表２－３－４および別表２－３－５のとおり	同　左

※：燃料補充については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。

別表２－５－１４　　発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する設備

分　　類	名　　称	数　　量	点検内容※	点検頻度	保管場所
気象観測設備	風向風速計（EL 約94.0m）	１式	機能確認	１回／年	発電所構内
	風向風速計（EL 約18.5m）	１式	機能確認	１回／年	発電所構内

※：機能確認には外観点検、数量確認を含む。

別表２－５－１５　本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

原子力事業本部緊急時対策室※1（所在地：福井県三方郡美浜町郷市13号横田8番）

項　　目	仕　　様	点検頻度
広さ	・面積　約360㎡	１回／年
耐地震・耐台風	・一般建築物相当の耐震性を有するコンクリート建屋	１回／年
耐津波	・EL.約28mに設置	１回／年
耐放射線	・よう素除去フィルターを備えた空気浄化設備 ・放射線障害防護用器具（別表２－３－７の放射線障害防護用器具のとおり）	１回／年
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 ・発電機車	１回／年
燃料	・備蓄燃料　約9.5㎥（約１日分） ・その他最寄の小売店より調達可能	１回／年
通信設備	・別表２－３－７（１／２）のとおり	同　左

本店非常災害対策室※1［代替場所※2］（所在地：大阪市北区中之島3丁目6番16号）

項　　目	仕　　様	点検頻度
広さ	・面積　約620㎡	１回／年
耐地震・耐台風	・一般建築物相当の耐震性を有するコンクリート建屋（制震装置あり）	１回／年
耐津波	・EL.約29mに設置	１回／年
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機	１回／年
燃料	・備蓄燃料　約45㎥（約１日分） ・その他最寄の小売店より調達可能	１回／年
通信設備	・別表２－３－７（２／２）のとおり	同　左

※１：原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室を合わせて本店対策本部とする。
※２：原子力事業本部緊急時対策室の代替場所として使用する。

別表２－５－１６　ＥＲＳＳ伝送データ項目

美浜1号機　（1／4）

No.	常時伝送項目	単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ	ｃｐｍ
2	補助建屋排気筒ガスモニタ	ｃｐｍ
3	１０分間最多風向方位番号（山頂）	－
4	風速１０分間平均値（山頂）	ｍ／ｓ
5	大気安定度	－
6	モニタポスト　Ｎｏ．１	ｎＧｙ／ｈ
7	モニタポスト　Ｎｏ．２	ｎＧｙ／ｈ
8	モニタポスト　Ｎｏ．３	ｎＧｙ／ｈ
9	モニタポスト　Ｎｏ．４	ｎＧｙ／ｈ
10	モニタポスト　Ｎｏ．５	ｎＧｙ／ｈ
11	モニタステーション	ｎＧｙ／ｈ
12	放水口水モニタ	ｃｐｍ

別表２－５－１６　ＥＲＳＳ伝送データ項目

美浜２号機　（2／4）

No.	常時伝送項目	単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ	ｃｐｍ
2	補助建屋排気筒ガスモニタ	ｃｐｍ
3	１０分間最多風向方位番号（山頂）	－
4	風速１０分間平均値（山頂）	ｍ／ｓ
5	大気安定度	－
6	モニタポスト　Ｎｏ．１	ｎＧｙ／ｈ
7	モニタポスト　Ｎｏ．２	ｎＧｙ／ｈ
8	モニタポスト　Ｎｏ．３	ｎＧｙ／ｈ
9	モニタポスト　Ｎｏ．４	ｎＧｙ／ｈ
10	モニタポスト　Ｎｏ．５	ｎＧｙ／ｈ
11	モニタステーション	ｎＧｙ／ｈ
12	放水口水モニタ	ｃｐｍ

別表２－５－１６　ＥＲＳＳ伝送データ項目

美浜3号機　　（3／4）

No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
１	格納容器排気筒ガスモニタ	ｃｐｍ	６３	充てん流量	ｍ3／ｈ
２	格納容器排気筒高レンジガスモニタ（低）	ｃｐｍ	６４	復水器空気抽出器ガスモニタ	ｃｐｍ
３	格納容器排気筒高レンジガスモニタ（高）	ｃｐｍ	６５	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	ｃｐｍ
４	補助建屋排気筒ガスモニタ	ｃｐｍ	６６	Ａ－ＳＧ水位（広域）	%
５	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ（低）	ｃｐｍ	６７	Ｂ－ＳＧ水位（広域）	%
６	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ（高）	ｃｐｍ	６８	Ｃ－ＳＧ水位（広域）	%
７	１０分間最多風向方位番号（ＥＬ９４ｍ）	－	６９	Ａ補助給水流量	ｍ3／ｈ
８	風速１０分間平均値（ＥＬ９４ｍ）	ｍ／ｓ	７０	Ｂ補助給水流量	ｍ3／ｈ
９	大気安定度	－	７１	Ｃ補助給水流量	ｍ3／ｈ
１０	モニタポスト　Ｎｏ．１	ｎＧｙ／ｈ	７２	Ａ給水流量ＣＨ３	ｔ／ｈ
１１	モニタポスト　Ｎｏ．２	ｎＧｙ／ｈ	７３	Ａ給水流量ＣＨ４	ｔ／ｈ
１２	モニタポスト　Ｎｏ．３	ｎＧｙ／ｈ	７４	Ｂ給水流量ＣＨ３	ｔ／ｈ
１３	モニタポスト　Ｎｏ．４	ｎＧｙ／ｈ	７５	Ｂ給水流量ＣＨ４	ｔ／ｈ
１４	モニタポスト　Ｎｏ．５	ｎＧｙ／ｈ	７６	Ｃ給水流量ＣＨ３	ｔ／ｈ
１５	モニタステーション	ｎＧｙ／ｈ	７７	Ｃ給水流量ＣＨ４	ｔ／ｈ
１６	Ａループ冷却材圧力(広域）ＣＨ１	ＭＰａ	７８	Ａ主蒸気圧力ＣＨ２	ＭＰａ
１７	Ｂループ冷却材圧力(広域）ＣＨ２	ＭＰａ	７９	Ａ主蒸気圧力ＣＨ３	ＭＰａ
１８	Ａループ１次冷却材高温側広域温度ＣＨ１	℃	８０	Ｂ主蒸気圧力ＣＨ２	ＭＰａ
１９	Ｂループ１次冷却材高温側広域温度ＣＨ１	℃	８１	Ｂ主蒸気圧力ＣＨ３	ＭＰａ
２０	Ｃループ１次冷却材高温側広域温度ＣＨ１	℃	８２	Ｃ主蒸気圧力ＣＨ２	ＭＰａ
２１	補助安全注入流量	ｍ3／ｈ	８３	Ｃ主蒸気圧力ＣＨ３	ＭＰａ
２２	安全注入流量	ｍ3／ｈ	８４	安全注入	－
２３	Ａ余熱除去クーラ出口流量	ｍ3／ｈ	８５	原子炉水位（レベル１）	－
２４	Ｂ余熱除去クーラ出口流量	ｍ3／ｈ	８６	原子炉水位（レベル２）	－
２５	Ａ充てん／高圧注入ポンプ	－	８７	原子炉水位（レベル３）	－
２６	Ｂ充てん／高圧注入ポンプ	－	８８	原子炉水位（レベル４）	－
２７	Ｃ充てん／高圧注入ポンプ	－	８９	原子炉水位（レベル５）	－
２８	Ａ余熱除去ポンプ	－	９０	原子炉水位（レベル６）	－
２９	Ｂ余熱除去ポンプ	－	９１	原子炉水位	%
３０	出力領域中性子束チャンネル平均値	%	９２	中性子源領域中性子束ＣＨ１	cps
３１	中間領域中性子束ＣＨ１	Ａ	９３	中性子源領域中性子束ＣＨ２	cps
３２	中間領域中性子束ＣＨ２	Ａ	９４	出力領域中性子束ＣＨ１	%
３３	全制御棒全挿入	－	９５	出力領域中性子束ＣＨ２	%
３４	加圧器水位ＣＨ１	%	９６	出力領域中性子束ＣＨ３	%
３５	加圧器水位ＣＨ２	%	９７	出力領域中性子束ＣＨ４	%
３６	格納容器圧力ＣＨ１	ｋＰａ	９８	格納容器ガスモニタ	ｃｐｍ
３７	格納容器圧力ＣＨ２	ｋＰａ	９９	放水口水モニタ	ｃｐｍ
３８	格納容器圧力（広域）	ＭＰａ	１００	Ａループ１次冷却材低温側広域温度ＣＨ２	℃
３９	格納容器隔離Ａ	－	１０１	Ｂループ１次冷却材低温側広域温度ＣＨ２	℃
４０	Ａ内部スプレクーラ出口流量	ｍ3／ｈ	１０２	Ｃループ１次冷却材低温側広域温度ＣＨ２	℃
４１	Ｂ内部スプレクーラ出口流量	ｍ3／ｈ	１０３	格納容器再循環サンプ水位（狭域）ＣＨ１	%
４２	Ａ内部スプレポンプ	－	１０４	格納容器再循環サンプ水位（狭域）ＣＨ２	%
４３	Ｂ内部スプレポンプ	－	１０５	Ａほう酸タンク水位	%
４４	Ｃ内部スプレポンプ	－	１０６	Ｂほう酸タンク水位	%
４５	Ｄ内部スプレポンプ	－	１０７	１次系冷却水タンク水位（Ａヘッダ）	%
４６	４－３Ｃ母線電圧	ｋＶ	１０８	１次系冷却水タンク水位（Ｂヘッダ）	%
４７	４－３Ｄ母線電圧	ｋＶ	１０９	復水タンク水位ＣＨ３	ｍ
４８	４－３ＡＥＧ受電しゃ断器	－	１１０	復水タンク水位ＣＨ４	ｍ
４９	４－３ＢＥＧ受電しゃ断器	－	１１１	Ａ－ＳＧ水位（狭域）ＣＨ２	%
５０	炉内Ｔ／Ｃ最高値（瞬時値）	℃	１１２	Ａ－ＳＧ水位（狭域）ＣＨ３	%
５１	炉内Ｔ／Ｃ平均値（瞬時値）	℃	１１３	Ｂ－ＳＧ水位（狭域）ＣＨ２	%
５２	１次冷却材サブクール度（Ｔ／Ｃ）	℃	１１４	Ｂ－ＳＧ水位（狭域）ＣＨ３	%
５３	格納容器内高レンジエリアモニタ（高）（Ｒ－９１Ｂ）	ｍＳｖ／ｈ	１１５	Ｃ－ＳＧ水位（狭域）ＣＨ２	%
５４	格納容器内高レンジエリアモニタ（高）（Ｒ－９２Ｂ）	ｍＳｖ／ｈ	１１６	Ｃ－ＳＧ水位（狭域）ＣＨ３	%
５５	格納容器内高レンジエリアモニタ（低）（Ｒ－９１Ａ）	μＳｖ／ｈ	１１７	使用済燃料ピット水位（広域）	ＥＬｍ
５６	格納容器内高レンジエリアモニタ（低）（Ｒ―９２Ａ）	μＳｖ／ｈ	１１８	可搬型使用済燃料ピット水位	ＥＬｍ
５７	格納容器内温度ＣＨ３	℃	１１９	使用済燃料ピット温度（AM用）	℃
５８	格納容器内温度ＣＨ４	℃	１２０	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	μＳｖ／ｈ
５９	格納容器再循環サンプ水位（広域）ＣＨ１	%	１２１	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ（Ａ）	ｍＳｖ／ｈ
６０	格納容器再循環サンプ水位（広域）ＣＨ２	%	１２２	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ（Ｂ）	ｍＳｖ／ｈ
６１	燃料取替用水タンク水位ＣＨ３	%	１２３	可搬型格納容器内水素濃度	ＶＯＬ%
６２	燃料取替用水タンク水位ＣＨ４	%	１２４	可搬型アニュラス内水素濃度	ＶＯＬ%

別表２－５－１６　ＥＲＳＳ伝送データ項目

美浜3号機

No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
１２５	恒設代替低圧注水ポンプ出口流量	ｍ３／ｈ	１６７	Ａ－１次系冷却水ポンプ	－
１２６	恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	ｍ３	１６８	Ｂ－１次系冷却水ポンプ	－
１２７	原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量	ｍ３／ｈ	１６９	Ｃ－１次系冷却水ポンプ	－
１２８	原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	ｍ３	１７０	Ｄ－１次系冷却水ポンプ	－
１２９	格納容器スプレ流量	ｍ３／ｈ	１７１	A海水ポンプ	－
１３０	格納容器スプレ流量積算	ｍ３	１７２	B海水ポンプ	－
１３１	原子炉格納容器水位	－	１７３	C海水ポンプ	－
１３２	原子炉下部キャビティ水位	－	１７４	D海水ポンプ	－
１３３	Aアニュラス循環ファン	－	１７５	加圧器圧力	ＭＰａ
１３４	Ｂアニュラス循環ファン	－	１７６	A主給水隔離弁	－
１３５	格納容器サンプ水位	％	１７７	Ｂ主給水隔離弁	－
１３６	格納容器空調ユニット凝縮液量測定装置水位	％	１７８	Ｃ主給水隔離弁	－
１３７	A主蒸気逃がし弁	－	１７９	A給水ライン補助給水入口弁	－
１３８	Ｂ主蒸気逃がし弁	－	１８０	Ｂ給水ライン補助給水入口弁	－
１３９	Ｃ主蒸気逃がし弁	－	１８１	Ｃ給水ライン補助給水入口弁	－
１４０	Aアキュムレータ水位（広域）	％	１８２	Aディーゼル発電機電圧	ｋＶ
１４１	Ｂアキュムレータ水位（広域）	％	１８３	Ｂディーゼル発電機電圧	ｋＶ
１４２	Ｃアキュムレータ水位（広域）	％	１８４	敦賀線１号線（もんじゅ側）送電線電圧	ｋＶ
１４３	A電動補助給水ポンプ	－	１８５	敦賀線１号線（嶺南側）送電線電圧	ｋＶ
１４４	Ｂ電動補助給水ポンプ	－	１８６	美浜線１号線送電線電圧	ｋＶ
１４５	ＴＤ－ＡＦＰ運転信号	－	１８７	美浜線２号線送電線電圧	ｋＶ
１４６	A加圧器逃がし弁	－	１８８	４－３ＳＡ１起変受電しゃ断器	－
１４７	Ｂ加圧器逃がし弁	－	１８９	４－３Ａ１所変受電しゃ断器	－
１４８	A主蒸気隔離弁	－	１９０	４－３ＳＡ２起変受電しゃ断器	－
１４９	Ｂ主蒸気隔離弁	－	１９１	４－３Ａ２所変受電しゃ断器	－
１５０	Ｃ主蒸気隔離弁	－	１９２	４－３ＳＢ起変受電しゃ断器	－
１５１	４－３Ａ１母線電圧	ｋＶ	１９３	４－３Ｂ所変受電しゃ断器	－
１５２	４－３Ａ２母線電圧	ｋＶ	１９４	予備変圧器しゃ断器　ＣＢ－Ｅ１０	－
１５３	４－３Ｂ母線電圧	ｋＶ	１９５	２起動変圧器しゃ断器　ＣＢ－Ｓｔ２０	－
１５４	４－３ＥＣ予変受電しゃ断器	－	１９６	発電機負荷開閉器	－
１５５	４－３ＥＤ予変受電しゃ断器	－			
１５６	４－３ＳＣ起変受電しゃ断器	－			
１５７	４－３ＳＤ起変受電しゃ断器	－			
１５８	４－３Ｃ所変受電しゃ断器	－			
１５９	４－３Ｄ所変受電しゃ断器	－			
１６０	A直流母線電圧	Ｖ			
１６１	Ｂ直流母線電圧	Ｖ			
１６２	ＲＣＳノズルセンタ水位	ｍｍ			
１６３	A余熱除去クーラ入口温度	℃			
１６４	A余熱除去クーラ出口温度	℃			
１６５	Ｂ余熱除去クーラ入口温度	℃			
１６６	Ｂ余熱除去クーラ出口温度	℃			

別表２－５－１７　原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所

名　　称	住　　所	発電所からの距離	広　　さ※	非常用電源	燃料	耐地震・耐津波・耐台風
関西電力（株） 原子力事業本部 および 関西電力（株） 美浜整備センター	（原子力事業本部） 福井県三方郡美浜町 郷市13号横田8番 （美浜整備センター） 福井県三方郡美浜町 佐田64号毛の鼻1-4	（原子力事業本部） 約11km （美浜整備センター） 約 9km	（原子力事業本部） 建物：約290m^2 平地：約3,600m^2 （美浜整備センター） 建物：約1,600m^2 平地：約1,200m^2	（原子力事業本部） 非常用発電機 発電機車 （美浜整備センター） 小型発電機	その他最寄の小売店より調達可能	（原子力事業本部） 一般建築物相当の耐震性 EL.約29mに設置 （美浜整備センター） 一般建築物相当の耐震性 EL.約13mに設置
関西電力（株） 原子力研修センター および 関西電力（株） 高浜発電所代替倉庫	（原子力研修センター） 福井県大飯郡高浜町 水明2番地 （高浜発電所代替倉庫） 福井県大飯郡高浜町 和田146字大新田2-1	（原子力研修センター） 約41km （高浜発電所代替倉庫） 約41km	（原子力研修センター） 建物：約620m^2 平地：約7,800m^2 （高浜発電所代替倉庫） 建物：約800m^2 平地：約3,400m^2	（原子力研修センター） 発電機 （高浜発電所代替倉庫） 小型発電機	その他最寄の小売店より調達可能	（原子力研修センター） 一般建築物相当の耐震性 EL.約3mに設置 （高浜発電所代替倉庫） 一般建築物相当の耐震性 EL.約2.5mに設置
関西電力（株） 大飯発電所 および 関西電力（株） ビジターズハウス	（大飯発電所） 福井県大飯郡おおい町 大島１字吉見1-1 （ビジターズハウス） 福井県大飯郡おおい町 大島40字堤下22	（大飯発電所） 約33km （ビジターズハウス） 約33km	（大飯発電所） 建物：約740m^2 平地：約6,200m^2 （ビジターズハウス） 建物：約360m^2 平地：約1,700m^2	（大飯緊急時対策所） 非常用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機 空冷式非常用発電装置 電源車 （ビジターズハウス） 小型発電機	その他最寄の小売店より調達可能	（大飯緊急時対策所） 耐震構造 EL.約9.2mに設置 （ビジターズハウス） 一般建築物相当の耐震性 EL約47mに設置
関西電力（株） 高浜発電所 および 関西電力（株） 原子力研修センター （おおい）・エルガイアおおい	（高浜発電所） 福井県大飯郡高浜町田ノ浦1 （原子力研修センター （おおい）・エルガイアおおい） 福井県大飯郡おおい町 成海字1号2番	（高浜発電所） 約46km （原子力研修センター （おおい）・エルガイアおおい） 約38km	（高浜発電所） 建物：約750m^2 平地：約2,200m^2 （原子力研修センター （おおい）・エルガイアおおい） 建物：約590m^2 平地：約2,100m^2	（高浜緊急時対策所） 非常用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機 空冷式非常用発電装置 電源車 （原子力研修センター （おおい）・エルガイアおおい） 小型発電機	その他最寄の小売店より調達可能	（高浜緊急時対策所） 耐震構造 EL.約25mに設置 （原子力研修センター （おおい）・エルガイアおおい） 一般建築物相当の耐震性 EL.約2.5mに設置

※：原子力事業所災害対策支援拠点として使用できる面積をいう。

別表２－６－１８　　発電所の原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻　　度	主な内容
原子力防災体制および組織に関する知識	原子力防災要員	新たに指名された場合、および１回／１年	・原災法および関係法令の概要 ・発電所原子力事業者防災業務計画の概要 ・発電所原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・発電所の原子力防災組織の構成、各班の職務 ・事故時影響緩和操作の概要
発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識	原子力防災要員のうち指名された者	新たに指名された場合、および１回／３年 施設または設備に変更が生じた場合	・発電所の放射線監視設備 ・事故時対応操作と関連設備 ・輸送容器の種類、構造 ・緊急時対策所の機能
放射線防護に関する知識	原子力防災要員のうち指名された者	入所時および１回／３年 あらかじめ定める基準を満足する場合は省略 （労働安全衛生法に定める特別の教育にて実施）	・放射線に関する基礎的知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護（除染を含む）のための措置
	原子力防災要員のうち指名された者	新たに指名された場合、および１回／３年	・被ばくに対する応急手当の知識
放射線および放射性物質の測定機器ならびに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	原子力防災要員のうち指名された者	新たに指名された場合ならびに測定方法および機器を含む設備に変更が生じた場合	・測定機器の用途とその目的、測定方法 ・測定機器の取扱い
シビアアクシデントに関する知識	原子力防災要員	新たに指名された場合、および１回／１年	・シビアアクシデントに関する基礎的知識

（注）防災教育を受けた者は、必要に応じ所属する班の他の要員に伝達教育を行う。

別表２－６－１９　本店の原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻　　度	主な内容
原子力防災体制および組織に関する知識	本店原子力緊急時対策本部の原子力設備班、共通班、即応センター情報チーム、現地支援チーム、住民対応チーム、損害賠償担当チームのうち指名された者	１回／１年	・原災法および関係法令の概要 ・発電所原子力事業者防災業務計画の概要 ・原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・本店原子力緊急時対策本部および原子力事業所災害対策支援拠点の組織構成ならびに各係の職務 ・事故時影響緩和操作の概要
放射線防護に関する知識	本店原子力緊急時対策本部の原子力設備班、共通班、即応センター情報チーム、現地支援チーム、住民対応チーム、損害賠償担当チームのうち指名された者	１回／３年	・放射線に関する基礎的知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護（除染を含む）のための措置 ・被ばくに対する応急手当の知識

（注）防災教育を受けた者は、必要に応じ所属する班の他の要員に伝達教育を行う。

別表２－７－２０　原子力防災訓練の内容

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
原子力総合防災訓練	本店、発電所の原子力緊急時対策本部要員等	１回／３年程度（※）	本店と合同による原子力総合防災訓練を行い、社内における情報連絡、技術的検討、発電所支援等が円滑に行われることを確認する。
発電所原子力防災訓練	発電所原子力緊急時対策本部要員等	１回／年	訓練では、シビアアクシデントを想定した訓練を必須項目とし、以下の内容を適宜組み合わせて行う。組み合わせて実施しない項目については、個別に訓練を行う。 なお、別途定める訓練の中期計画に基づき原災法第１５条に規定する原子力緊急事態の発生に至らない想定の訓練を実施する場合には、原子力緊急事態の発生を想定した通報および体制構築に係る訓練を組み合わせて実施する。 ①本部運営 事象発生により緊急時応急対策対応要員を参集し、本部の設営を行う。 ②通報連絡 事象発生から終結までの情報を収集し、関係各所に通報、連絡を行う。 ③緊急時モニタリング 発電所敷地内および敷地境界付近について、モニタリングカーによる空間放射線量率および空気中ヨウ素濃度の測定を行う。 ④発電所退避誘導 本部からの退避誘導指示に基づき、発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者および来訪者等について、退避誘導員により指定された集合・退避場所に誘導する。 ⑤原子力災害医療 管理区域内での負傷者発生を想定し、負傷者搬出、汚染除去および応急処置等の対応を行う。 ⑥全交流電源喪失対応 全交流電源喪失を想定し、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う。 ⑦アクシデントマネジメント対応 シビアアクシデントを想定し、アクシデントマネジメントに係る対応を行う。 ⑧原子力緊急事態支援組織対応 原子力緊急事態支援組織との連携に係る対応を行う。

（※）：国または地方公共団体が実施する原子力防災訓練を勘案して行う。

別表２－８－２１　医療関連資機材

分類	名称	数量	点検内容※	点検頻度	設置箇所・保管場所
医療関連資機材	AED	１台	機能確認	１回／年	免震事務棟1階
	アンビューバック	１個	外観点検	１回／年	免震事務棟1階
	ストレッチャー	１台	外観点検	１回／年	免震事務棟1階
	担架	１台	外観点検	１回／年	免震事務棟1階
	点滴台	１台	外観点検	１回／年	免震事務棟1階
	車椅子	１台	外観点検	１回／年	免震事務棟1階

※：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には、数量確認を含む。

別表２－８－２２　原子力安全研究協会

１．原子力安全研究協会の概要

名　　称	公益財団法人　原子力安全研究協会
所 在 地	東京都港区新橋五丁目１８番７号

２．平時の主なオンサイト医療業務

医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。
原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（１回／年）に実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。

３．原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容

災害発生時の連絡体制	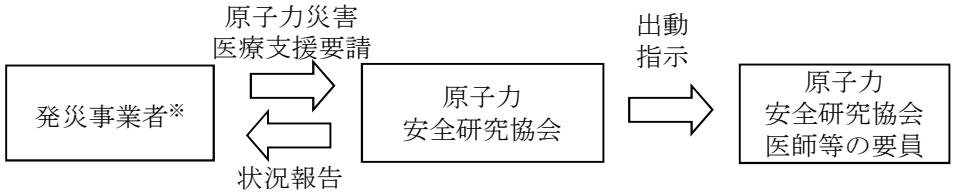 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者
発災事業者への支援内容	・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を召集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。

４．保有資機材一覧

原子力安全研究協会は、下表の資機材について、１回／年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分　類	名　称	数　量
現地活動用資機材	医療用資機材	１式
	通信用資機材	１式
	放射線管理資機材	１式
	一般資機材	１式

別表２－８－２３　電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織（１／２）

１．原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
名　　称	美浜原子力緊急事態支援センター
所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子３８号３６
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等
要 員 数	２１名（所長、支援組織要員）

２．平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材（４．参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上および拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置および新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場　所　：　日本原子力発電株式会社　美浜原子力緊急事態支援センター ・頻　度　：　操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：　遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場　所　：　日本原子力発電株式会社　美浜原子力緊急事態支援センター内、または原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻　度　：　操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（１回／年）に実施 ・主な内容：　遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

別表２－８－２３　電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織（２／２）

３．原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応および発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制 (24 時間 365 日ｵﾝｺｰﾙ体制)	１０条通報 ・支援要請 出動 指示 発災事業者※ → ← （平日日中）支援組織長 （夜間休祭日）連絡当番者 → 支援組織要員 状況報告 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者
発災事業者への支援内容	・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 ・支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 ・発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 ・支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 ・以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。

４．保有資機材一覧

資機材については１回／年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名　　称	数量	保管場所
遠隔操作資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）	６台	資機材保管庫・車庫棟
	中型ロボット（障害物撤去用）	２台	
	無線重機（屋外がれき等の撤去用）	３台	
	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	２台	
現地活動用資機材	放射線防護用資機材	１式	
	放射線管理、除染用資機材	１式	
	作業用資機材	１式	
	一般資機材	１式	
搬送用車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	２台	
	大型トラック（重機搬送）	２台	
	中型トラック（ロボット搬送等）	８台	

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">事象番号</th><th>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</th><th>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</th><th>３号機</th><th>1,2号機</th></tr>
<tr><td rowspan="2">放射線量・放射性物質放出</td><td>ＡＬ</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ＳＥ</td><td>０１</td><td>＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞
１.原災法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備により、５マイクロシーベルト/時以上を検出すること。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。
（1）以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合（５マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）
・格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ
・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ、３ｕのみ）＊
・使用済燃料ピット区域エリアモニタ
（2）当該数値が落雷の時に検出された場合

２.原災法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて５マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、１マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第４条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、５マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。
ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記１（1）又は（2）に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。
このとき、１（1）の「５マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。

＊照射済燃料が全て格納容器外へ搬出されている場合には、「格納容器内高レンジエリアモニタの指示値に異常が認められない」の代わりに、「格納容器内に照射済燃料なし」と報告する。</td><td>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】
本基準は、原災法第１０条に規定されたものである。

【解説】
（1）原災法第１１条第１項の規定により設置された下記放射線測定設備で、５マイクロシーベルト/時以上（１地点）が検出されたとき。
・Ｎｏ．１、２、５モニタポスト
ただし、下記の排気筒モニタおよび指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合（５マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）は、検出されなかったものとみなす。

<table><tr><th>モニタの種類</th><th>１ｕ</th><th>２ｕ</th><th>３ｕ</th></tr><tr><td>格納容器排気筒ガスモニタ</td><td>1R-16</td><td>2R-16</td><td>3R-24</td></tr><tr><td>補助建屋排気筒ガスモニタ</td><td>1R-14</td><td>2R-14</td><td>3R-14</td></tr><tr><td>格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</td><td>－</td><td>－</td><td>3R-91A or 3R-92A</td></tr><tr><td>使用済燃料ピット区域エリアモニタ</td><td>1R-5</td><td>2R-5</td><td>3R-5</td></tr></table>
（2）放射線測定設備Ｎｏ．１、２、５モニタポストで、１マイクロシーベルト/時以上（１地点）が検出された場合かつ中性子線サーベイメータによる測定中性子線の放射線量の合計が５マイクロシーベルト/時以上検出されたとき。</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
放射線量・放射性物質放出	ＧＥ	０１	＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞ 原災法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備により、５マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が２地点以上において又は１地点において１０分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第１５条に規定されたものである。 【解説】 （1）原災法第１１条第１項の規定により設置された下記放射線測定設備で、５マイクロシーベルト/時以上が２地点以上で検出されたとき。 ・Ｎｏ．１、２、５モニタポスト （2）放射線測定設備Ｎｏ．１、２、５モニタポストで、５マイクロシーベルト/時以上が１地点で１０分間以上継続して検出されたとき。	○	○

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">事象番号</th><th>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</th><th>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</th><th>３号機</th><th>1,2号機</th></tr>
<tr><td rowspan="4">放射線量・放射性物質放出</td><td>ＡＬ</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ＳＥ</td><td>０２</td><td>＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞
原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。

イ　空気中の放射性物質濃度の測定（１０分間以上継続して検出する）</td><td>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】
本基準は、原災法第１０条に規定されたものである。

【解説】
「放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、各排気筒モニタにて測定される計数率が以下の値以上の場合をいう。（１０分間以上継続して検出する）

○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基準
（５マイクロシーベルト/時相当換算値）　単位：ｃｐｍ
<table><tr><th></th><th>１ｕ</th><th>２ｕ</th><th>３ｕ</th></tr><tr><td>格納容器排気筒ガスモニタ</td><td>1E+07</td><td>1E+07</td><td>7E+06</td></tr><tr><td>補助建屋排気筒ガスモニタ</td><td>1E+07</td><td>1E+07</td><td>1E+06</td></tr></table></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>ＧＥ</td><td>０２</td><td>＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞
原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。

イ　空気中の放射性物質濃度の測定（１０分間以上継続して検出する）</td><td>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】
本基準は、原災法第１５条に規定されたものである。

【解説】
ＧＥ０２は、ＳＥ０２と同じ基準である。このため、判断および発生の報告の取扱いは、ＳＥ０２に準ずる。</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">事象番号</th><th>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</th><th>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</th><th>３号機</th><th>1,2号機</th></tr>
<tr><td rowspan="3">放射線量・放射性物質放出</td><td>ＡＬ</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ＳＥ</td><td>０３</td><td>＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞
原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。

ロ　水中の放射性物質濃度の測定（１０分間以上継続して検出する）</td><td>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】
本基準は、原災法第１０条に規定されたものである。

【解説】
「放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水口水モニタにて測定される計数率が以下の値以上の場合をいう。（１０分間以上継続して検出する）

○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基準
（５マイクロシーベルト/時相当換算値）　単位：ｃｐｍ
<table><tr><th></th><th>１ｕ</th><th>２ｕ</th><th>３ｕ</th></tr><tr><td>放水口水モニタ</td><td colspan="2">8E+04</td><td>5E+04</td></tr></table></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>ＧＥ</td><td>０３</td><td>＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞
原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。

ロ　水中の放射性物質濃度の測定（１０分間以上継続して検出する）</td><td>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】
本基準は、原災法第１５条に規定されたものである。

【解説】
ＧＥ０３は、ＳＥ０３と同じ基準である。このため、判断および発生の報告の取扱いは、ＳＥ０３に準ずる。</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
放射線量・放射性物質放出	ＡＬ	－	－	－	－	－
	ＳＥ	０４	＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第６条第１項で定める区域をいう。)外の場所(政令第４条第４項第２号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、１時間当たり５０マイクロシーベルト以上の放射線量(１０分間以上継続して検出する)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第１０条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が１時間当たり５０マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。（１０分間以上継続して検出する） なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○
	ＧＥ	０４	＜火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第６条第１項で定める区域をいう。)外の場所(政令第４条第４項第２号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、１時間当たり５ミリシーベルト以上の放射線量(１０分間以上継続して検出する)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第１５条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が１時間当たり５ミリシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。（１０分間以上継続して検出する） なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
放射線量・放射性物質放出	ＡＬ	－	－	－	－	－
	ＳＥ	０５	＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第６条第１項で定める区域をいう。)外の場所(政令第４条第４項第２号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第６条第２項及び第３項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第６条第２項で定める基準以上の放射性物質	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第１０条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第６条第２項で定める基準以上の放射性物質として以下を検出した場合をいう。 （１）検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、１種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の５０倍以上のとき。 （２）検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、２種類以上の放射性物質がある場合にあっては，それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の５０倍の数値に対する割合の和が１以上になるとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○
	ＧＥ	０５	＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第６条第１項で定める区域をいう。)外の場所(政令第４条第４項第２号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が検出されたとき。 ロ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が１時間当たり５００マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第６条第２項で定める基準に１００を乗じたもの以上の放射性物質	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第１５条に規定されたものである。 【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が１時間当たり５００マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第６条第２項で定める基準に１００を乗じたもの以上の放射性物質として以下を検出した場合をいう。 （１）検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、１種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の５，０００倍以上のとき （２）検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、２種類以上の放射性物質がある場合にあっては，それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の５，０００倍の数値に対する割合の和が１以上になるとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○	○

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
放射線量・放射性物質放出	ＡＬ	－	－	－	－	－
	ＳＥ	０６	＜施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ＞ 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第１０条に規定されたものである。 【解説】 原子炉施設内（原子炉外）にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。	○	○
	ＧＥ	０６	＜施設内（原子炉外）での臨界事故＞ 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第１５条に規定されたものである。 【解説】 原子炉施設内（原子炉外）にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定され、核分裂による中性子線またはガンマ線を検出した場合をいう。	○	○

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
止める	ＡＬ	１１	＜原子炉停止機能の異常または異常のおそれ＞ 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があり、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。 一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。 「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード５（一次冷却材の温度が９３℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする（以下この表において同じ。）。 「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項（パラメータ）が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう（以下この表において同じ。）。 「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。 【解説】 運転モード１、２において、以下のいずれかとなったとき。 （1）原子炉保護系の１チャンネルから原子炉トリップパーシャル信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が、１時間以上継続したとき。 ただし、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、直ちに原子炉トリップパーシャル信号が誤動作と判断できる場合、および当該原子炉トリップパーシャル警報の発信が、試験、保守作業等計画的なものであることが明らかな場合は除く。 （2）原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの以下のいずれの操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力（中性子束）が定格出力の５％以上または中間領域中性子束起動率が正のとき、またはそれらの状態でないことが確認できないとき。 ① 自動原子炉トリップ ② 手動原子炉トリップ ③ MGセット電源断（中央制御室からの母線しゃ断器開放） ④ 制御棒の手動（自動）挿入	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
止める	ＳＥ	－	－	－	－	－
	ＧＥ	１１	＜すべての原子炉停止操作の失敗＞ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにＡＴＷＳ緩和設備及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。 【解説】 運転モード１、２において、原子炉トリップが必要な場合に、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力（中性子束）が定格出力の５％以上または中間領域中性子束起動率が正のとき、またはそれらの状態でないことが確認できないとき。 ① MGセット電源断（現場でのしゃ断器開放） ② 現場での原子炉トリップしゃ断器開放 ③ ＡＴＷＳ緩和設備およびほう酸注入 ④ 特定重大事故等対処施設による原子炉トリップしゃ断器開放	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
冷やす	ＡＬ	２１	＜原子炉冷却材の漏えい＞ 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用炉心冷却装置（以下この表において「ＤＢ設備」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。 また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬに至る可能性があるため、ＤＢ設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。 【解説】 運転モード１、２、３および４において、以下のいずれかとなったとき。 （１）原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、１次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が０．２３m^3/ｈを超えた場合において、４時間以内に０．２３m^3/ｈ以下に漏えい量を回復できないと判断した後、１２時間以内にモード３、または５６時間以内にモード５にできないとき。 （２）原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付随する機器の破損等により、１次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値に達した場合または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
冷やす	ＳＥ	２１	＜原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能＞ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、ＤＢ設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第２条第２項第１４号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「ＳＡ設備」という。））であって、ＤＢ設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。 「注水が直ちにできない」とは、ＤＢ設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（ＤＢ設備の作動失敗等）に自動起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない（以下この表において同じ。）。 【解説】 運転モード１、２、３および４において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、１次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合（ただし、起動・停止時にブロックしている場合や誤作動は除く。）または手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかになったとき。 ① すべての充てん/高圧注入ポンプが起動しないとき。 ② 高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。 ③ すべての余熱除去ポンプが起動しないとき。 ④ 低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、１次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
冷やす	ＧＥ	２１	＜原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能＞ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、ＤＢ設備若しくはＳＡ設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のＤＢ設備及びＳＡ設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう（以下この表において同じ。）。 なお、１系統以上のＤＢ設備及びＳＡ設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。 【解説】 運転モード１、２、３および４において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、またはこれに付属する機器の破損等により、１次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合または手動により非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。 ① すべての充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。 ② 高圧系および低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を除く。 ③ 炉心出口温度３５０℃以上の状態が、３０分間以上継続して計測されたとき。 ④ 原子炉への注水が確認できない状態において、蒸気発生器における除熱機能が喪失（すべての蒸気発生器広域水位１０％未満）したとき（原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を含む）。	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
冷やす	ＡＬ	２４	＜蒸気発生器給水機能喪失のおそれ＞ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。 【解説】 運転モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① 電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか１台しか起動しないとき。 ② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が、次の流量未満となったとき。 ３号機：７５m^3/ｈ	○	－
	ＳＥ	２４	＜蒸気発生器給水機能の喪失＞ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関するＳＡ設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力（吐出圧力及び容量）及び即応性を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。 なお、通常の起動・停止工程において一次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。 【解説】 運転モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失し、すべて蒸気発生器の狭域水位が０％未満となった状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① 電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプがすべて起動しないとき。 ② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が、次の流量未満となったとき。 ３号機：７５：m^3/ｈ	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
冷やす	ＧＥ	２４	＜蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能＞ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、１系統以上のＤＢ設備及びＳＡ設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。	○	－
				【解説】 運転モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつすべての蒸気発生器の広域水位が１０％未満となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① すべての充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。 ② 高圧系および低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。なお、１次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間を含む。 ③ 炉心出口温度３５０℃以上の状態が３０分間以上継続して計測されたとき。 ④ １次冷却材圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。		

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
冷やす	ＡＬ	２５	＜非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ＞ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。 また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備（特定重大事故等対処施設に属するものを含む。）のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、すべての運転モードにおいて２基で１つの常設代替電源とみなし、運転モード外においては、１基で１つの常設代替電源とみなす。 ① 使用可能な所内非常用高圧母線が１系統となった場合に、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置、または[特重発電機]（注）のどれか１つになり、その状態が１５分間以上継続したとき。 ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。 ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が３時間以上継続したとき。 (注) ［特重発電機］については、運転モード外のみ１つの常設代替電源とみなす。	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
冷やす	ＳＥ	２５	＜非常用交流高圧母線の３０分間以上喪失＞ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上継続すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が３０分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、すべての運転モードにおいて２基で１つの常設代替電源設備とみなし、運転モード外においては、１基で１つの常設代替電源とみなす。 （１）すべての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置、または［特重発電機］（注）のいずれの電源からも受電できていない状態が３０分間以上継続したとき。 （注） ［特重発電機］については、運転モード外のみ１つの常設代替電源とみなす。	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
冷やす	ＧＥ	２５	＜非常用交流高圧母線の１時間以上喪失＞ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が１時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態になったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、すべての運転モードにおいて２基で１つの常設代替電源とみなし、運転モード外においては、１基で１つの常設代替電源とみなす。 （１）すべての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置、または[特重発電機]（注）のいずれの電源からも受電できていない状態が１時間以上継続したとき。 （注） ［特重発電機］については、運転モード外のみ１つの常設代替電源とみなす。	○	－

別表３－１－２４　原災法に基づく通報基準およびＥＡＬを判断する基準の解釈（18／38）

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
冷やす	ＡＬ	－	－	－	－	－
	ＳＥ	２７	＜直流電源の部分喪失＞ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 使用可能な非常用直流母線が残り１系統及び直流電源が残り１つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が１つとなった場合に、当該直流母線への供給電源が蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（３系統目）、充電器（後備充電器を含む）または可搬型整流器などを含む代替電源設備がいずれか１つとなり、その状態が５分間以上継続したとき。 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が１つとなっている場合は除く。	○	－
	ＧＥ	２７	＜全直流電源の５分間以上喪失＞ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のＤＢ設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、すべての蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（３系統目）、充電器（後備充電器を含む）または可搬型整流器などを含む代替電源設備からの受電ができず、すべての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が５分間以上継続したとき。	○	－

別表３－１－２４　原災法に基づく通報基準およびＥＡＬを判断する基準の解釈（19／38）

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
冷やす	ＡＬ	－	－	－	－	－
	ＳＥ	－	－	－	－	－
	ＧＥ	２８	＜炉心損傷の検出＞ 　炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 　原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 　「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。 　また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。 【解説】 　運転モード１、２および３において、原子炉格納容器内の格納容器内高レンジエリアモニタの線量率が１×１０^{5}ｍＳｖ/ｈ以上となり、かつ炉心出口温度が３５０℃以上となったとき。 　ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
冷やす	ＡＬ	２９	＜停止中の原子炉冷却機能の一部喪失＞ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。 【解説】 １次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）において、１つの余熱除去系の機能が喪失し、かつ１次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端(ノズルセンター －１５．４㎝)となったとき。 「１つの余熱除去系の機能が喪失」とは，以下のいずれかとなった場合をいう。 ① 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、１台の余熱除去ポンプが運転不能（１次冷却材配管の水位低下により、運転中の余熱除去ポンプを停止した場合を含む。）となったとき。 ② 余熱除去冷却器の機能喪失等により１系統の余熱除去機能が喪失したとき。	○	－
	ＳＥ	２９	＜停止中の原子炉冷却機能の喪失＞ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 【解説】 １次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）において、すべての余熱除去ポンプが動作不能となり、かつ１次冷却材配管の水位が低下して、余熱除去配管の吸込口上端(ノズルセンター －１５．４㎝)以下となった状態が３０分間以上継続したとき。 「すべての余熱除去ポンプが動作不能」とは、以下のいずれかとなった場合をいう。 ① 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、すべての余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 ② 余熱除去冷却器の機能喪失等により、すべての余熱除去機能が喪失したとき。	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
冷やす	ＧＥ	２９	＜停止中の原子炉冷却機能の完全喪失＞ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。 【解説】 １次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）において、すべての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能の喪失および蒸気発生器を通じたすべての除熱機能（リフラックス冷却）が喪失し、かつ燃料取替用水タンクから炉心へ注入する手段のすべてが喪失したとき。 なお、「燃料取替用水タンクから炉心へ注入する手段」とは、充てん/高圧注入ポンプ、Ａ．Ｂ内部スプレポンプもしくは恒設代替低圧注水ポンプを用いた注水手段または停止中の余熱除去ポンプを通じた注水手段をいう。	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
冷やす	ＡＬ	３０	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。 【解説】 使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端位置まで低下したとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ３号機：ＥＬ．３０．３７ｍ	○	－
冷やす	ＳＥ	３０	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。 「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。 【解説】 使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が、以下の照射済燃料集合体頂部上方４ｍの水位に低下したとき。 ３号機：ＥＬ．２８．７６ｍ ② 使用済燃料ピット水位低警報が発信またはそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器および目視によって確認できない状態が３時間以上継続したとき。	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
冷やす	ＧＥ	３０	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。 【解説】 使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方２ｍの水位に低下したとき。 ３号機：ＥＬ．２６．７６ｍ ② 使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的または間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。	○	－

別表３－１－２４　原災法に基づく通報基準およびＥＡＬを判断する基準の解釈（24／38）

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
閉じ込める	ＡＬ	－	－	－	－	－
	ＳＥ	４１	＜格納容器健全性喪失のおそれ＞ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。 【解説】 運転モード１、２、３および４において、原子炉冷却材喪失事象または主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、以下の格納容器スプレイ作動の設定値を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が１０分間以上継続しているとき。 ３号機：１３１ｋＰａ	○	－
	ＧＥ	４１	＜格納容器圧力の異常上昇＞ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。 【解説】 運転モード１、２、３および４において、原子炉格納容器が以下の最高使用圧力または最高使用温度に達したとき。 なお、最高使用温度とは最高使用圧力における飽和温度をいう。 ３号機：２６１ｋＰａ	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
閉じ込める	ＡＬ	４２	＜単一障壁の喪失または喪失のおそれ＞ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の４つのケースが考えられる。 １）燃料被覆管障壁が喪失するおそれ ２）原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ３）燃料被覆管障壁の喪失 ４）原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。 【解説】 運転モード１、２および３において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 （１）燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。 ＜障壁の状況＞ 炉心出口温度の最高値が３５０℃以上 （２）原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。 ＜障壁の状況＞ １次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む）が発生し、抽出隔離をした状態で、充てん/高圧注入ポンプ１台分の充てん流量を超過した場合 （３）燃料被覆管障壁が喪失したとき。 ＜障壁の状況＞ 炉心出口温度の最高値が６５０℃以上 （４）原子炉冷却系障壁が喪失したとき。 ＜障壁の状況＞ １次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む）が発生し、「加圧器圧力」または「加圧器水位および加圧器圧力」が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力または設定水位以下	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
閉じ込める	ＳＥ	４２	＜２つの障壁の喪失または喪失のおそれ＞ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下の４つのケースが考えられる。 １）燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ２）燃料被覆管障壁が喪失するおそれ＋原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ３）燃料被覆管障壁が喪失するおそれ＋格納容器障壁が喪失 ４）原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ＋格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	○	－
				【解説】 （１）運転モード１、２および３において、以下の障壁が喪失または喪失するおそれがあるとき。 ① 燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ② 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ＋原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ③ 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ＋原子炉格納容器障壁が喪失 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ＋原子炉格納容器障壁が喪失 （２）「格納容器障壁が喪失」とは、以下のいずれかとなったとき。 ① 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作または格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ② 格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。		

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
閉じ込める	ＧＥ	４２	＜２つの障壁の喪失および１つの障壁の喪失または喪失のおそれ＞ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪失＋原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。	○	－
				【解説】 運転モード１、２および３において、以下の状況になったとき。 （１）燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪失＋原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ 「格納容器障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値を超過し、更に１０分間以上継続して圧力が上昇している場合をいう。		

別表３－１－２４　原災法に基づく通報基準およびＥＡＬを判断する基準の解釈（28／38）

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
閉じ込める	ＡＬ	－	－	－	－	－
	ＳＥ	４３	＜原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用＞ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 【解説】 （１）運転モード１、２、３および４において適用する。 （２）「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジエリアモニタで１×１０^{5}ｍＳｖ/ｈ未満である場合をいう。 （３）「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、［特重フィルタベント］の実施をいう。	○	－
	ＧＥ	－	－	－	－	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
その他脅威	ＡＬ	５１	＜原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、放射線レベルの上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤および中央制御室外原子炉停止盤での操作が容易にできなくなったとき。	○	－
	ＳＥ	５１	＜原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、以下のいずれかとなったとき。 （1）原子炉もしくは使用済燃料ピットに異常が発生していないとき。 ① 中央制御室および中央制御室外原子炉停止盤室の放射線レベルの上昇等により、防護具または空気浄化装置等を用いなければ、運転員が監視および操作ができないとき。 （2）原子炉過渡事象もしくは使用済燃料ピットの異常が発生している場合において、以下のいずれかとなったとき。 ① 中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、防護具または空気浄化装置等を用いなければ、運転員が監視および操作できなくなったとき。 ② 中央制御室における主に原子炉を制御する盤または原子炉以外の原子炉施設を制御する盤のいずれかにおいて、すべての表示灯、警報、指示計および記録計が使用不能となったとき。	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
その他脅威	ＧＥ	５１	＜原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 火災等により原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉を停止した後に冷温停止状態を維持することができなくなり、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、以下のいずれかとなったとき。 （1）原子炉もしくは使用済燃料ピットに異常が発生していないとき。 ① 中央制御室および中央制御室外原子炉停止盤室からの退避が必要となり、中央制御室および中央制御室外原子炉停止盤室からの原子炉停止機能（注）および冷温停止維持機能が喪失したとき。 （注）特定重大事故等対処施設による原子炉停止機能を含む。 （2）原子炉過渡事象もしくは使用済燃料ピットの異常が発生している場合において、以下のいずれかとなったとき。 ① 中央制御室からの退避が必要となったとき。 ② 中央制御室における主に原子炉を制御する盤および原子炉以外の原子炉施設を制御する盤の両方において、すべての表示灯、警報、指示計および記録計が使用不能となったとき。	○	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
その他脅威	ＡＬ	５２	＜所内外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。 一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 （１）原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか１つの手段のみとなったとき。 （２）原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか１つの手段のみとなったとき。	○	－
	ＳＥ	５２	＜所内外通信連絡機能のすべての喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 （１）原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。 （２）原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。	○	－
	ＧＥ	－	－	－	－	－

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
その他脅威	ＡＬ	５３	＜重要区域での火災･溢水による安全機能の一部喪失のおそれ＞ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第２条第２項第８号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、重要区域における、火災[注1]または溢水[注2]により、原子力事業者防災業務計画別表３-１-２５に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が１系統のみとなったとき。 なお、原子力事業者防災業務計画別表３-１-２５に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。 注１　火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 注２　溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。	○	－

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">事象番号</th><th>原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</th><th>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</th><th>３号機</th><th>1,2 号機</th></tr>
<tr><td rowspan="2">その他脅威</td><td rowspan="2">ＳＥ</td><td rowspan="2">５３</td><td rowspan="2">＜火災・溢水による安全機能の一部喪失＞
火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td><td>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】
左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。
安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第２条第２項第８号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>【解説】
すべての運転モードおよび運転モード外において、火災[注1]または溢水[注2]が発生し、以下のいずれかとなったとき。
①　原子力事業者防災業務計画別表３-１-２５に定める安全機器本体または動力ケーブル等の焼損・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなったとき。
②　原子力事業者防災業務計画別表３-１-２５に定める安全機器等のサポート設備が故障し安全機器等の機能喪失の蓋然性が高いと判断したとき。
なお、原子力事業者防災業務計画別表３-１-２５に定める「安全上重要な構築物、系統または機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。

注１　火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。
注２　溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。</td></tr>
<tr><td>ＧＥ</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

別表３－１－２４　原災法に基づく通報基準およびＥＡＬを判断する基準の解釈（34／38）

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
その他脅威	ＡＬ	－	－	－	－	－
	ＳＥ	５５	＜防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質または放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。	○	○
	ＧＥ	５５	＜住民の避難を開始する必要がある事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質または放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。	○	○

別表３－１－２４　原災法に基づく通報基準およびＥＡＬを判断する基準の解釈（35／38）

区分	事象番号		原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2 号機
その他	ＡＬ	－	＜震度６弱以上の地震発生＞ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 － 【解説】 「当該原子力事業所所在市町村」とは、美浜町をいう。 （注）原子力事業者からの連絡は不要。	○	○
	ＡＬ	－	＜大津波警報発表＞ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 － 【解説】 「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県をいう。 （注）原子力事業者からの連絡は不要。	○	○
	ＡＬ	－	＜設計基準を超える外部事象発生＞ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 － 【解説】 地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合。	○	－
	ＡＬ	－	＜原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 － 【解説】 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者および関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。	○	○
	ＡＬ	－	＜原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等発生＞ 原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 － 【解説】 原子炉施設の重要な故障等について、原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者および関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。	○	○

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
事業所外運搬	ＸＳＥ６１	＜事業所外運搬での放射線量率の上昇＞ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から１メートル離れた場所において、１時間当たり１００マイクロシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第２条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 － 【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 （１）事業所外運搬に使用する容器から１ｍ離れた場所において、１００μSv/ｈ以上の放射線量が検出された場合。 （２）火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記（１）の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。 ○計測器等 （１）ガンマ線測定用サーベイメータ （注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表２の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。	○	○
	ＸＧＥ６１	＜事業所外運搬での放射線量率の異常上昇＞ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から１メートル離れた場所において、１時間当たり１０ミリシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第２条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 － 【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 （１）事業所外運搬に使用する容器から１ｍ離れた場所において、１０mSv/ｈ以上の放射線量が検出されたこと場合。 （２）火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記（１）の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。 ○計測器等 （１）ガンマ線測定用サーベイメータ （注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表２の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。	○	○

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	３号機	1,2号機
事業所外運搬	ＸＳＥ６２	＜事業所外運搬での放射性物質漏えい＞ 火災爆発等により外運搬通報命令第３条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。（Ｌ型、ＩＰ－１型を除く。）	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 － 【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 （１）事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。 （２）事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 ○計測器等 （１）表面汚染密度測定用サーベイメータ （注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表２の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。	○	○
	ＸＧＥ６２	＜事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい＞ 火災爆発等により外運搬通報命令第４条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 － 【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 （１）事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第４条に定める量の放射性物質が漏えいすること。 （２）事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報命令」第４条に定める量の放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 ○計測器等 （１）表面汚染密度測定用サーベイメータ （注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表２の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。	○	○

別表３－１－２４　原災法に基づく通報基準およびＥＡＬを判断する基準の解釈（38／38）

○本基準の運用に関する基本的な考え方

（１）警戒事態（ＡＬ）にかかる原子力施設の異常事象の発生またはその恐れに係る原子力施設の指標等については、原子力災害対策指針により特に定められた場合を除き、災害防止上支障のないものとして認可を受けた原子炉施設保安規定で設定される指標（運転上の制限値）を明らかに超えたものに設定する。

（２）管理された状態で実施する作業、試験等において、計画的にＥＡＬに該当する状態とした場合は、当該ＥＡＬには該当しないものとする。

（３）ＥＡＬ事象の通報等を行った後、ＥＡＬ判断事象の分類（ＡＬ、ＳＥ、ＧＥ）について非該当と判断すれば、原災法第２５条に基づく応急措置の概要報告にて、その旨を関係機関に連絡する。

○本別表における原災法、政令、通報事象等規則、命令および外運搬命令とは次のとおり。

原災法　　：原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）
政令　　：原子力災害対策特別措置法施行令（平成１２年政令第１９５号）
指針　　：原子力災害対策指針（平成２４年原子力規制委員会告示第５号）
通報事象等規則　：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成２４年文部科学省・経済産業省令第２号）
命令　　：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成２４年文部科学省・経済産業省令第４号）
外運搬通報命令　：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令（平成２４年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第２号）

：

別表３－１－２５　安全上重要な構築物、系統または機器一覧

（美浜発電所３号機）

別表３－１－２４「ＡＬ５３」および「ＳＥ５３」で規定される「安全機器等」は、下表のとおり。

安全上重要な 機器または系統名	重要区域
制御棒駆動系	ＭＧセット制御棒駆動装置室
原子炉保護系	リレー室
充てん／高圧注入ポンプ	充てん／高圧注入ポンプ室
余熱除去ポンプ	余熱除去ポンプ室
余熱除去クーラ	余熱除去クーラ室
燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンクエリア
内部スプレポンプ	内部スプレポンプ室
内部スプレクーラ	内部スプレクーラ室
電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプエリア
タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ室
非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機室
充電器	バッテリ室
蓄電池	バッテリ室
中央制御室	中央制御室
中央制御室外原子炉停止盤	中央制御室外原子炉停止盤室

別表３－１－２６　発電所が輸送物の安全に責任を有するもの

使用済燃料
低レベル放射性廃棄物
照射試験片等 （Ｌ型を除く）

なお、照射試験片等の輸送については、試験施設等が輸送物の安全に責任を有する場合を除く。

別表３－１－２７　原子力災害時における原子力事業者間協定等に基づく要員の派遣、資機材の貸与

（美浜発電所が発災事業者の場合）

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数　量	実施する主な業務
原子力事業者支援本部	他原子力事業者	８００名以上	表面汚染密度測定用サーベイメータ	２８２台	・発災事業所の支援
			ＮａＩシンチレーションサーベイメータ	１５台	
			電離箱サーベイメータ	１５台	
			ダストサンプラ	４７台	
			個人被ばく線量測定器	７５０個	
			全面マスク	７５０個	
			汚染防護服	23,500組	
			ゴム手袋	47,000双	

別表３－２－２８　原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
服用基準	①．原災法第１０条第１項の規定に基づく通報以降、原子力施設内のエリアモニタ（緊急時対策所内のＳＰＤＳで遠隔監視が可能なエリアモニタ、または緊急時対策所内に設置しているエリアモニタ）で、０．１ｍＳｖ／ｈの空間線量率の指示上昇を検知した場合 ②．原災法第１０条第１項の規定に基づく通報以降、炉心損傷（原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が１×１０^{5}ｍＳｖ／ｈ以上、かつ炉心出口温度が３５０℃以上）を検知した場合
服用対象者	原子力緊急時対策本部の全要員。ただし、服用不適格者は除く。 なお、慎重投与対象者には投与後、３０分程度観察を行う。 （服用不適格者） ヨウ素過敏症の既往歴のある者 （慎重投与対象者） ヨード造影剤過敏症の既往歴、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体血症性蕁麻疹様血管炎の既往歴、肺結核、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴の者
服用量	１日、１回、医療品ヨウ化カリウムの初回は丸薬２丸（ヨウ素量７６ｍｇ、ヨウ化カリウム量１００ｍｇ）、それ以降は１丸を服用する。
服用回数	１０日を限度とする。

別表３－２－２９ 原子力防災体制等発令後における要員の派遣、資機材の貸与

（発災：美浜発電所）

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数　量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（ＥＲＣ）	本店	２名	携帯電話	各１台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
緊急時モニタリングセンター※1	本店 高浜発電所 大飯発電所	１２名	走行サーベイ用車両※3 ＮａＩシンチレーションサーベイメータ 電離箱サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム波高分析装置	２台 ２台 ２台 ５台 ２台 ２台 １台 ３台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部※2（美浜整備センター内）	本店 高浜発電所 大飯発電所	１５名 １０名 １０名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 原子力事業者間協力協定 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人被ばく線量測定器	１台 １冊 各１冊 １式 １式 １台 ２７台 ４５台	・各発電所への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など
原子力防災センター	本店	９名	携帯電話 発電所周辺地図 事故時操作所則 事故時影響緩和操作評価に係る所則 プラント系統図 プラント主要設備概要 プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表 発電機車	１台 １式 １式 １式 １式 １式 １式 １式 １台	・原子力防災センターにおける設営準備（発電機車の準備含む） ・連絡会議への参加 ・本店との情報共有 ・要請事項への協力
所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県、関係周辺市町村の災害対策本部	本店 美浜発電所	１４名 ２名	携帯電話	各１台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
事業所外運搬に係る特定事象発生場所	本店 発災元副原子力防災管理者 美浜発電所	３名 １名 ５名	道路地図 安全解析書 携帯電話 ＮａＩシンチレーションサーベイメータ 電離箱サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ローボリューム） 個人被ばく線量測定器 除染キット 機材・要員用輸送車両	１式 １式 １台 ３台 ３台 ４台 １台 ２台 ９台 １式 １台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など

※１：警戒体制発令時においては、関係機関からの要請に応じて派遣する。

※２：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

※３：モニタリングカーまたは緊急時車両（ライトバン）とし、その選択は派遣先からの要請内容に基づく。

別表３－２－３０　　原子力防災組織業務の一部を委託するもの（１／２）

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」第２条第４項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。

なお、以下の各社の活動については、美浜発電所原子力防災組織の指揮命令のもとに実施する。

法人の名称	株式会社関電パワーテック
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区備後町３丁目６番２号
業務の範囲および 実施方法	緊急安全対策要員(給水要員)として以下の業務を行う。 ・アクセスルート状況確認 ・送水車、電源車および大容量ポンプへの燃料補給 ・中央制御室への放射性物質の流入低減※ ・海水を用いた復水タンクへの補給 ・海水から使用済燃料ピットへの注水※ ・緊急時対策所内外可搬型エリアモニタ設置 ・可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定 ・緊急時対策所用可搬型空気浄化装置運転および空気供給装置による空気供給準備 ・電源車（緊急時対策所用）の準備・起動・切替 ・可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 ・大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却※　等 その他給水要員の活動、上記に付帯する業務 ※：本作業は設備要員も行う。 緊急安全対策要員(設備要員)として以下の業務を行う。 ・Ｃ充てん／高圧注入ポンプの自己冷却配管接続 ・燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 ・バッテリー室排気系統の空気作動ダンパの強制手動操作 ・水素濃度監視 ・可搬型計測器によるパラメータ採取または監視　等 その他設備要員の活動、上記に付帯する業務 緊急安全対策要員(ガレキ除去要員)として以下の業務を行う。 ・がれき等の障害物の除去活動　等 その他ガレキ除去要員の活動、上記に付帯する業務 緊急安全対策要員(消火活動要員)として以下の業務を行う。 ・化学消防車等を使用した消火作業　等 その他消火活動要員の活動、上記に付帯する業務 その他重大事故等への運転操作およびそれに付帯する業務を行う。

別表３－２－３０　　原子力防災組織業務の一部を委託するもの（２／２）

法人の名称	関電プラント株式会社
主たる事務所の所在地	福井県三方郡美浜町興道寺 9 号 10 番地
業務の範囲および 実施方法	緊急安全対策要員(給水要員)として以下の業務を行う。 ・アクセスルート状況確認 ・送水車、電源車および大容量ポンプへの燃料補給 ・中央制御室への放射性物質の流入低減 ・海水を用いた復水タンクへの補給 ・海水から使用済燃料ピットへの注水 ・緊急時対策所内外可搬型エリアモニタ設置 ・可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定 ・緊急時対策所用可搬型空気浄化装置運転および空気供給装置による空気供給準備 ・電源車（緊急時対策所用）の準備・起動・切替 ・可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 ・大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却　等 その他給水要員の活動、上記に付帯する業務

法人の名称	日本原子力発電株式会社
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野 5 丁目 2 番 1 号
業務の範囲および 実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援

別表３－３－３１　緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与
（原災法第１５条第２項の原子力緊急事態宣言発出以降）

（発災：美浜発電所）

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数　量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（ＥＲＣ）	本店	２名	携帯電話	各１台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
原子力防災センター	本店 美浜発電所	９名 ３名	携帯電話 発電所周辺地図 事故時操作所則 事故時影響緩和操作評価に係る所則 プラント系統図 プラント主要設備概要 プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表 発電機車 人員輸送車両	１台 １式 １式 １式 １式 １式 １式 １式 １台 ２台	・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける管理の協力（発電機車の待機含む） ・地域住民等の避難措置への協力 ・本店との情報共有 ・その他要請事項への協力
原子力災害合同対策協議会	本店	１名	携帯電話	１台	・関係機関との調整 ・情報の共有化
事業者支援連携（原子力防災センター内）	本店	２名	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 原子力事業者間協力協定	１台 各１台 １冊 各１冊 １式	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業所間連携 ・原子力事業者支援本部への情報連絡
緊急時モニタリングセンター	本店 高浜発電所 大飯発電所	１２名	走行サーベイ用車両※ ＮａＩシンチレーションサーベイメータ 電離箱サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム波高分析装置	２台 ２台 ２台 ５台 ２台 ２台 １台 ３台	・初期モニタリング ・中期モニタリング
原子力事業者支援本部（美浜整備センター内）	本店 高浜発電所 大飯発電所	１３名 １０名 １０名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 原子力事業者間協力協定 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人被ばく線量測定器	１台 １冊 各１冊 １式 １式 １台 ２７台 ４５台	・各発電所への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など
所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県、関係周辺市町村の災害対策本部	本店 美浜発電所	１４名 ２名	携帯電話	各１台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
事業所外運搬に係る特定事象発生場所	本店 発災元副原子力防災管理者 美浜発電所	３名 １名 ５名	道路地図 安全解析書 携帯電話 ＮａＩシンチレーションサーベイメータ 電離箱サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ローボリューム） 個人被ばく線量測定器 除染キット 機材・要員用輸送車両	１式 １式 １台 ３台 ３台 ４台 １台 ２台 ９台 １式 １台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など

※：モニタリングカーまたは緊急時車両（ライトバン）とし、その選択は派遣先からの要請内容に基づく。

別表４－２－３２　原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の貸与
（原災法第１５条第４項の原子力緊急事態解除宣言以降）

（発災：美浜発電所）

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数　量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（ＥＲＣ）	本店	２名	携帯電話	各１台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達
緊急時モニタリングセンター	本店 高浜発電所 大飯発電所	１２名	走行サーベイ用車両※ ＮａＩシンチレーションサーベイメータ 電離箱サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム波高分析装置	２台 ２台 ２台 ５台 ２台 ２台 １台 ３台	・復旧期モニタリング
原子力災害合同対策協議会	本店	１名	携帯電話	１台	・関係機関との調整 ・情報の共有化（復旧状況の報告を含む）
原子力防災センター 事後対策組織等（汚染検査、汚染除去に関する事項）	本店 美浜発電所 大飯発電所 高浜発電所	８名 ６名 ６名 ６名	表面汚染密度測定用サーベイメータ 要員・機材輸送車 スミヤろ紙 ウエス	９台 １台 １式 １式	・復旧期モニタリング ・住民、各施設等の汚染検査および汚染除去
原子力防災センター 事後対策組織等（広報活動に関する事項）	本店 美浜発電所	４名 ２名	原子力事業者防災業務計画 汚染状況概要図 要員・機材輸送車	１冊 １式 １台	・事後対策組織の設営準備 ・発電所対策本部と事後対策組織との情報交換 ・対策の実施状況の広報資料の作成 ・記者発表の実施
原子力防災センター 事後対策組織等（住民相談窓口の設置に関する事項）	本店 美浜発電所	３名 ３名	原子力事業者防災業務計画	２冊	・事故情報等に関する問い合わせ対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ対応 ・被災者の損害賠償請求等に関する問い合わせ対応
原子力事業者支援本部（美浜整備センター内）	本店 高浜発電所 大飯発電所	１５名 １０名 １０名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 原子力事業者間協力協定 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人被ばく線量測定器	１台 １冊 各１冊 １式 １式 １台 ２７台 ４５台	・各発電所への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など

※：モニタリングカーまたは緊急時車両（ライトバン）とし、その選択は派遣先からの要請内容に基づく。

別表５－１－３３　福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与　（１／２）

（日本原子力発電（株）または日本原子力研究開発機構が発災事業者の場合）

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数　量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	本店 美浜発電所 大飯発電所 高浜発電所	２７名	走行サーベイ用車両※3 ＮａＩシンチレーションサーベイメータ 電離箱サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム波高分析装置 個人被ばく線量測定器	３台 ３台 ３台 ６台 ２台 ２台 １台 ３台 ２台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
事業者支援連携（福井県敦賀原子力防災センター内）	本店	２名	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 原子力事業者間協力協定	１台 各１台 １冊 各１冊 １式 １式	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業所間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部※1への情報連絡
若狭地域原子力事業者支援連携本部※1※2	本店 美浜発電所 大飯発電所 高浜発電所	３８３名 １０名 １０名 １０名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 原子力事業者間協力協定 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人被ばく線量測定器 除染キット 高圧洗浄機	１台 １冊 各１冊 １式 １式 １台 ２７台 ４５台 １式 １台	・各発電所への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など
美浜発電所緊急医療処置室	美浜発電所	２名	緊急医療処置室内設備および資機材	１式	・地方公共団体医療本部等からの受入要請に対応した原子力災害医療協力

※１：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

※２：日本原子力発電(株)が発災事業者の場合は、原子力緊急時支援・研修センター福井支所
日本原子力研究開発機構が発災事業者の場合は、日本原子力発電（株）敦賀事業本部内

※３：モニタリングカーまたは緊急時車両（ライトバン）とし、その選択は派遣先からの要請内容に基づく。

※４：資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。

別表５－１－３３　福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与　（２／２）

（大飯発電所が発災事業者の場合）

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数　量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	美浜発電所	９名	走行サーベイ用車両※2 ＮａＩシンチレーションサーベイメータ 電離箱サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ エアサンプラー（ハイボリューム）	１台 １台 １台 ２台 １台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部※1（原子力研修センター内）	美浜発電所	１０名	表面汚染密度測定用サーベイメータ	１３台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など
美浜発電所緊急医療処置室	美浜発電所	２名	緊急医療処置室内設備および資機材	１式	・地方公共団体医療本部等からの受入要請に対応した原子力災害医療協力

※１：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

※２：モニタリングカーまたは緊急時車両（ライトバン）とし、その選択は派遣先からの要請内容に基づく。

（高浜発電所が発災事業者の場合）

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数　量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	美浜発電所	９名	走行サーベイ用車両※2 ＮａＩシンチレーションサーベイメータ 電離箱サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ エアサンプラー（ハイボリューム）	１台 １台 １台 ２台 １台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部※1（原子力研修センター内）	美浜発電所	１０名	表面汚染密度測定用サーベイメータ	１３台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など
美浜発電所緊急医療処置室	美浜発電所	２名	緊急医療処置室内設備および資機材	１式	・地方公共団体医療本部等からの受入要請に対応した原子力災害医療協力

※１：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

※２：モニタリングカーまたは緊急時車両（ライトバン）とし、その選択は派遣先からの要請内容に基づく。

別表５－２－３４　福井県外の原子力事業所または他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与

（原子力災害対策要員の派遣、資機材の貸与）

派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数量	実施する主な業務
要請を受けた事業所	本店	３８５名	表面汚染密度測定用サーベイメータ	６６台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など
	美浜発電所	１０名	ＮａＩシンチレーションサーベイメータ	３台	
	大飯発電所	１０名	電離箱サーベイメータ	３台	
	高浜発電所	１０名	ダストサンプラ	１１台	
			個人被ばく線量測定器	150個	
			高線量対応防護服	３０着	
			全面マスク	150個	
			汚染防護服	5,500組	
			ゴム手袋	11,000双	
			遮へい材	300枚	
			放射能測定用車両※1	１台	
			Ｇｅ半導体式試料放射能測定装置	１台	
			ホールボディカウンタ	１台	
			可搬型モニタリングポスト※2	７台	
			携帯電話	各１台	
事業所外運搬に係る特定事象発生場所（発電所付近で発災した場合）	本店	３名	ＮａＩシンチレーションサーベイメータ	３台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など
	最寄りの発電所	４名	電離箱サーベイメータ	３台	
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	４台	
			エアサンプラー（ローボリューム）	２台	
			個人被ばく線量測定器	７台	
			携帯電話	各１台	

※１：放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、よう素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。

※２：可搬型モニタリングポストは当社の保有台数を記載する。

※３：資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。

※４：準備数量については、すべて程度とする

別図２－１－１　発電所原子力防災組織

（発電所警戒本部および発電所原子力緊急時対策本部の組織）

本部長（統括管理）
原子力防災管理者※1

副本部長（統括管理補佐）
原子力安全統括、技術系の副所長、安全･防災室長、運営統括長、品質保証室長

本部附
副本部長および班長を除く、各課（室）長以上

３号炉 発電用原子炉主任技術者※3

班	警戒体制 主な職務	原子力防災体制 主な職務	人数※2
総務班	１．警戒本部の設営、運営、指令の伝達 ２．連絡・通信手段の確保 ３．要員の動員、輸送手段確保 ４．原子力災害医療措置 ５．緊急時活動用資機材の調達・輸送 ６．見学者、協力会社員等の退避・避難措置 ７．消火活動 ８．他の班に属さない事務事項	１．対策本部の設営、運営、指令の伝達 ２．連絡・通信手段の確保 ３．要員の動員、輸送手段確保 ４．原子力災害医療措置 ５．緊急時活動用資機材の調達・輸送 ６．見学者、協力会社員等の退避・避難措置 ７．消火活動 ８．他の班に属さない事務事項	4
広報班	１．報道関係対応 ２．見学者の退避誘導 ３．広報活動	１．報道関係対応 ２．見学者の退避誘導 ３．広報活動（緊急時プレスを含む） ４．原子力防災センターにおける活動の支援	2
情報班	１．社内警戒本部との情報受理・伝達 ２．発電所警戒本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 ３．国・地方公共団体等関係者との連絡調整 ４．社外関係機関への通報連絡および受信 ５．広報用資料の集約 ６．他の班に属さない技術事項	１．社内対策本部との情報受理・伝達 ２．発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 ３．国・地方公共団体等関係者との連絡調整 ４．社外関係機関への通報連絡および受信 ５．広報用資料の集約 ６．他の班に属さない技術事項	2
安全管理班	１．事故状況の把握、評価 ２．発電所構内の警備、立入制限 ３．防護施設の運用	１．原子力災害合同対策協議会との情報交換 ２．事故状況の把握、評価 ３．事故時影響緩和操作の検討 ４．発電所構内の警備、立入制限 ５．防護施設の運用 ６．原子力防災センターにおける活動の支援	6
放射線管理班	１．発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 ２．被ばく管理、汚染除去・拡大防止措置 ３．放射線管理資機材の整備・点検 ４．災害対策活動に伴う放射線防護措置	１．発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 ２．被ばく管理、汚染除去・拡大防止措置 ３．放射線管理資機材の整備・点検 ４．災害対策活動に伴う放射線防護措置 ５．原子力防災センターにおける活動の支援	3
発電班	１．事故状況の把握・整理 ２．事故拡大防止のための措置 ３．発電所設備の保安維持 ４．消火活動	１．事故状況の把握・整理 ２．事故拡大防止のための措置 ３．発電所設備の保安維持 ４．原子力災害合同対策協議会における情報収集 ５．消火活動	１６※4
保修班	１．事故原因の究明、応急対策の立案・実施 ２．発電所諸設備の整備・点検 ３．見学者、協力会社員等の退避・避難措置 ４．負傷者救助 ５．消火活動	１．事故原因の究明、応急対策の立案・実施 ２．発電所諸設備の整備・点検 ３．見学者、協力会社員等の退避・避難措置 ４．負傷者救助 ５．消火活動 ６．遠隔操作が可能な装置等の操作	１７
特命班	１．不測の事態への対応	１．不測の事態への対応	－

発電所原子力防災組織には、「別表３－２－３０　原子力防災組織業務の一部を委託するもの。」を含む。

※１：原子力防災管理者は、複数号機で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
　・副本部長または本部附から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
　・号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。

※２：警戒体制等発令時において標準的に配置する人数を示す。

※３：発電用原子炉主任技術者を兼任する職位が各班の班長となる場合、あらかじめ課（室）長以上から当該の班長を任命しておく。

※４：別途定めるところにより活動を行う要員を含む。

別図２－２－２　本店警戒本部および本店原子力緊急時対策本部の組織（１／２）

本店本部長

班	係	主な任務	警戒体制 *3	人数	原子力防災体制	人数
原子力設備班	情報係*1	・本部指示の伝達 ・社内外情報の収集・連絡・記録 ・関係官公庁への報告、災害状況の把握 ・他原子力事業者への応援要請	○	28	○	29
	安全支援係*1	・事故状況の把握・評価の支援 ・アクシデントマネジメントの支援 ・汚染拡大防止措置に関する支援 ・原子力緊急事態支援組織との連携	○		○	
	技術支援係*1	・原子力発電設備の被害状況の把握、事故拡大防止策に関する支援 ・事故原因の究明・除去、復旧対策に関する支援 ・原子力発電設備の設計工事情報の確認 ・プラントメーカーおよび建設会社との連携	○		○	
	特命支援係*1	・原子力設備班長が指示する事項			○	
	情報連絡係	・他の班との情報連絡	○		○	
発電班	火力係	・火力発電設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立	○	6	○	10
	再エネ係	・水力発電設備、太陽光発電設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立	○		○	
	自社需給係	・自社需給に対する供給力確保			○	
	燃料係	・燃料の備蓄・管理、海上輸送手段の確保に関する生活物資係の支援			○	
お客さま対応班	お客さま係	・お客さまへの対応（ガス、熱供給事業等を含む）	○	2	○	2
共通班	ガス係	・ガス事業法適用設備、熱供給事業法準用設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立		22	○	44
	情報通信係	・情報通信システムの災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立(流通チームの共通班の分掌事項を除く。)	○		○	
	土木建築係	・土木設備・建築物の災害防止、被害状況の把握および復旧対策の樹立に係る他係への指導および支援	○		○	
	総括係*2	・本部要員の招集、本部の設営・運営 ・行政（危機管理箇所等）・社外防災機関との連携（要員派遣を含む） ・気象情報の把握 ・道路状況、火災発生状況、公衆電話回線、水道、ガス等の被害状況、避難指示地の調査 ・他の班および係に属さない事項 （流通チームの共通班の分掌事項を除く。）	○		○	
	生活物資係	・食料、飲料水等の生活物資の確保・輸送 （流通チームの共通班の分掌事項を除く。）			○	
	地域係	・行政・地域に対する支援活動			○	
	労務係*2	・従業員の出社状況、従業員家族等の安否確認および被災状況の把握 ・社宅・寮等の被害状況(利用可能状況)の把握 ・被災従業員および従業員家族等に対する支援 （流通チームの共通班の分掌事項を除く。）	○		○	
	保健係*2	・原子力災害医療対策に関する支援			○	
	経理係	・資金の確保・出納、被害額・復旧概算額の把握、対策費用の経理審査 （流通チームの共通班の分掌事項を除く。）			○	
	資材係*2	・復旧用資材（送配電機器以外）の調達・輸送、復旧車両全般の燃料の調達・輸送、ヘリコプターの確保 （流通チームの共通班の分掌事項を除く。）	○		○	
	グループ事業係	・関係会社との連携に関する事項			○	
	広報係*2	・社外報道機関への対応 （流通チームの共通班の分掌事項を除く。）	○		○	

（次頁へ続く）

別図２－２－２　本店警戒本部および本店原子力緊急時対策本部の組織（２／２）

（前頁より）

チームおよび班		主な任務	警戒体制＊3	人数	原子力防災体制	人数
チーム	班					
流通チーム	設備班	・送電、変電、配電、制御および電力保安用通信設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立 ・エリア内需給バランスの検討および対応、電力広域的運営推進機関との需給調整	○	4	○	8
	お客さま対応班	・エリア需要家等への対応（小売電気事業者および発電事業者等への対応を含む）	○	2	○	2
	共通班	・対策組織要員の招集、対策組織の設営・運営 ・社外防災機関との連携（要員派遣を含む） ・気象情報の把握 ・情報通信システム（送配電）の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立 ・復旧用資材の確保 ・食料、飲料水等の生活物資の確保・輸送 ・従業員・従業員家族等の安否確認および被災状況の把握 ・被害額、復旧概算額の把握、対策費用の経理審査 ・社外報道機関への対応 ・他の班に属さない事項 （流通チームの分掌事項に限る。）	○	10	○	16
予備班		・本部長の指示により応援		－	○	－
即応センター情報チーム＊1		・原子力規制庁緊急時対応センター（ＥＲＣ）への対応	○	10	○	10
現地支援チーム＊1		・拠点の選定、支援物資の調達・輸送・管理 ・区域出入管理・汚染測定	○	15	○	15
住民対応チーム＊1		・地方公共団体との連携 ・避難所、被災者、地域モニタリングの対応計画作成	○	10	○	10
損害賠償担当チーム＊2		・相談窓口の設置 ・補償対応計画の作成	○	12	○	12

＊１：本店原子力緊急時対策本部（若狭）で活動する係およびチームを示す。
＊２：本店原子力緊急時対策本部（若狭）においても活動する係およびチームを示す。
＊３：警戒体制発令時において標準的に設置する係等を示す。

別図２－２－３　　防災組織全体図

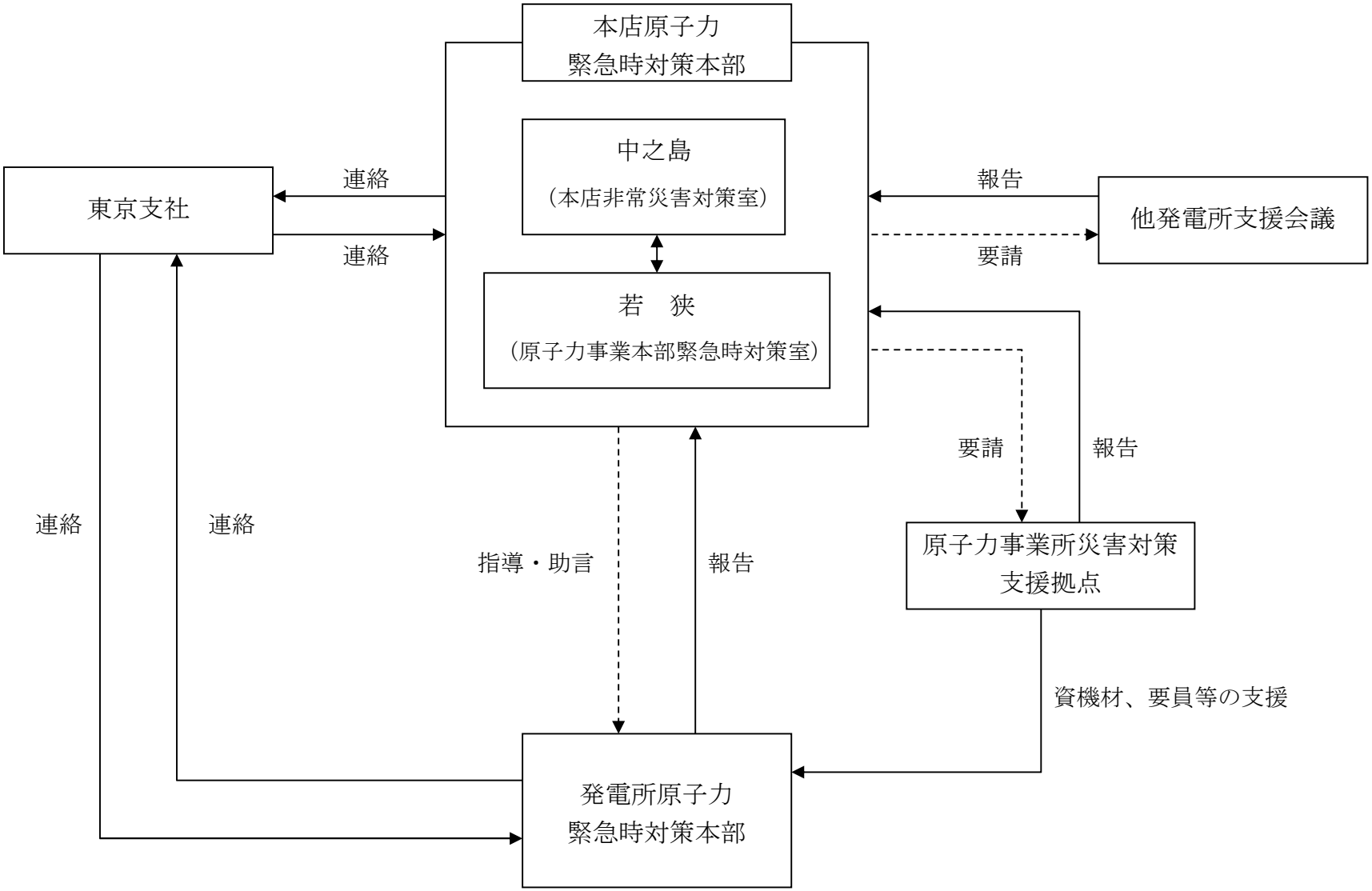

別図２－２－４　　発電所原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路

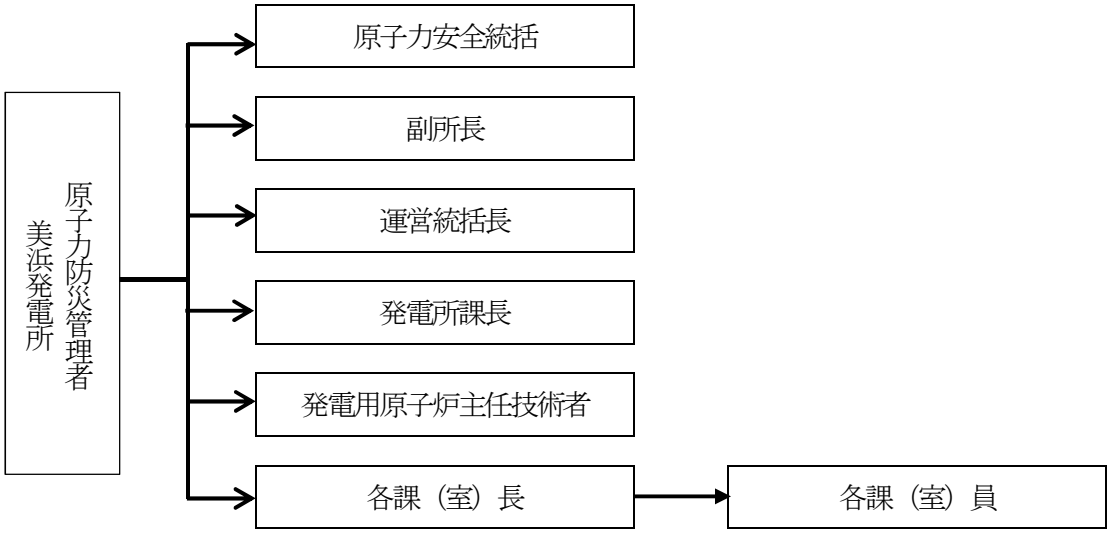

別図2－2－5　本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路(1／2)※

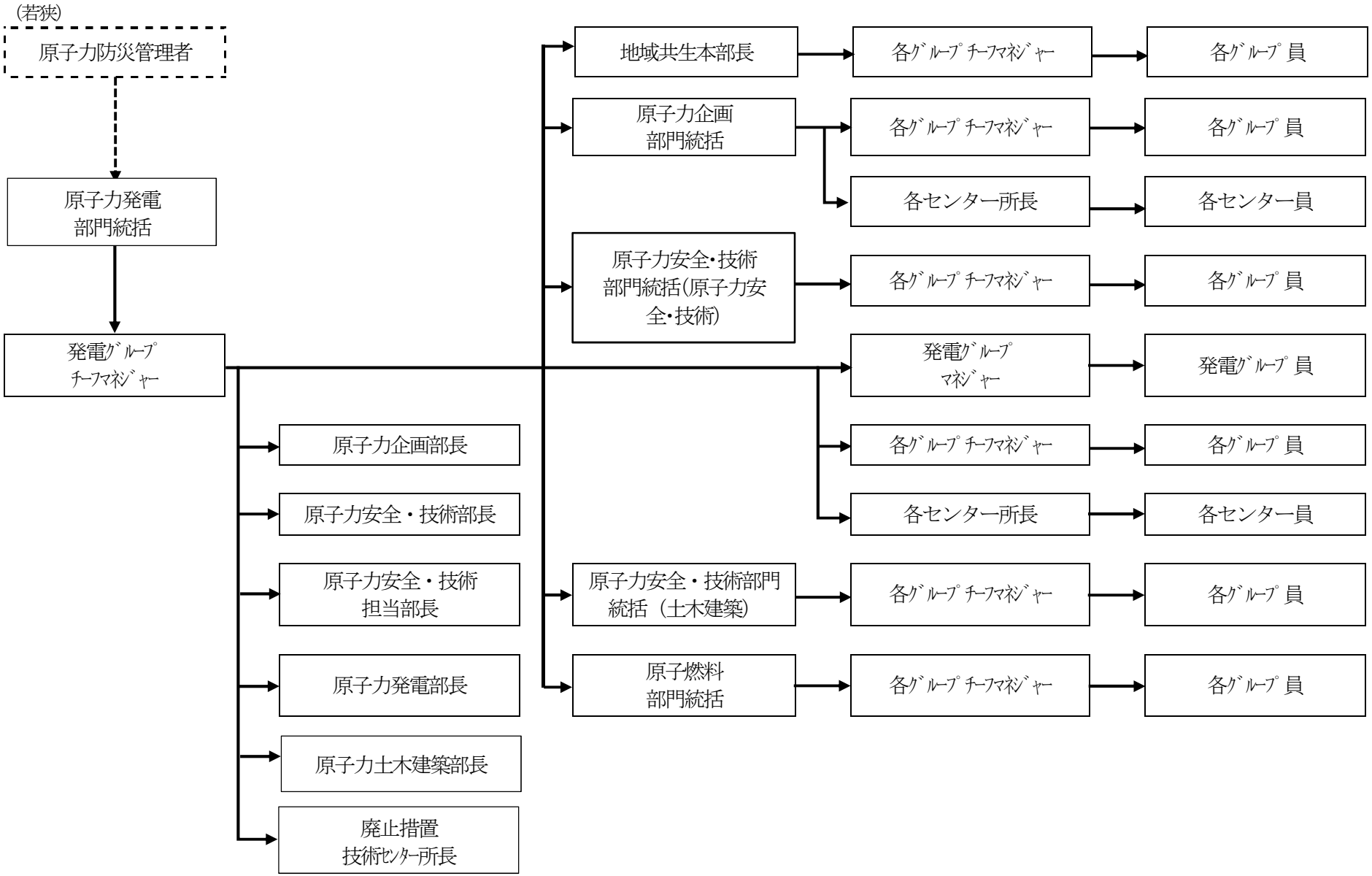

※：本図は、組織改正に係る保安規定施行日前まで適用する。

別図2－2－5　本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路(1／2)※

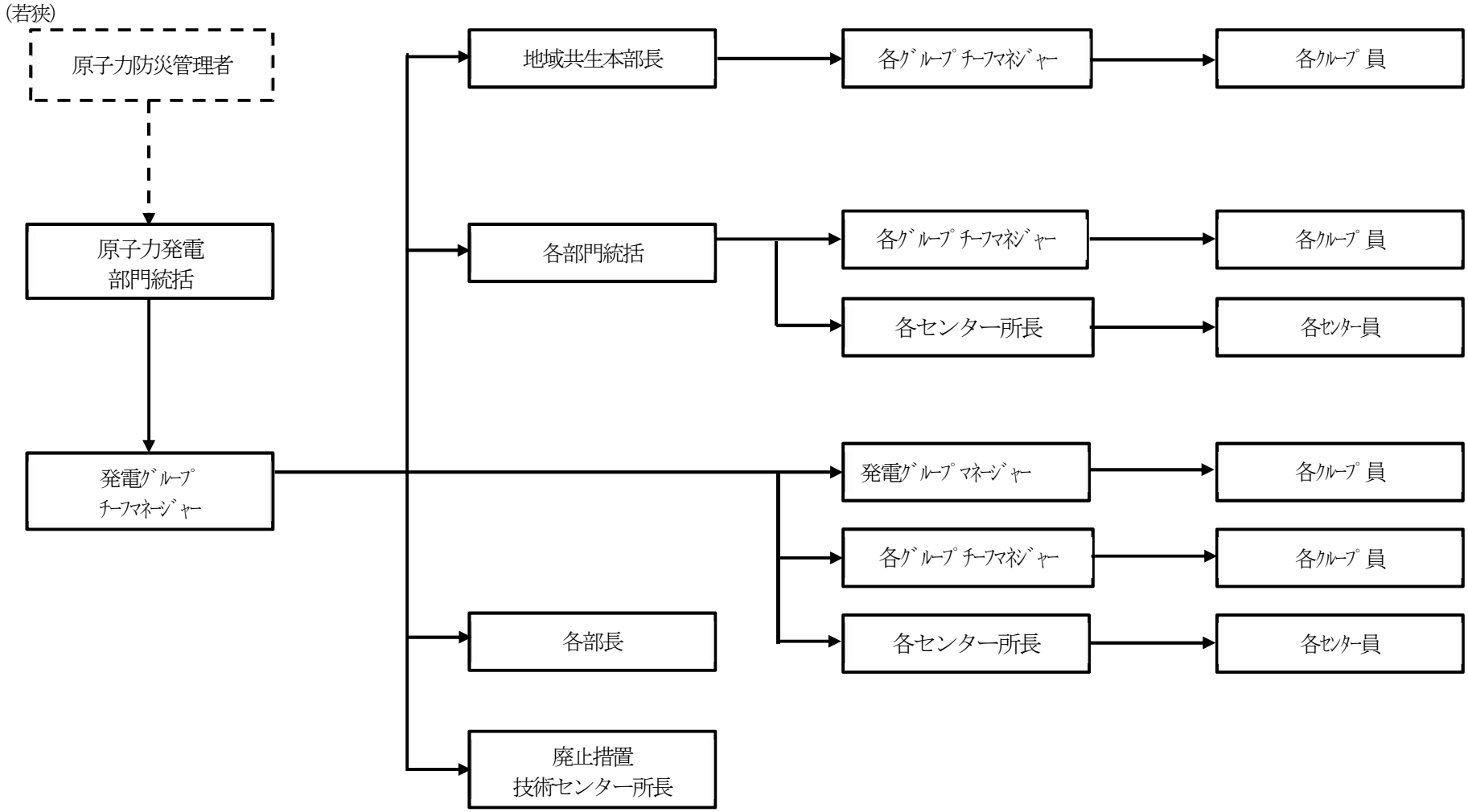

※：本図は、組織改正に係る保安規定施行日から適用する。

図２－２－５　　本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路（２／２）

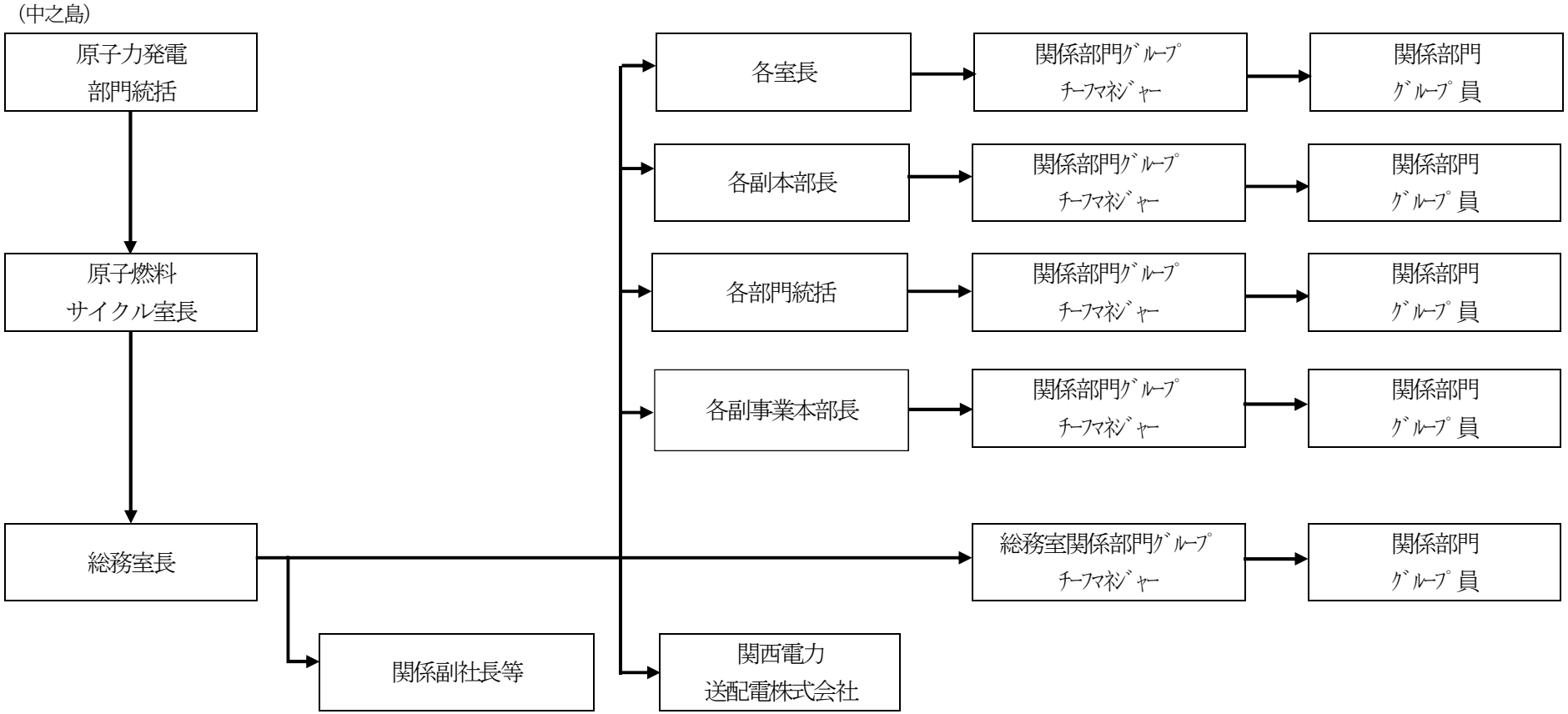

別図2－2－6　警戒事象に基づく連絡経路

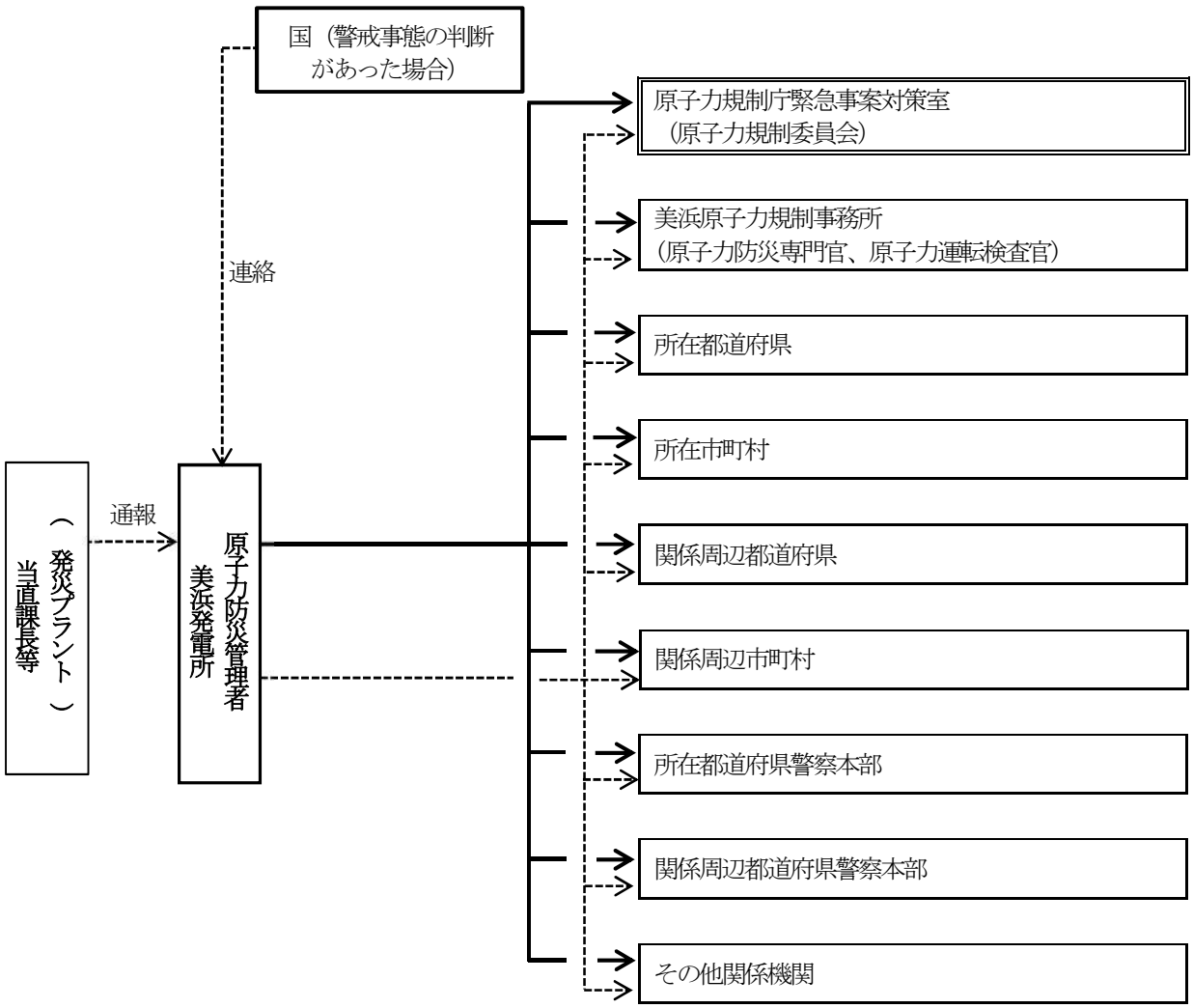

防災業務計画等命令に係る連絡先

ファクシミリ

電話

別図2－2－7　警戒体制および原子力防災体制発令時の連絡経路

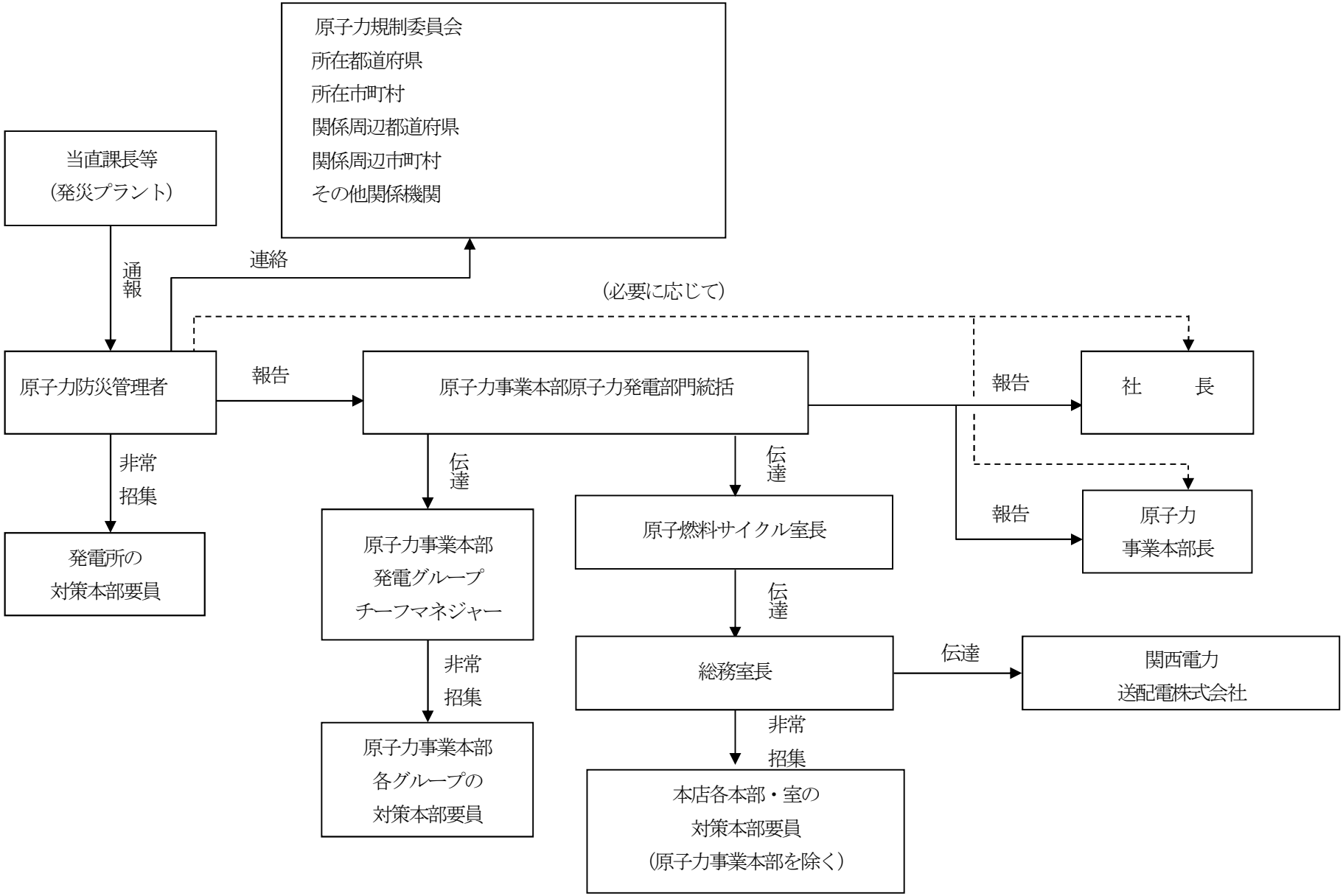

別図２－２－８　発電所原子力緊急時対策本部設置以降の報告連絡経路

（原子力防災体制発令後の報告連絡経路）

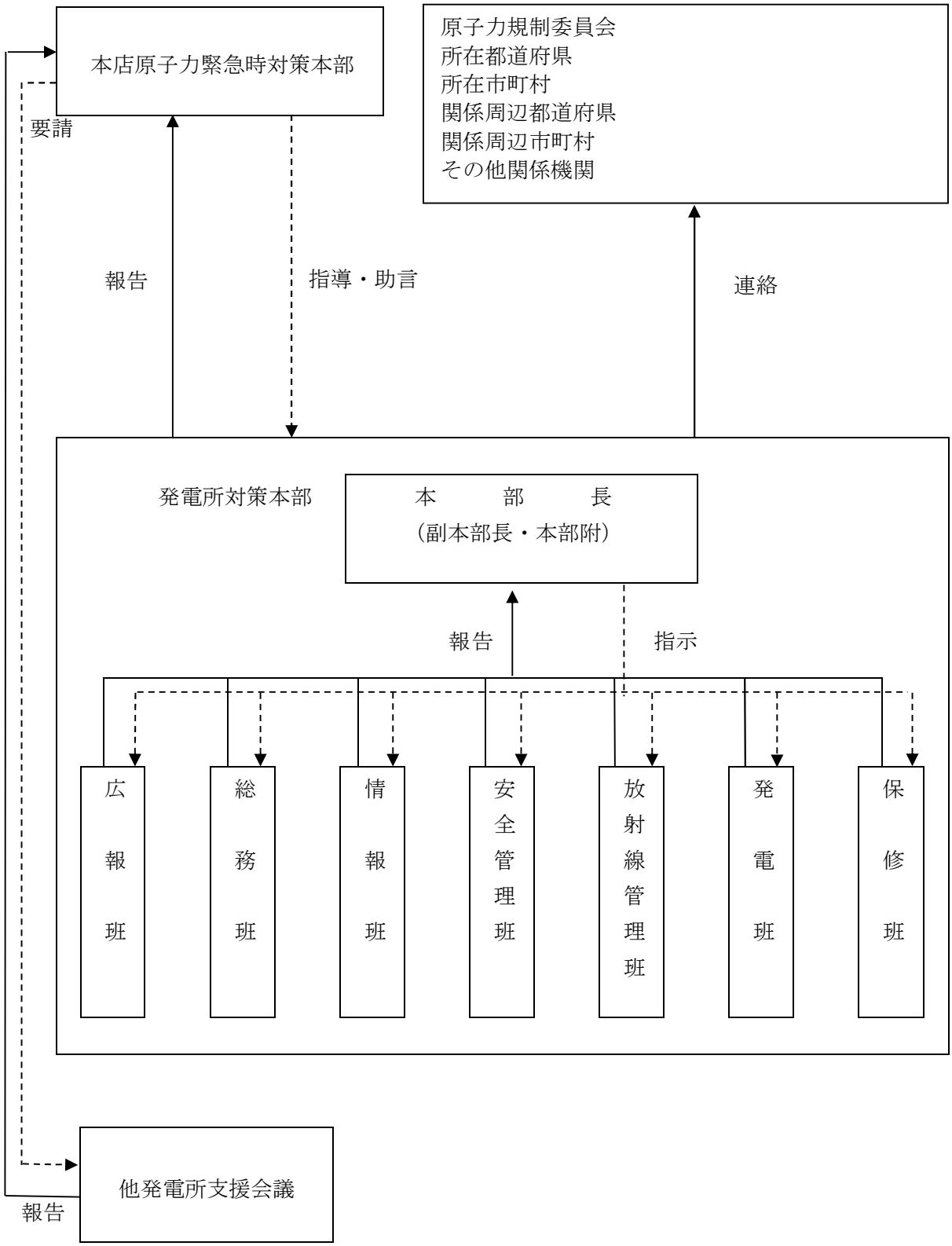

別図２－２－９　原災法第１０条第１項に基づく通報（連絡）経路（発電所内での事象発生）

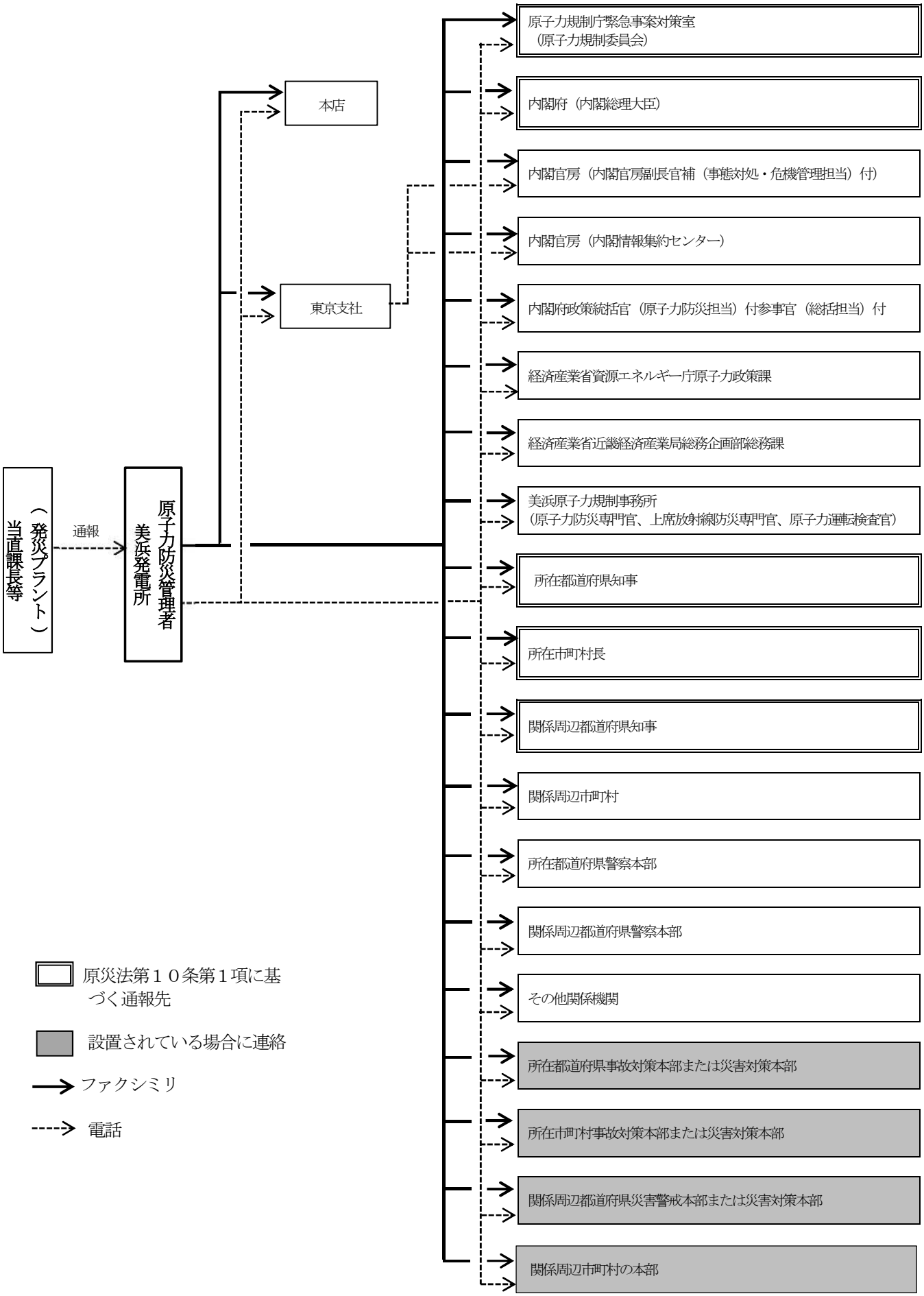

別図２－２－１０　原災法第１０条第１項に基づく通報（連絡）経路（事業所外運搬での事象発生）

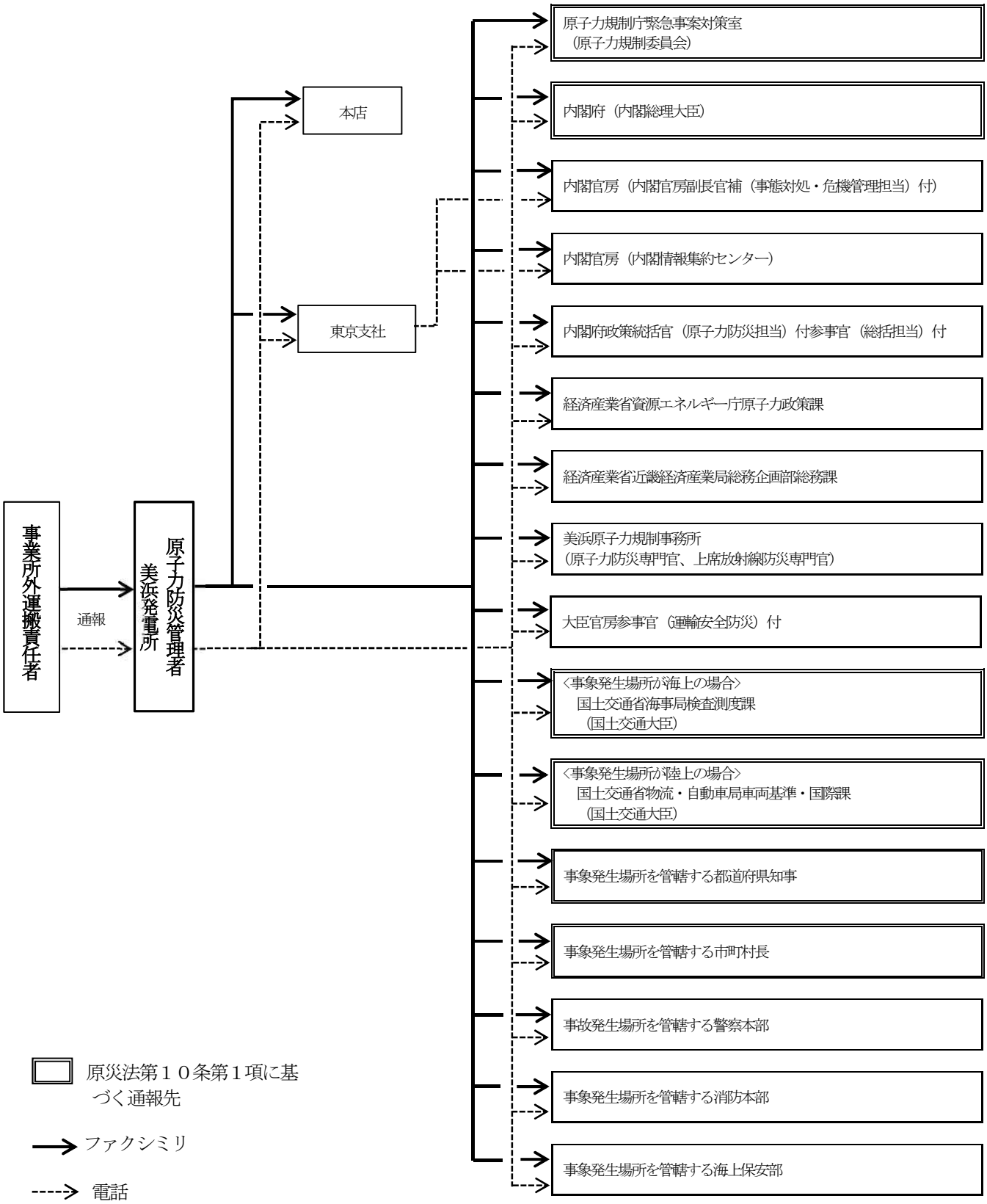

別図２－２－１１　原災法第１０条第１項の通報後の報告（連絡）経路（発電所内での事象発生）

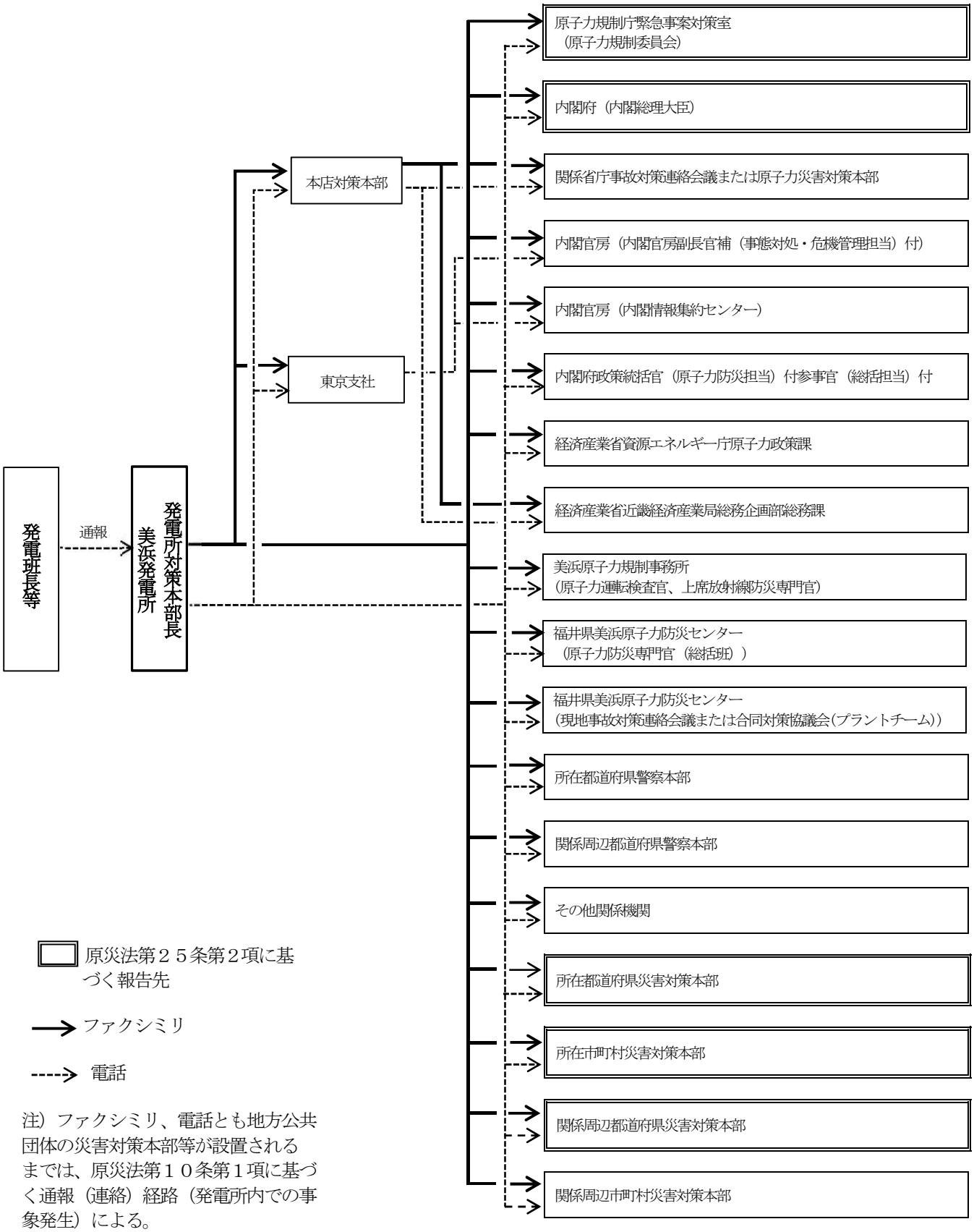

注）ファクシミリ、電話とも地方公共団体の災害対策本部等が設置されるまでは、原災法第１０条第１項に基づく通報（連絡）経路（発電所内での事象発生）による。

別図２－２－１２　原災法第１０条第１項の通報後の報告（連絡）経路（事業所外運搬での事象発生）

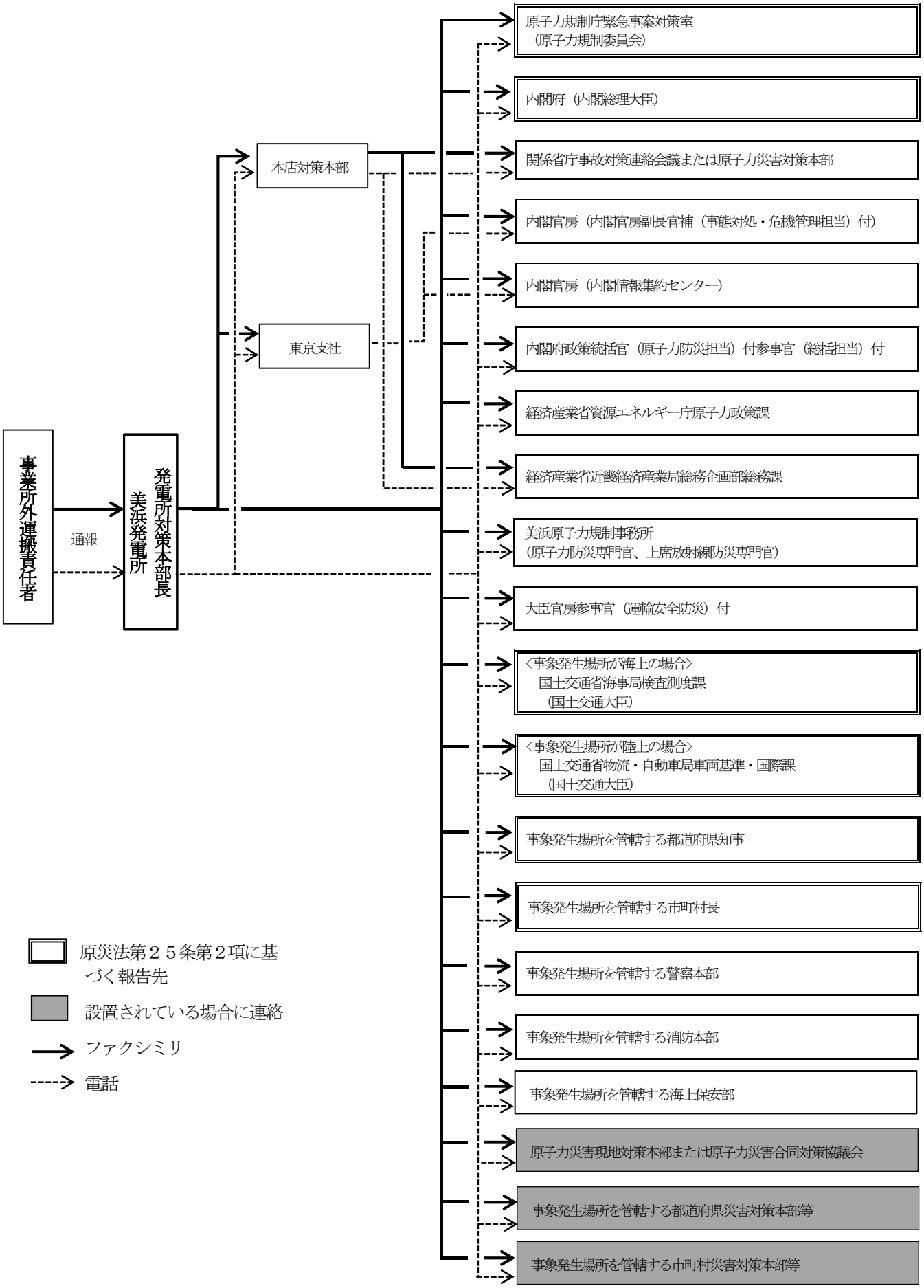

別図２－３－１３　発電所敷地周辺の放射線測定設備

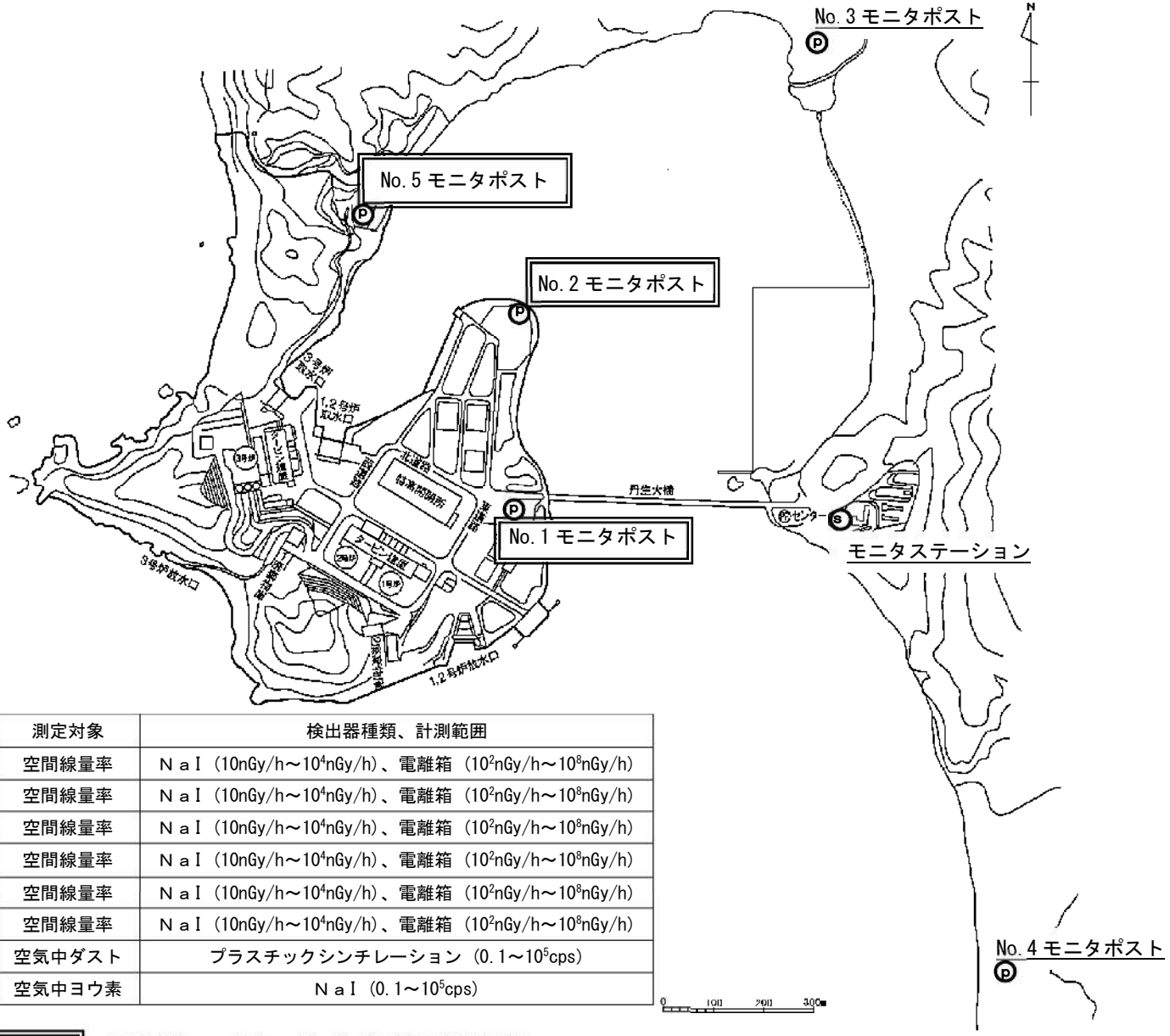

名　称	測定対象	検出器種類、計測範囲
No.1 モニタポスト	空間線量率	ＮａＩ（10nGy/h～10^4nGy/h）、電離箱（10^2nGy/h～10^8nGy/h）
No.2 モニタポスト	空間線量率	ＮａＩ（10nGy/h～10^4nGy/h）、電離箱（10^2nGy/h～10^8nGy/h）
No.3 モニタポスト	空間線量率	ＮａＩ（10nGy/h～10^4nGy/h）、電離箱（10^2nGy/h～10^8nGy/h）
No.4 モニタポスト	空間線量率	ＮａＩ（10nGy/h～10^4nGy/h）、電離箱（10^2nGy/h～10^8nGy/h）
No.5 モニタポスト	空間線量率	ＮａＩ（10nGy/h～10^4nGy/h）、電離箱（10^2nGy/h～10^8nGy/h）
モニタステーション	空間線量率	ＮａＩ（10nGy/h～10^4nGy/h）、電離箱（10^2nGy/h～10^8nGy/h）
	空気中ダスト	プラスチックシンチレーション（0.1～10^5cps）
	空気中ヨウ素	ＮａＩ（0.1～10^5cps）

：原災法第１１条第１項に基づく放射線測定設備

別図２－３－１４　シビアアクシデント対策等に関する資機材配置

安全確保上の観点から公開
しないこととしています。

別図２－５－１５　発電所内の集合・退避場所

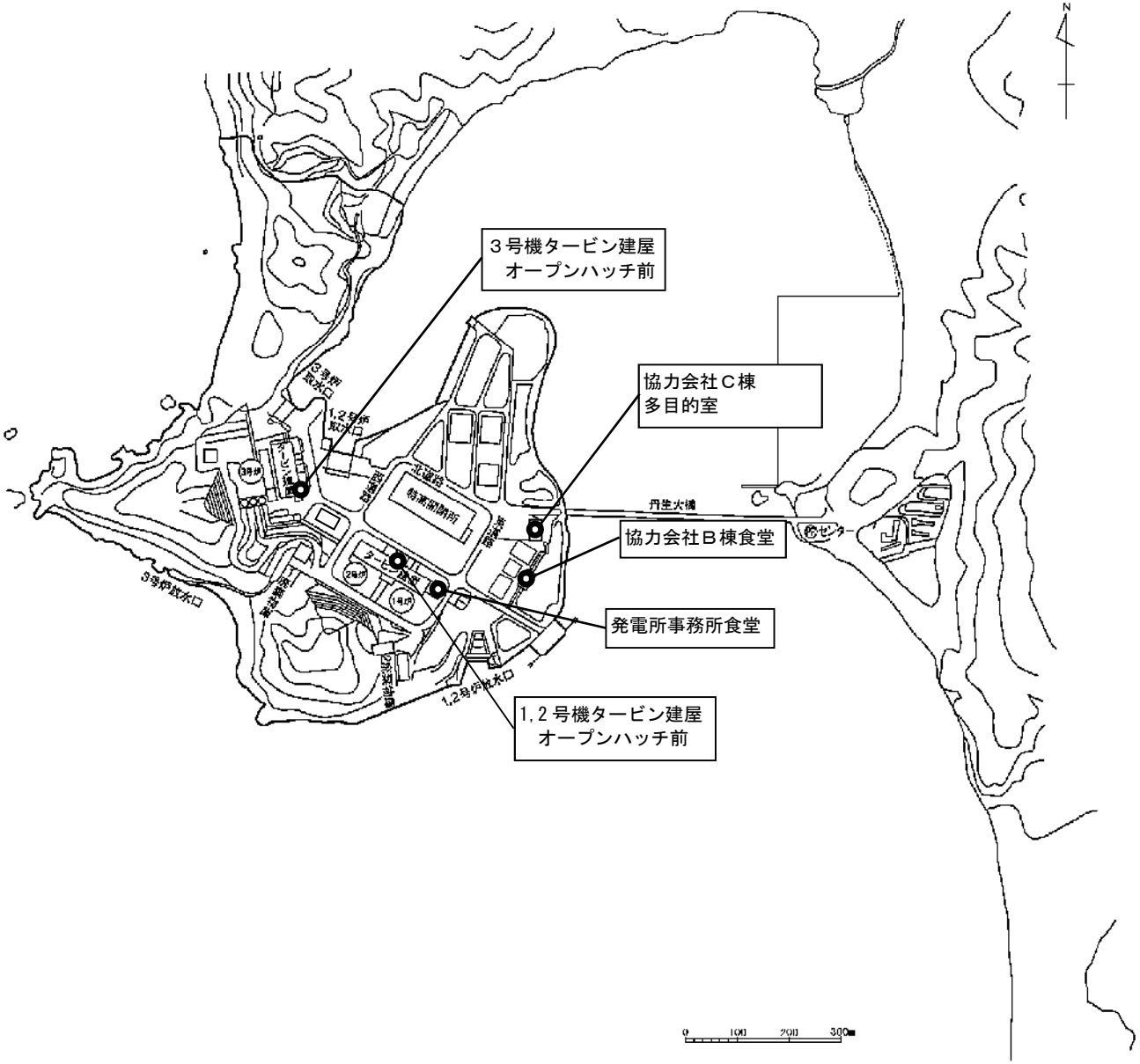

別図２－５－１６　発電所内の緊急時対策所および緊急医療処置施設等

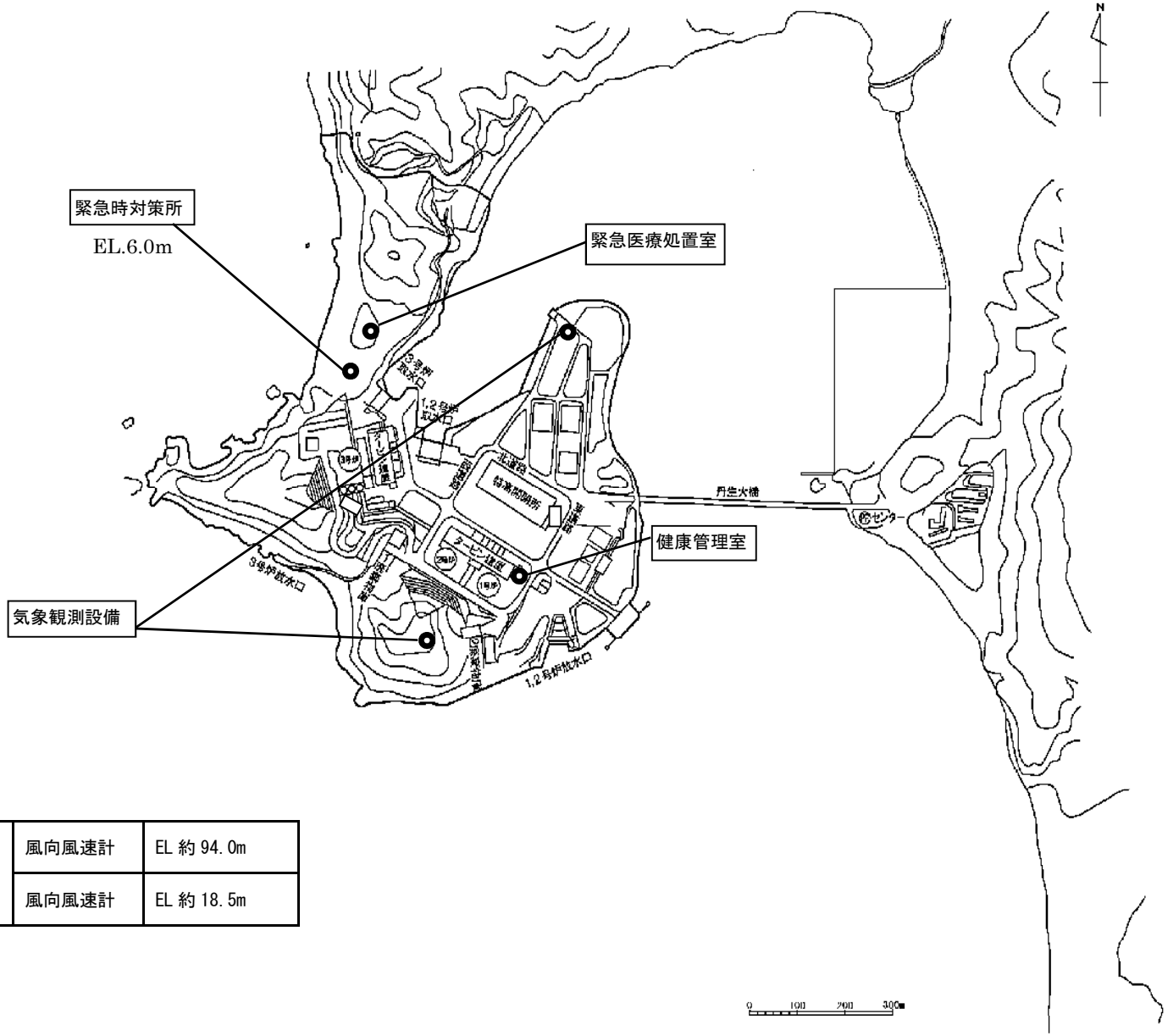

気象観測設備	風向風速計	EL 約 94.0m
	風向風速計	EL 約 18.5m

別図２－５－１７　　美浜発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置

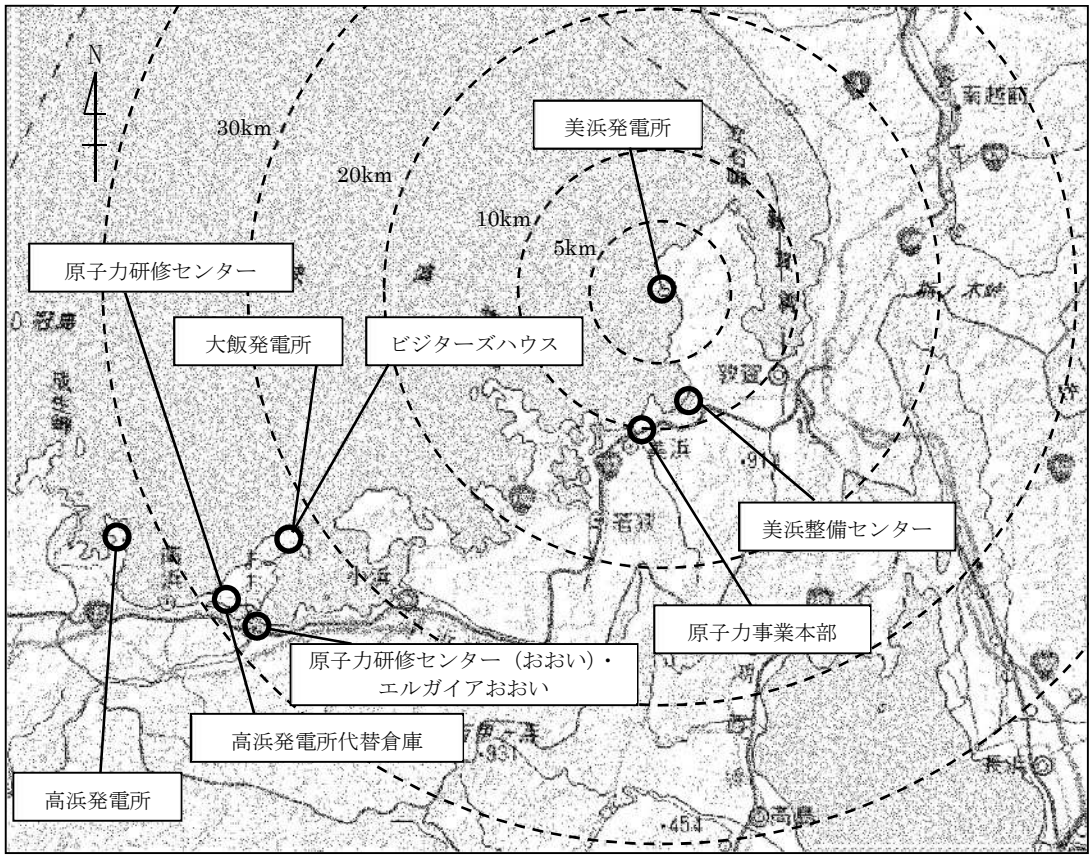

別図３－２－１８　　公表内容の連絡経路

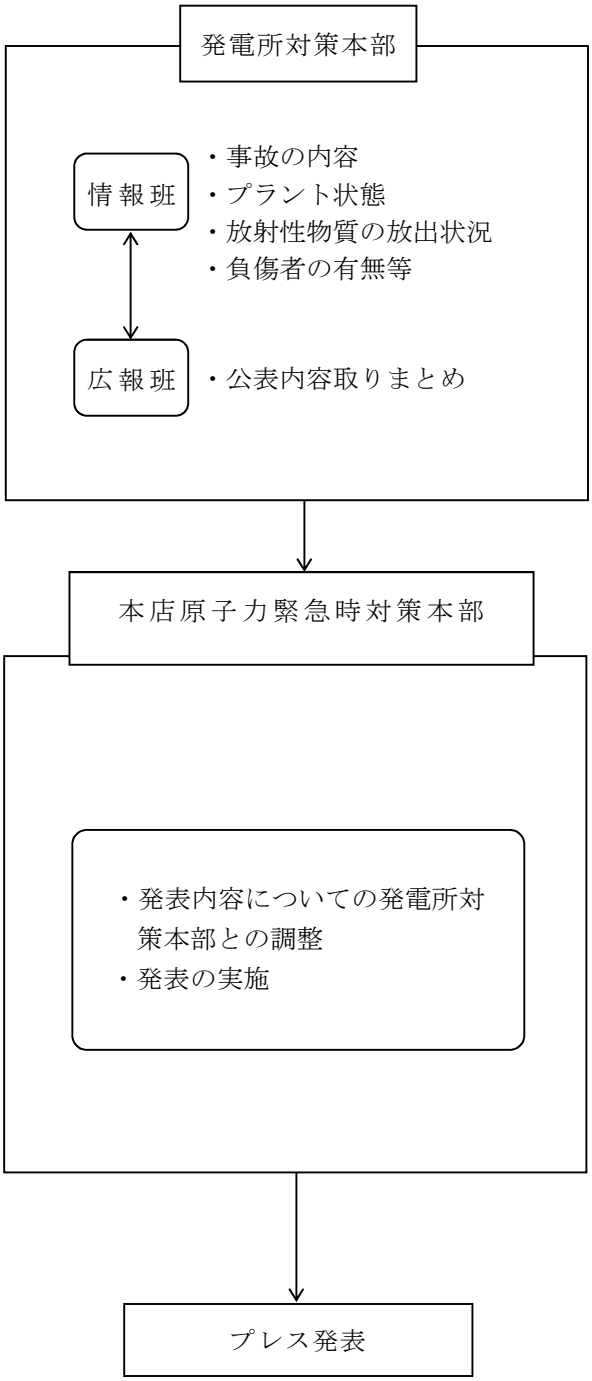

別図５－１－１９　他発電所支援会議の組織

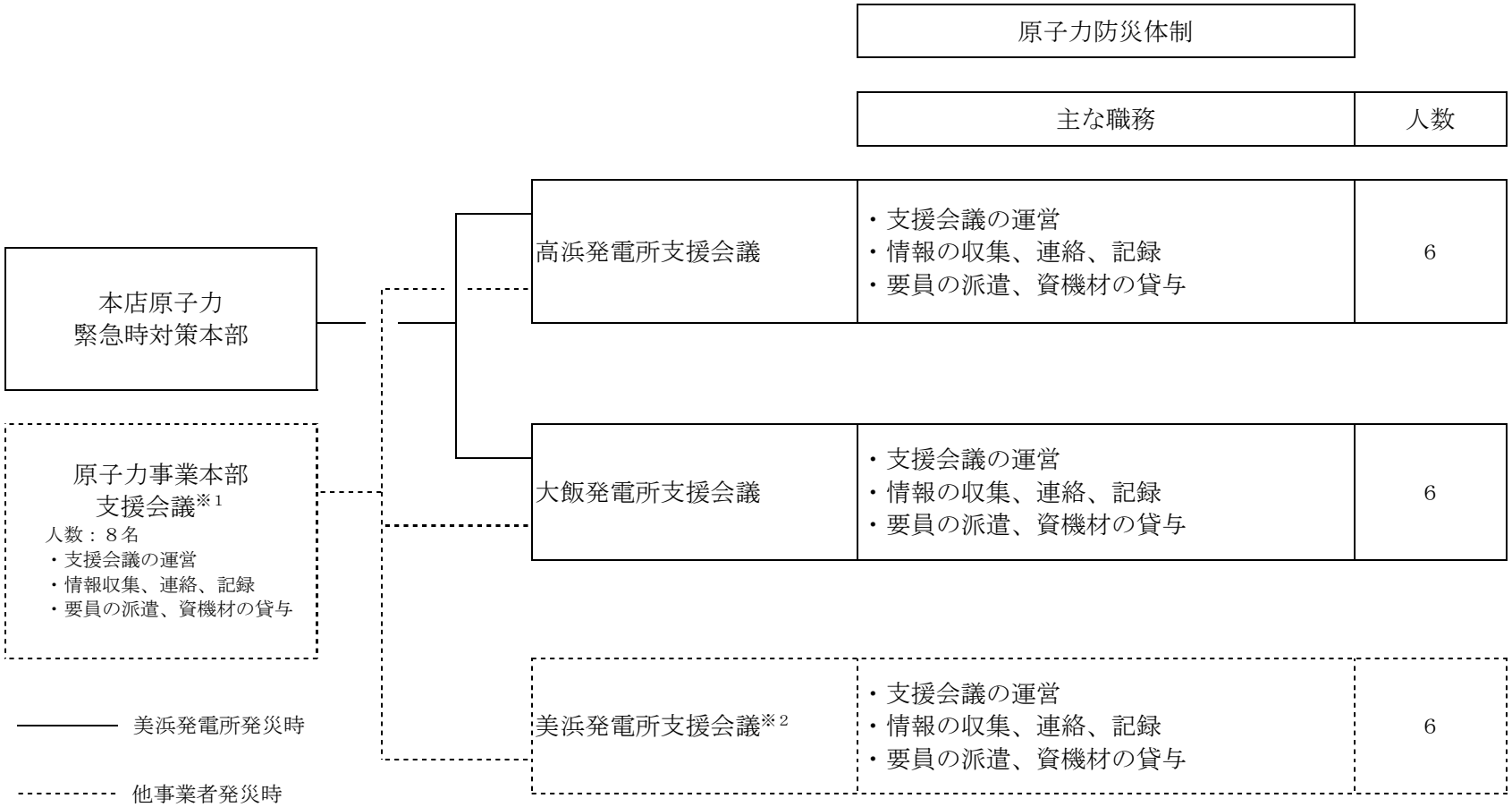

※１：他原子力事業所発災時においては、本店原子力緊急時対策本部は原子力事業本部支援会議となる。
※２：他原子力事業所発災時においては、美浜発電所は美浜発電所支援会議となる。

様式１－５－１　原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会　殿

届出者
住所
氏名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第７条第３項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年　　月　　日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年　　月　　日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

様式２－１－２　原子力防災要員現況届出書

原子力防災要員現況届出書

年　月　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

届出者
住所
氏名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第８条第４項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
業務の種別	防災要員の職制		その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整			名以上
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等			名以上
広報			名以上
放射線量の測定その他の状況の把握			名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止			名以上
施設設備の整備・点検、応急の復旧			名以上
放射性物質による汚染の除去			名以上
医療に関する措置			名以上
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送			名以上
原子力事業所内の警備等			名以上

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式２－１－３　原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年　　月　　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

届出者
住所
氏名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第９条第５項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
区分		選任	解任
正	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

様式２－３－４　放射線測定設備現況届出書

放射線測定設備現況届出書

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

届出者

住所

氏名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第１１条第３項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第８条第１号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

様式２－３－５　原子力防災資機材現況届出書

原子力防災資機材現況届出書

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

届出者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第１１条第３項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服		組
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		個
	フィルター付防護マスク		個
非常用通信機器	緊急時電話回線		回線
	ファクシミリ		台
	携帯電話等		台
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	台
		排水モニタ	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
		モニタリングカー	台
その他資機材	ヨウ素剤		錠
	担架		台
	除染用具		式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

様式２－７－６　防災訓練実施結果報告様式

防災訓練実施結果報告書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

報告者
住所
氏名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第１３条の２第１項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年　　月　　日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式３－１－７　警戒事態該当事象発生連絡様式

警戒事態該当事象発生連絡　　（第　　報）

年　月　日

原子力規制委員会　殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名

連　絡　先

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所		
警戒事態該当事象の発生箇所		
警戒事態該当事象の発生時刻		年　月　日　　時　分（24時間表示）
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	□AL11　原子炉停止機能の異常または異常のおそれ □AL21　原子炉冷却材の漏えい □AL24　蒸気発生器給水機能喪失のおそれ □AL25　非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ □AL29　停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 □AL30　使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ □AL42　単一障壁の喪失または喪失のおそれ □AL51　原子炉制御室他の機能喪失のおそれ □AL52　所内外通信連絡機能の一部喪失 □AL53　重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ □－　新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）発生 □－　オンサイト総括による警戒本部設置の判断 □－　原子力規制委員会委員長または委員長代行者による警戒本部設置の判断
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（　　）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、停止中、その他（　　）） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） ＥＣＣＳ系の作動状態　作動なし、作動あり（自動、手動）、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり（　　cpm→　　cpm） モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり（最大値：　　nGy/h→　　nGy/h、No.　）
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		
		（当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上※の地震が発生した場合） ※当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計による観測地震加速度　［発生日時　　年　　月　　日　　時　　分頃（２４時間表示）］ 確認中、検知なし、検知あり（水平方向：　　Gal、鉛直方向：　　Gal）

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

美浜３号機　水平方向（EL-1.6m）：160Gal 以下、鉛直方向（EL-1.6m）：80Gal 以下

様式３－１－８　警戒事態該当事象発生後の経過連絡様式

警戒事態該当事象発生後の経過連絡　　（第　　報）

年　月　日

原子力規制委員会　殿

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡

連絡者名
連　絡　先

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所（注１）	
警戒事態該当事象の発生時刻（注１）	年　月　日　　時　分（24時間表示）
警戒事態該当事象の種類（注１）	
発生事象と対応の概要（注２）（注３）	（対応日時、対応の概要）
その他の事項の対応（注４）	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。
美浜３号機　水平方向（EL-1.6m）：160Gal 以下、鉛直方向（EL-1.6m）：80Gal 以下

（注１）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注２）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注３）当該原子力事業所所在市町村において震度６弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度Gal数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

（注４）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式３－１－９　特定事象発生通報様式（原子炉施設）

特定事象発生通報（原子炉施設）　　（第　　報）

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

第１０条通報

□第１０条事象発生
□第１５条事象発生

通報者名
連　絡　先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第１項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		年　月　日　時　分（24時間表示）
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 ＊□SE01　敷地境界付近の放射線量の上昇 ＊□SE04　火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ＊□SE05　火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ＊□SE06　施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □SE21　原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE24　蒸気発生器給水機能の喪失 □SE25　非常用交流高圧母線の３０分間以上喪失 □SE27　直流電源の部分喪失 ＊□SE29　停止中の原子炉冷却機能の喪失 ＊□SE30　使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41　格納容器健全性喪失のおそれ ＊□SE42　２つの障壁の喪失または喪失のおそれ □SE43　原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ＊□SE51　原子炉制御室他の一部の機能喪失･警報喪失 □SE52　所内外通信連絡機能のすべての喪失 □SE53　火災・溢水による安全機能の一部喪失 ＊□SE55　防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 ＊□GE01　敷地境界付近の放射線量の上昇 ＊□GE02･SE02　通常放出経路での気体放射性物質の放出 ＊□GE03･SE03　通常放出経路での液体放射性物質の放出 ＊□GE04　火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ＊□GE05　火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ＊□GE06　施設内(原子炉外)での臨界事故 ＊□GE11　すべての原子炉停止操作の失敗 ＊□GE21　原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ＊□GE24　蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ＊□GE25　非常用交流高圧母線の１時間以上喪失 ＊□GE27　全直流電源の５分間以上喪失 ＊□GE28　炉心損傷の検出 ＊□GE29　停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ＊□GE30　使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ＊□GE41　格納容器圧力の異常上昇 ＊□GE42　２つの障壁の喪失および１つの障壁の喪失または喪失のおそれ ＊□GE51　原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ＊□GE55　住民の避難を開始する必要がある事象発生 （注記：＊は電離放射線障害防止規則第７条の２第２項に該当する事象を示す）
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（　　）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、停止中、その他（　　）） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） ＥＣＣＳ系の作動状態　作動なし、作動あり（自動、手動）、作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり（　　cpm→　　cpm） モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり（最大値：　　nGy/h→　　nGy/h、No.　）
その他特定事象の把握に参考となる情報		
		（当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上※の地震が発生した場合） ※当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計による観測地震加速度　［発生日時　年　月　日　時　分頃（２４時間表示）］ 確認中、検知なし、検知あり（水平方向：　　Gal、鉛直方向：　　Gal）

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。
美浜３号機　水平方向（EL-1.6m）：160Gal 以下、鉛直方向（EL-1.6m）：80Gal 以下

様式３－１－１０　特定事象発生通報様式（事業所外運搬）

特定事象発生通報（事業所外運搬）　（第　　報）

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長　殿

第１０条通報

□第１０条事象発生　　通報者名

□第１５条事象発生　　連 絡 先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第１項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		年　月　日　時　分（24 時間表示）
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第 10 条第１項に基づく基準 ＊□XSE61　事業所外運搬での放射線量率の上昇 ＊□XSE62　事業所外運搬での放射性物質漏えい 原子力災害対策特別措置法第 15 条第１項に基づく基準 ＊□XGE61　事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 ＊□XGE62　事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい （注記：＊は電離放射線障害防止規則第７条の２第２項に該当する事象を示す）
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式３－１－１１　（１／２）　応急措置の概要連絡様式（原子炉施設）

応急措置の概要（原子炉施設）　　（第　　報）

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

第２５条報告

報告者名

連　絡　先

原子力災害対策特別措置法第２５条第２項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所（注１）	
特定事象の発生時刻（注１）	年　　月　　日　　時　　分（24時間表示）
特定事象の種類（注１）	
発生事象と対応の概要（注２）（注３）	（対応日時、対応の概要） ※添付の有・無
その他の事項の対応（注４）	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

美浜3号機　水平方向（EL-1.6m）：160Gal以下、鉛直方向（EL-1.6m）：80Gal以下

（注１）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注２）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注３）当該原子力事業所所在市町村において震度６弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度Gal数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

（注４）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式３－１－１１　（２／２）　応急措置の概要連絡様式（原子炉施設）

添付

応急措置の概要（　　発電所第　　号機状況）

１．プラント状況　　（確認時刻：　　月　　日　　時　　分）

原子炉出力(中性子束)	%	外部電源受電	有 ・ 無
１次冷却材圧力	MPa(gage)	非常用交流発電機受電	有 ・ 無 ・不要
(加圧器・原子炉)水位	%	蒸気発生器による冷却	有 ・ 無 ・不要
格納容器圧力	kPa(gage)	原子炉容器注水	有 ・ 無 ・不要
炉心出口温度(最高値)	℃	格納容器注水	有 ・ 無 ・不要
格納容器内水素濃度(ﾄﾞﾗｲ値)	Vol%		
炉心損傷	有 ・ 無		
格納容器最高使用圧力	未満 ・ 以上 ・ ２倍以上		

２．放射性物質放出見通し　　（評価時刻：　　月　　日　　時　　分）

放出開始予測時刻	月　　日　　時　　分頃
特記事項	

３．放射性物質放出状況(放出有りの場合に記載)　　（評価時刻:　　月　　日　　時　　分）

放出開始時刻	月　　日　　時　　分頃	放出箇所	
放出停止時刻	月　　日　　時　　分頃	放出高さ(地上高)	m
放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量	
希ガス	Bq/h		Bq
ヨウ素	Bq/h		Bq
その他(核種:　　)	Bq/h		Bq

４．モニタ・気象情報　　（確認時刻：　　月　　日　　時　　分）

排気筒ガスモニタ		格納容器排気筒	(cpm)	補助建屋排気筒	(cpm)
モニタリングポスト	名称				
	(n･μ)Gy/h				
気象情報		天候		風向	
		風速		大気安定度	

５．その他

様式３－１－１２　（１／２）　応急措置の概要連絡様式（事業所外運搬）

応急措置の概要（事業所外運搬）　（第　　報）

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長　殿

第２５条報告

報告者名

連 絡 先

原子力災害対策特別措置法第２５条第２項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所（注１）	
特定事象の発生時刻（注１）	年　月　日　時　分（24 時間表示）
特定事象の種類（注１）	
発生事象と対応の概要（注２）	（対応日時、対応の概要） ※添付の有・無
その他の事項の対応（注３）	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（注１）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注２）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注３）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式３－１－１２　（２／２）　応急措置の概要連絡様式（事業所外運搬）

添付

応急措置の概要（輸送容器状況）

１．輸送容器状況　　（確認時刻：　　月　　日　　時　　分）

事故発生時の状況	輸送物		使用容器	
	出発地		到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	有・可能性有・無・不明	爆発の有無	有・可能性有・無・不明
	漏えいの有無	有・可能性有・無・不明		
	特記事項			

２．放射線量状況　　（確認時刻：　　月　　日　　時　　分）

距離・場所								
μSv/h								

３．放射性物質放出状況等（放出、漏えい有りの場合に記載）（確認時刻：　　月　　日　　時　　分）

放出，漏えい開始時刻		放出，漏えい停止時刻	
放出，漏えい箇所			

４．その他

参考１　原子力災害対策特別措置法および原子力災害対策指針に基づく標準ＥＡＬマトリックス表

EAL区分		警戒事象（AL）		原災法第１０条第１項に基づく特定事象（SE）		原災法第１５条第１項に関する緊急事態事象（GE）	
		EAL番号	EAL略称	EAL番号	EAL略称	EAL番号	EAL略称
放射線量・放射性物質放出	01	－	－	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	－	－	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	－	－	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	－	－	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	－	－	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	－	－	SE06	施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	GE06	施設内（原子炉外）での臨界事故
止める	11	AL11	原子炉停止機能の異常または異常のおそれ	－	－	GE11	すべての原子炉停止操作の失敗
冷やす	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
	24	AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
	25	AL25	非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ	SE25	非常用交流高圧母線の３０分間以上喪失	GE25	非常用交流高圧母線の１時間以上喪失
	27	－	－	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の５分間以上喪失
	28	－	－	－	－	GE28	炉心損傷の検出
	29	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
閉じ込める	41	－	－	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇
	42	AL42	単一障壁の喪失または喪失のおそれ	SE42	２つの障壁の喪失または喪失のおそれ	GE42	２つの障壁の喪失および１つの障壁の喪失または喪失のおそれ
	43	－	－	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	－	－
その他脅威	51	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能のすべての喪失	－	－
	53	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	－	－
	55	－	－	SE55	防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
その他	－	－	（所在市町村において震度６弱以上の地震が発生した場合）【事業者からの連絡不要】	－	－	－	－
	－	－	（福井県津波予報区において大津波警報が発表された場合）【事業者からの連絡不要】	－	－	－	－
	－	－	（新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水台風、火山等）が発生した場合）	－	－	－	－
	－	－	（原子力規制庁より警戒本部設置の連絡を受けた場合）	－	－	－	－
事業所外運搬	－	－	－	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	－	－	－	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

：網掛けした項目は、電離放射線障害防止規則第７条の２第２項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象（緊急時被ばく２５０mSv が適用される事象）を示す。